

ISSN 1343-4225

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 51

キーパーソンインタビュー

「中国遼寧省大連市における中日協力の展望」

大連市市長 夏徳仁氏に聞く

小泉首相訪口とエネルギー問題 吉田進

Russian Oil for Northeast Asia: Opportunities, Problems and Policies Vladimir I. Ivanov

ロシアの石油と北東アジア：可能性、問題点、戦略 ウラジーミル・I・イワノフ

Japan-Russia Action Plan: Prospects for Economic Cooperation Vladimir N. Metelkin

日口行動計画：経済協力の展望 ウラジーミル・N・メチョルキン

ロシアにおける鉄道改革 バレリー・I・コバレフ、アレクサンドル・T・オシミーニン

Unemployment and Impoverishment in Mongolia: A Close Look at the Reality Sh. Enkhbayar

韓国・盧武鉉新政権の対内外政策 - 概要と課題 李燦雨、辻久子

韓国の地方財政（1） - 国と地方の財政関係と歳入構造 鞠重鎬、沈政郁

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（4） 三村光弘

2003
APRIL

vol. 51

目 次

キーパーソンインタビュー（日） 「中国遼寧省大連市における中日協力の展望」 大連市市長 夏徳仁氏に聞く	1
小泉首相訪口（2003年1月）とエネルギー問題（日） ERINA所長	吉田進	6
Russian Oil for Northeast Asia: Opportunities, Problems and Policies（英/日） ロシアの石油と北東アジア：可能性、問題点、戦略 Vladimir I. Ivanov, Senior Economist, Research Division, ERINA ERINA調査研究部主任研究員	ウラジーミル・I・イワノフ	11
Japan-Russia Action Plan: Prospects for Economic Cooperation（英/日） 日口行動計画：経済協力の展望 Vladimir N. Metelkin, Deputy Trade Representative, The Trade Representation of the Russian Federation in Japan 駐日ロシア連邦通商代表部副主席	ウラジーミル・N・メチョルキン ...	29
ロシアにおける鉄道改革（日） サンクトペテルブルク国立鉄道大学総長 同校教授	バレリー・I・コバレフ アレクサンドル・T・オシミーニン ...	35
Unemployment and Impoverishment in Mongolia: A Close Look at the Reality（英/日抄） モンゴルの失業と貧困化 - その実態の考察（抄訳） Enkhbayar Shagdar, Visiting Researcher, Research Division, ERINA ERINA調査研究部客員研究員	エンクバヤル・シャグダル	41
韓国・盧武鉉新政権の対内外政策 - 概要と課題（日） ERINA調査研究部客員研究員 同 主任研究員	李 燦雨 辻 久子	48
韓国の地方財政（I） - 国と地方の財政関係と歳入構造（日/英抄） Local Public Finance and Intergovernmental Transfers in the ROK (Summary) 横浜市立大学商学部助教授 Joong-Ho Kook, Associate Professor, Yokohama City University 一橋大学経済学研究科博士後期課程 Jung-Wook Shim, Graduate School of Economics, Hitotsubashi University	鞠 重鎬 沈 政郁	56
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（4）（日/英抄） Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (4) (Summary) ERINA調査研究部研究員	三村光弘	64
会議報告 - Conference Reports - 新絹之路・北東アジア輸送回廊 東京シンポジウム ERINA調査研究部研究員	川村和美	82
北東アジア動向分析		85
Book Review		90
研究所だより		91

（キーパーソンインタビュー）

「中国遼寧省大連市における中日協力の展望」

大連市市長 夏徳仁氏に聞く



2003年1月12日に大連市長に就任したばかりの夏徳仁氏が、同市の日本企業との協力強化のため、旧正月を返上して2月2日から7日まで政府代表団を率いて来日されました。この機会を利用して、夏徳仁新市長にインタビューをお願いしました。

- まず今回の訪日の目的と成果についてお聞かせいただけますか。

（夏）今回の訪日の目的は以下の4つです。第1は既に大連市に進出している日系企業との協力関係を強化することです。これまでの大連市の経済発展に対する貢献に感謝し、今後も対中投資の重点を大連市に置いていただきたいと思います。大連市は80年代後半から本格的に对外开放が始まり、既に2,000社余の日系企業が大連市に進出しています。日系企業による実行ベース投資額は42億米ドルに上り、大連市の外資利用総額の37%を占めており、国別では最大です。こうした日系企業の進出によって大連市の国際貿易が促され、毎年10%を超える伸び率を記録しています。中でも対日貿易は市全体の輸出額の47.0%、輸入額の

50.3%を占めています。従って、日本は大連市の最も重要な貿易パートナーとなっているわけです。日系企業の重要性を考え、大連市の新政府が発足してから、真っ先に日本を訪問したのです。

第2の目的は今回の訪問を通じて、日本の中小企業との関係を強化することです。日本国内では中小企業の経営が困難な時期にありますが、大連市に進出している日本の大手企業は地元で部品調達のできる中小企業を必要としています。また、最近中国東北地域では自動車産業が著しい発展を見せており、瀋陽には既にBMWが進出し、既存の「中華」というブランドの乗用車を生産しています。これらの自動車生産の発展によって、部品産業に対する需要・ニーズが高まっていることから、日本の中小企業、特に自動車部品関連の中小企業の大連進出を期待しています。

第3の目的はソフトウェア産業、情報サービス産業において、日本との協力関係を強化することです。大連市には20校余の大学があり、在校生は20万人に上っています。また100の研究機関があります。これらの大学や研究機関は毎年数多くの研究成果や人材を生み出しているため、IT産業の発展に向けて多くの人材を供給することができます。また、これらの中には日本語が堪能な人材も多いのです。現在日本は年間100億米ドルのソフトウェアを海外から輸入していますが、その中でアジアが占めるシェアは全体の僅か10%に過ぎません。ですから、大連市は日本向けのIT産業・ソフトウェア産業の供給基地となることを目指しています。

第4の目的は最近大連市が策定した「大大連建設計画」及び計画の実施に対する新政府の考え方、政策方針を日本の関係者に説明することです。「大大連」の建設を通して日本企業のためにもより多くの協力チャンスを作ることができます。

今日は訪日の5日目ですが、目的はほぼ達成できたと考えています。2月2日に来日して、まず姉妹都市である北九州市を訪問し、今後の友好交流について話し合いました。それから大阪へ移動し、中小企業投資説明会を開催しました。また大阪では松下電器、三洋電機を訪問しました。2月5日に東京に到着し、IT産業説明会を開催しました。ま

た本日（2月6日）は大連市の概況及び投資環境説明会を開催しました。明日からは東芝やキャノンなどの大企業を訪問する予定です。

- 実際に日本の企業の方に会われて手応えはいかがでしょうか。

（夏）訪問した各企業の反応は非常に良かったと思います。例えば大阪市で開いた中小企業投資説明会には、当初の予想を遥かに上回る400人以上の方が参加してくれました。また、本日の東京の説明会でも当初400名と想定しましたが、700名以上の参加をいただきました。また、訪問した企業各社からは大連市への投資について、新規計画があると伺いました。さらに、訪問した一部の経済団体からも近いうちに中小企業の経済ミッションを組んで大連市を訪問する計画があると聞きました。例をあげますと、みずほコーポレート銀行が近々取引先を集めて投資視察団を派遣することを決めています。また、日本の経済団体、協会、商工会議所及び貿易促進機構などの関係者からは、今後の日本と大連市の協力関係の強化はお互いにとって有益であり、双方が利益を得るような関係になるべきであるという話を聞きます。一方、一部の経済団体からは日本企業を誘致すると同時に、大連市或いは中国の有力企業が是非日本に進出するよう促してほしいという話もありました。

- 最近、上海、広州への日系企業進出が盛んに行われていると聞きましたが、これらの都市と比較した際の大連市の優位性はどこにあるとお考えですか。

（夏）中国は非常に大きい国ですので、各地域においてそれぞれ特色があります。上海と広州は総体的な投資環境は確かに大連市より優れていると思います。特に上海の場合は東アジア地域の経済・貿易・金融拠点としての結集力が非常に強いです。しかし、日本企業にとっては、大連市の方が向いていると思います。その理由は4つあります。

大連市と日本との間の地理的距離が近く、定期航路の数も最も多いこと。大連市の文化は日本人に馴染みやすく、日本語ができる人の割合は中国で一番多い上、同規模の都市では日本料理店の数も最も多いこと。十数年間の日本との交流を経て、大連市政府をはじめ所轄の各政府も日本との付き合い方を理解し、日本企業へのサービス提供システムが整っていること。上海、広州では人件コストが上

昇していることなどです。以上の4点は大連市が日系企業を誘致する上で、自信を持っている部分です。今後さらに各コストを引き下げ、都市機能を高めて、進出する日系企業のためにできるだけだけのサービスを提供していきたいと考えています。

- 大連市の有力企業を日本に誘致したいという要請を受けたとお話がありましたが、具体的にどのような分野の企業が日本進出を考えていますか？

（夏）現在の大連市の企業は日本へ進出する力と余裕がまだまだ足りないと思います。まずは、労働力輸出が一つの方法であると思います。もう一つは大連市の企業が開発した技術、製品、保有している特許、知識所有権を国際市場に売り出す場合、まず日本を一つのステップとして日本で子会社を作って、日本から世界へという形も考えられます。

- 大連市は文化的に日本と近いとおっしゃいましたが、日本人にとって大連市は魅力のある町だと思います。そこで、例えば観光などの産業の可能性があるとありますが、いかがでしょうか。

（夏）大連市は既に観光地として注目され、日本からも年間約25万人が訪れています。昨年4月に大連市旅游局と日本の観光協会の間で、観光振興のための覚書に調印しました。大連市で開催しているさまざまなイベントが日本でも知られています。例えばアカシヤ祭、ファッション祭、ビール祭、マラソン大会などです。これらを通じて、日本の観光客を誘致したいと考えています。また、大連市から日本への観光事業についても促進していきたいと考えています。大連市は第2期の日本への観光ビザ開放都市^注を目指しています。これについては、日本の観光協会にも協力してもらっているところです。これから大連市と日本の観光交流関係は益々緊密になると信じています。

- 本日の「大連投資環境説明会」では大連市が14%の成長率といった急成長を遂げ、1人当たり所得も倍増していくとのことでしたが、目覚ましい成長の源は何でしょうか。

（夏）大連市の経済発展要素には次の4つがあります。まず民営経済の高成長です。大連市の民営企業は毎年20%強のスピードで成長してきました。次に外国企業の急成長です。90年代に進出した企業が利益を出し始めました。第3

^注 2001年6月東京で開催した日中政府実務者会議において、中国国民の訪日団体観光に関する具体的な実施方法につき合意した。第1期ビザ発行対象は北京市、上海市、広東省に在住する中国国民と限定した。最近ビザ発行範囲を拡大する要望が日中両国間で多く出され、大連市はその第2期観光ビザ開放都市を目指している。

に国有企業改革の成果が現れ始めました。例えば石油化学の場合、2005年になると大連市の石油練成能力が全国最高位の3,000万トンに達する見込みです。造船の容積トン数も年間400万トンに達し、国内最大級となります。第4にハイテク産業の発展が目覚しく、ここ数年年間30%以上の伸びが続いており、中でもソフトウェア産業が毎年50%以上の成長を見せています。上記の発展要素は、大連市の経済成長の牽引力として役割を發揮しています。

- 急成長に伴う環境破壊の問題など、経済成長と環境のバランスについてはどうですか。

(夏) 経済成長はもちろんいいことばかりではなく、問題も伴います。工業化の初期段階ではやはり環境保護が大事であると思います。幸いなことに現在中国政府及び各地方政府は持続的な発展を意識し始め、環境保護や汚染処理に大きな力を入れるようになりました。私の前任の薄熙来市長が在任中の8年間、市内にあった汚染が激しい企業100社余を郊外に移動させ、またそれをきっかけに、企業改造も行いました。大連市は外資を誘致する際、「環境問題一票否決制度」を導入しています。汚染のひどい企業を絶対大連市に入れないようにしています。さらに、市政府は毎年多くの資金を投入して、汚水とゴミ処理に力を入れています。今は経済成長と環境保護を並行して行っているところです。現在実施している経済成長政策は決して環境を犠牲にして、経済成長を図るようなものではありません。IT、物流、観光のような環境破壊とは無縁な産業分野を発展させていきたいと考えています。

- ERINAでは大連市よりも北の内陸部の吉林省、黒龍江省も研究対象としているわけですが、経済発展の先進都市の立場から、どうすれば東北部の他の都市も大連のように発展できるでしょうか。

(夏) 大連市は港湾都市として、後背地である長春、瀋陽など東北地域の発展を望んでいます。事実、東北経済はさまざまな困難に直面しました。例えば国有企業改革を行う中で、レイオフ、失業或いは治安の悪化も発生しました。しかしここ数年は回復の兆しを見せており、いい方向に向かって動き始めています。また、私は遼寧省副省長在任中の1年半の間に、瀋陽で産業構造改革の成果が徐々に現れたことを目の当たりにしました。特に、瀋陽は自動車産業が急速に発展しており、以前から製造している「金杯」、「中華」の両ブランドが売り出されている上、最近BMWも進出してきました。さらにトヨタ自動車とも交渉しています。同市の成長率は大連市同様の13%程度です。長春も

経済が好調であり、特に自動車工業基地として、昨年は30%の成長を遂げました。このような東三省の経済回復は我々にとっては非常に喜ばしいことです。これによって、大連港の利用が促進されることを期待しています。

- 吉林省、黒龍江省の方から貨物を大連に輸送しても港が混雑して取り扱ってもらえないとの話を聞いたことがありますが、大連市は瀋陽、長春、ハルビンなどの都市と港利用の面における協力関係はありますか。

(夏) 大連市は港のサービス体制を整え、できる限り東北部の経済発展に貢献していきたいと考えています。しかし、正直に言いますと、確かに今までサービスの良くない時期もありました。従って、一部の貨物が周辺港に分流してしまいました。東北部の内陸地の貨物が瀋陽に行った後、天津港に流れてしまったり或いは秦皇島港や營口港に行ってしまったこともありましたが、しかし、このようなことがあっても、大連港の地位は不動でした。それは大連港は水深が深く、不凍港で、設備・機能も備えている国際中樞港であるからです。先頃、大連港は以前の交通部管轄から大連市政府管轄の港となり、私にその権限が与えられましたので更に管理を合理化し、人員削減に努め、サービスの効率を良くしていきたいと考えています。また、大連港務局の責任者と一緒に東北の内陸地を訪問し、大連港のポートセールスをしたいとも考えています。

- 大連港とそれに接続する道路の最新整備状況について、ご紹介ください。

(夏) 現在大窯湾新港(コンテナ港)の年間コンテナ取扱量は133万TEUに達しています。現在第2期工事が始まっており、来年完成すれば年間400万TEUの取扱能力になります。また、現在30万トンの石油パースと20万トンの鉱産物パースの建設も行っています。これらの工事が全部完成しますと、大連港の年間貨物取扱量は現在の1億トンから1億3,000万トンになります。

国家重点プロジェクトであるハルビン～大連間の高速道路と鉄道電化はほぼ完成しました。大連～瀋陽間の高速道路をさらに拡張することを遼寧省政府で決定しました。4車線道路を8車線にする計画です。この工事が終了すれば大連～瀋陽間の所要時間は4時間から3時間に短縮させます。

- 夏市長は金融博士号をお持ちで大学の学長などを歴任されていらっしゃると思いますが、このような経歴の持ち主は日本では非常に珍しいと思います。ご自身で選択された道ですか。それともどなたかの推薦、後押しがあったのですか。

また、これらの経歴が現職に役立っていますか。

(夏)大学の学長になってからは自分の将来、進路は個人の意志で決められなくなったと感じています。私は大学で博士号の指導教官、学長を務めていた時は、一生教師をやりたいと思っていました。学生を指導し、研究成果が出た時の達成感は何の仕事ではなかなか味わえないものがあります。1997年後半、大連市は金融に精通した副市長を求めています。私が当時勤めていた大学は財政部の管轄だったのですが、その財政部に共産党遼寧省委員会が私を大連市副市長にしたいと伝えたそうです。財政部が私の意見を確認せずに了承してしまったのです。このような状況で、私は1998年1月11日に何も知らずに大連市の副市長に選ばれました。副市長になることは私自身の選択ではありませんでしたが、やっているうちに、大学で学んだこと、研究したことを実際に応用できることは非常にやりがいがあると感じました。特に、私が金融担当の副市長になった1998年はアジア金融危機の年でもありました。その時、全体の金融体系は必ずしも安定したものとは言えなかったため、大学で学んだ知識を活用できました。それまでは自分の研究成果を他人への教育を通して証明する形でしたが、現在は自分が自らの研究成果を応用できることは嬉しいことです。

- 中国がWTOに加盟した現在、金融を含めいろいろな分野での自由化が求められています。こうした状況の下、大連市が金融面で発展する可能性についてどう考えていらっしゃいますか。

(夏)私個人としては大連が金融拠点になることを期待していますが、金融改革は中国全体として考えるべき問題であり、個別の都市がやれる問題ではありません。しかし、中国は、金融、サービス貿易などの分野で徐々に開放していくことを約束しています。その中で、大連市が一步先に踏み出すことができるのではないかと思います。1998年11月27日、朱鎔基総理が大連市を視察した時に、WTO加盟後大連市に率先してサービス貿易、特に金融、保険業を開放させてほしいとお願いしました。当時の薄熙来大連市長がこの提案を直接朱総理に報告し、総理は同意されました。帰京後、朱総理が中国人民銀行、保険監督委員会に指示を出し、後に大連市が最初の金融開放モデル都市の一つとして指定されました。これを受け、中国がWTOに加盟した日から大連市の外国銀行では人民元取扱業務ができるようになりました。現在、日本のみずほコーポレート銀行と東京三菱銀行の大連支店が人民元業務を行っています。また、大連市は保険業の開放モデル都市としても認められ、外国

の保険会社が大連市で支社を開設しています。現在、2社の外国保険会社が進出しています。オランダのING社と日本の損保ジャパンです。今後、私は市長として、引き続き大連市の金融改革開放をさらに推進していきたいと考えています。

- 中国の新中央指導部の対日政策には変化があるでしょうか。

(夏)新指導部の対日方針は従来通りで、変わることはないでしょう。中国政府の政策はスムーズに連続しており、大きな政策転換は有り得ません。我々も引き続き日本との関係において、歴史を鏡として、未来に向けての友好・協力関係の構築に努めたいと思います。

- 最後に、率直に日本に対してのアドバイスを是非お聞かせください。

(夏)なかなか答えにくい問題ですが、ご参考までに申し上げます。中日間の経済協力関係は非常に重要であると思います。これは日本にとっても中国にとってもいえることです。世界経済のグローバル化が進む中で、地域間の経済交流が非常に重要になってきています。北米は北米自由貿易協定、ヨーロッパにはEUがあります。しかし、アジアではまだこのような協力関係ができていません。私は北東アジア各国の経済交流は非常に大切だと思っています。中でも中日間の経済交流が特に重要であると認識しています。なぜならば、中国と日本の経済的相互補完性があるからです。中国は安価な労働力と巨大な市場、日本は技術、資本と管理ノウハウを持っています。このように中国と日本が協力し合えば経済地域化の中で益々重要な役割を果たすことができると思います。

または中国の経済成長を日本の方々に平常心で見守ってほしいと思います。中国は高い成長率を続けていますが、これは基礎が低いからです。日本のGDP総額は4.8億ドルですが、中国は僅か1億ドルです。私は40~50年以内に中日両国間が競争関係になるようなことはないと思います。経済総量が小さい時は成長速度が速いのは理解できます。日本も戦後約30年間の高度成長期がありました。中国でもこのような高成長はずっと続くことは有り得ないと思います。従って、中国の発展は日本にとってチャンスであり、脅威ではないと私は思います。中日両国は経済交流を通して、資源の相互補完ができるし、双方が勝つという関係が構築できると思います。

- 本日は、ありがとうございました。

(2003年2月6日 東京新高輪プリンスホテルにて)
中国語によるインタビューをERINAにて日本語に翻訳しました。

聞き手：ERINA調査研究部主任研究員 辻久子
通訳：ERINA調査研究部研究補助員 李偉
記録：ERINA調査研究部研究員 李勤

プロフィール

夏徳仁 (Xia Deren)

1955年 6月遼寧省大連市生まれ

1978年 1月～1982年 7月 東北財経大学財政金融学部で金融学専攻

1982年 7月～1998年 1月 東北財経大学財政金融学部助手、修士課程生、博士課程生を経て
学部副主任、助教授、副学長、教授、博士課程指導教官、学長

1998年 1月～2000年11月 遼寧省大連市副市長

2000年11月～2001年 5月 遼寧省大連市共産党委員会常務委員、常務副市長

2001年 5月～2002年12月 遼寧省副省長

2002年12月～現在 中国共産党大連市委員会副書記

2003年 1月12日～現在 遼寧省大連市市長

2003 北東アジア経済会議 / 北東アジア経済フォーラムイン新潟

2003 Northeast Asia Economic Conference / Northeast Asia Economic Forum in Niigata

2003年 6月 2～3日

新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」

2-3 June 2003

'Toki Messe' Niigata Convention Center

Programs

Keynote address: Song Jian, Chief Executive, China-Japan
Friendship Association

Panel discussion on the Northeast Asia Grand Design

Panel discussion on transportation issues

Meeting of environment experts

Panel discussion on energy issues

Individual regional seminars

Related Events

Northeast Asia Business Fair 'NAB-Messe' 2nd-3rd June

Niigata Energy Forum 2003 4th June

Organizers Niigata Prefecture, Niigata City, ERINA,
Federation of Chambers of Commerce of
Niigata Prefecture, Niigata Association of
Corporate Executives

Co-Organizers

Northeast Asia Economic Forum, United
Nations, National Institute for Research
Advancement

Cooperating Organizations

The East-West Center, Japan's Committee for the
Promotion of the Asian Energy Community
(CPAEC) and other government and private
organizations

Planning

Northeast Asia Economic Conference
Organizing Committee

プログラム

基調講演 中日友好協会 会長 宋健

北東アジアグランドデザインパネル

運輸・物流パネル

環境専門家会合

エネルギーパネル

地域別貿易投資セミナー

関連行事

北東アジアビジネスメッセ NAB-Messe 6月 2～3日

新潟エネルギーフォーラム2003 6月 4日

主催 新潟県、新潟市、ERINA、新潟商工会議所連合会
新潟経済同友会

共催 北東アジア経済フォーラム、国際連合
NIRA (総合研究開発機構)

後援 東西センター

アジアエネルギー共同体推進機構日本委員会 ほか

企画 北東アジア経済会議組織委員会

小泉首相訪口（2003年1月）とエネルギー問題

ERINA所長 吉田 進

1. 最近の日口関係 - 平和条約の締結をめぐる

2000年4月、森首相（当時）はサンクトペテルブルグを訪れ、プーチン大統領代行と会談を行った。プーチン氏は、前年12月末にエリツィン大統領から大統領代行兼首相の権限を与えられ、3月の大統領選挙で当選して5月の大統領就任直前だった。この会談の結果、今後の協力方向として、日口間の戦略的・地政学的提携、幅広い経済協力、平和条約の締結という3つの課題を同時に進行させる方針が明確に示された。

それまでの日口首脳間の大きな出来事としては、まず1991年のゴルバチョフ大統領の来日、1993年のエリツィン大統領来日などがあり、北方4島へのビザなし交流が実施され、日口関係の基本的文書の一つとなる「東京宣言」が調印された。この文書は、全体主義の遺産を克服し、4島の帰属問題を歴史的、法的事実に立脚して法と正義の原則のもとで解決することを宣言した。

1997年11月のクラスノヤルスク会談の特徴は、2000年までに平和条約を締結するという期限を設けたことにある。しかし、その後の経過を見ると、エリツィン大統領の支持率が低かったこと、健康を害し1年間の1/3しか執務できない状態だったことなどから、この目標は達成されなかった。

サンクトペテルブルグ会談後、2000年9月の東京会談で「平和条約問題に関する声明」が、2001年3月のイルクーツク会談では、「平和条約問題に関する交渉の今後の継続についての声明」が採択された。

この前後に日本では2島返還論が一つの流れを形成した。イルクーツク声明では、「1956年の日ソ共同宣言が、平和条約締結に関するプロセスの出発点を設定した法的文書であることを確認」した。鈴木宗男氏はこの声明を利用し、北海道の地元の漁民を後盾に、外務省の一部官僚と手を組み、まず歯舞・色丹の返還を求めて平和条約を結び、国後・択捉はその後に継続審議して結論を出せばよいと主張するに至った。

一方、ロシアでは2002年3月、下院において「ロシアの指導部が日本との間に領土問題が存在するとした南クリル諸島の帰属問題についての取り組みを見直せ」という勧告を採択した。サハリン州議会ではポノマリョフ議員の提案 - 56年宣言の歯舞・色丹返還の条項の破棄 - をプーチン大統領に要請する決議を採択した。ロシア国内では最近、ナショナリズム的な傾向が強まっていると感じさせ

る。

以上のように、日口間で最大の問題の一つが、今なお戦後問題の処理である。また首脳会談が頻繁に行われるようになったのは、新しい国際情勢の中で日本にとってロシアが、ロシアにとって日本がより重要な隣国であることを証明するものである。

2001年9月11日の事件は、反国際テロで米口関係を好転させた。この時期に日口関係が領土問題をめぐり複雑な状態にあることは望ましいことではなかった。当然の事ながら、日口対話の継続が問題となった。

2. 小泉首相のロシア訪問（2003年1月）

このような複雑な情勢下で小泉首相の訪口が進められた。その目的は、第一に北方領土問題をめぐり硬直化した日口関係を打開することにあった。1月10日の首脳同士の6時間にわたる会談は、相互理解を深め、個人的な信頼関係を深めるうえで大きな役割を果たした。

日口行動計画の採択は、中期的な協力目標を設定することを意味していた。

小泉首相は日本の首相として初めてハバロフスク市を訪問した。極東は、日本にとって重要な原料（木材、水産物、非鉄）供給地の一つである。日本のロシアからの輸入商品の8割はシベリア・極東が原産地である。

1970年代には、極東にて森林開発をめぐるKSプロジェクト、ヤクート石炭開発プロジェクト、ポストーチヌイ港の建設、サハリン大陸棚石油・ガス開発、ヤクート・ガス開発などのプロジェクトが進められ、日口間の貿易取引を60億ドル台まで引き上げた。

1月12日に小泉首相が、大統領の極東全権代表プリコフスキー氏と北朝鮮問題で、極東最大の政治家であるイシャーエフ知事と経済協力について意見交換を行ったのも、日本の極東重視の現れである。訪問は、全般的に見て有益かつ成功であった。

3. 共同行動計画について

今回の共同行動計画では、従来の3つの対口協力分野が6つに拡大された。「政治対話の深化」、「平和条約交渉」、「国際舞台における協力」、「貿易経済分野における協力」、「防衛・治安分野における関係の発展」、「文化・国民交流の進展」である。特に、防衛・治安と文化交流の分野が加

えられ、従来の「戦略的地政学的提携」が首脳・政府間の政治対話と国際舞台での協力に拡大された。

共同行動計画の特徴は、これまでの活動を総括し、今後の方向を明示したことにある。ロシア側は、かつて平和条約に代わる日口友好親善条約を結ぶ提案をしたことがあるが、日本側は、その時点で平和条約にすり替えられる可能性があるとして賛成しなかった。しかし国際情勢の大きな変化、日口関係の新しい展開の中で、両国の協力関係の今後の展望を明らかにする必要性が生まれていた。

4. エネルギー問題について

「共同行動計画」の経済関係では、新しい分野としてエネルギー問題が取り上げられた。まず、サハリン大陸棚における石油・ガス開発で果す日本の役割に触れ、その拡大を確認した。

次に、「両国は、ロシア連邦の極東及びシベリア地域におけるエネルギー資源開発及びその輸送のためのパイプライン整備分野における経済的観点から、相互に利益のあるプロジェクトの実現がこれらの地域の開発に大きく貢献し、国際エネルギー市場の安定並びにアジア太平洋地域及び世界全体のエネルギー安全保障の向上に資することになるとの認識を共有し、ロシア連邦の極東及びシベリア地域におけるこれらの分野の協力を発展させていく」と、極東及びシベリアのエネルギー開発の重要性に触れている。

さらにパイプラインの建設について次のように述べている。「この関連で、両国はエネルギー輸送プロジェクトの実現における具体的協力の前進を政府及び民間レベルにおいて検討し、それらのプロジェクトの進展と合わせロシア連邦の極東とシベリア地域における石油ガス田開発分野での両国の企業協力が進展することを支持する」

5. エネルギー問題が取り上げられた背景

では、このような内容が「計画」に盛り込まれた国際的な背景は何か。

(1) エネルギー分野における米口協力

9・11事件後、アメリカはロシアからの石油輸入に関心を

持ち、2002年5月のブッシュ大統領訪口時に「新エネルギー対話に関する共同声明」を採択した。そして7月4日には20万トンの大型タンカーが黒海積みのロシア原油を運んでヒューストンに入港した¹。

ロシアは、次の段階でバルトパイプライン（457km）を利用してプリモルスク港から1,200万トンの原油の対米輸出を図る（トランスネフチ案）²。さらにムルマンスクまで1,500kmのパイプラインを建設し、年間5,000万トンの原油をアメリカに供給すると発表した。その結果、アメリカの原油輸入の11%を分担することになる。

しかし、このパイプラインの国内コンソーシアムについては種々問題がある。従来はルクオイルを主として、ユーコス、シブネフチ、TNKが参加していたが、カシヤノフ首相がパイプラインは国有でなければならぬと言明した結果、トランスネフチ社が浮かび上がってきた。しかし、ルクオイル社のフェドウン副社長は、「2007年には米国に出荷を開始しなければならない」と本プロジェクトに強い意欲を燃やしている³。ロシア国内での調整は進んでいるものと見られる。

(2) 中口協力

中国の経済の高度成長により、エネルギーの需要が大幅に増えている。2000年には6,700万トンの石油を輸入し、世界を驚かせた。2002年の原油輸入量は6,940万トン、製品輸入量は1,899万トンであった。中国の原油生産量は1.7億トンで、総需要量の1/3は輸入に頼っている。輸入先は、中東とアフリカである。朱鎔基首相など最高幹部が頻繁にこれらの国を訪問している背景の一つはここにある。

まず、中国はロシアから石油を輸入するため、アンガルスから大慶までの原油パイプライン2,247km（ロシア国内1,452km、中国国内795km）の敷設計画を進めている。このパイプラインは2005年から年間2,000万トン、2010年から年間3,000万トンの原油を中国に供給する（図1のB）。2000年7月にプーチン大統領が訪中し、江沢民主席と4つの協力案件について合意したが、そのうちの一つが中口原油パイプライン構想であった。

¹ 7月4日に、ヒューストンに200万バレルのロシア原油を積んだタンカーが初めて入港した。売り手はユーコス、買い手はエクソンモービル。この原油は、黒海のノヴォロシースク、トアブセ、フェドシアから小型船で積み出され、エーゲ海で「アストロ・ループス」号に積み替えられてアメリカへ運ばれた。ユーコス社は「年間4,000万トンの供給は可能」と言っている。これはアメリカの輸入量の約9%に相当する。

アメリカは、現在国外から年間4.5億トンの原油を輸入している。そのうち、中東への依存度が最大で、25%である。イラク攻撃で中東からの原油供給が中断した時の補給源としてロシアの果たす役割りは大きい。

² バルトパイプラインを構成するヤロスラヴリ - キリシ - ラインの輸送能力を増大・再建し、キリシ - プリモルスク - ラインを新たに敷設し、プリモルスクに1,200万トンのターミナルを建設した（2001年12月27日に開通）。現在第2期の工事が計画されている。2003年の年末には完成し、1,800万トンとなり、最終的には3,000万トンの積み出しが可能となる。

³ 日本経済新聞、2003年2月14日。

2001年7月に江沢民主席とプーチン大統領の間で中口石油パイプライン建設の調査を行うことで合意、平行してロシアエネルギー省、ユーコス、トランスネフチと中国石油天然ガス集团公司（CNPC）の間で協定が成立した。2001年9月にはサンクトペテルブルクの朱鎔基・カシヤノフ会談で「ロシアと中国を結ぶ原油パイプライン敷設プロジェクトの事業化調査共同実施に関する取り決め」⁴が調印された。

また、中国は韓国と組んでロシアのコピクタガスの輸入を計画している。本件は1996年に中口両国政府間で協力プロジェクトに指定された。中国の国家発展計画委員会とロシアのエネルギー省が窓口で、中国側からは中国石油天然ガス集团公司（CNPC）がプロジェクト実行部隊となっている。

この天然ガスパイプラインは、全長が約4,000km（ロシア領内が1,960km、中国領内が2,000km）で、年間のガス輸送能力は350億立方メートル、そのうち100億立方メートルは韓国に輸送される。ガス供給期間は30年間で、所要資金は100億ドルとなり、ロシアペトロリアム、韓国ガスが参加し、2008年にパイプラインの稼働を予定している。ルートは未定だが、中国東北3省ルート、モンゴル經由北京ルート、中国山東省 - 韓国海底ライン、中国大連 - 韓国海底ライン、朝鮮半島縦断ラインがそれぞれ検討されている。

（3）日本とロシア

日本は、原油供給源の多様化を求めている。サウジアラビアは、アメリカのイラク攻撃が始まれば原油の供給を停止すると言明している。日本は輸入の87%を中東に頼っているが、近年南米のベネズエラからの供給が不安定になっ

ており、原油の供給源の多様化が強く求められている。

日本は、サハリンの石油・ガス開発に参加しており、「サハリン - 2」では1999年から原油を生産しはじめた⁵。最近、東京ガスが2007年から100万トンの液化天然ガス（LNG）（現在の輸入量は年間750万トン）をサハリンから輸入することを決定した⁶。それに続き中部電力も年間10 - 20万トンのLNG輸入を決めた⁷。

今回のアンガルスクからナホトカまでのパイプライン建設については、2002年9月に日本で開かれた国際エネルギーシンポジウムの際、ロシアのエネルギー次官から平沼経済産業大臣に打診があった。それを受けて年末にグレフ経済発展貿易大臣に平沼大臣が親書を送り⁸、小泉大臣がプーチン大統領との会談時に正式に提案した。このパイプラインの長さは3,765km。大慶までのパイプラインよりも1,500km長い。供給能力は5,000万トンであり、必要な資金は52億ドルといわれている⁹（図2のA）。この提案に対して、プーチン大統領は、他のプロジェクトとの関連、新しい原油産地の開発の必要性¹⁰などを強調したようだ。

6. 今後の問題点

（1）パイプラインのルート

ロシアではまもなく開かれる閣僚会議でパイプラインの問題が取り上げられるという。その中でエネルギー省がまとめている中国向けルートと太平洋（ナホトカ）向けルートの折衷案が注目されている。この案は2つある。

第1案はユーコス案である。まずアンガルスクからバイカル湖の南を回り、チタまで単一のパイプラインとして、チタから大慶向けとナホトカ向けに分かれ、2本になる（図1：大慶向け - B、ナホトカ向け - アルガンスクからB、チタ經由スコボロディノでC）。

⁴ この「取り決め」にいたるまで、両国は、首相定期会議委員会の下にエネルギー小委員会を設け、ロシア側はユスホフ・エネルギー大臣、中国側は曾培炎国家計画発展委員会主任を責任者として原油パイプライン建設の検討をしてきた。その過程で、ロシア側はアンガルスクからモンゴル共和国經由北京へのルートを提案したが、中国側はアンガルスクからザバイカルスク經由大慶のルートを提案、最終的に中国案となった。

総投資額17億ドルのうち中国が7億ドル、ロシアが10億ドル分担する。2002年7月にコスト計算と輸送運賃を策定、2003年7月に敷設ルートを決定、2003年に着工、2005年に運用開始となっている。2002年5月にユスホフ大臣は、2003年7月に着工すると述べた。

⁵ サハリン - 2は、2002年に145万トンの原油を生産した。またサハリン - 1のパートナーである「ロスネフチ・サハリンモルネフテガス」と「ペトロサフ」は、200万トンの原油と17億m³のガスをオンショアで生産した。

⁶ 日本経済新聞 2003年2月4日。

⁷ 日本経済新聞 2003年2月8日。

⁸ 日本経済新聞 2002年12月27日。

⁹ 2002年4月にトランスネフチ社の開発・建設部門の責任者であるA・ベズウエルホフ氏によると、太平洋ルートの事前準備が行われており、連邦政府との共同出資を予定し、建設開始は2004年。総投資額は52億ドル、そのうちパイプラインの建設費は40億ドル。パイプの口径は1,020-1,200mm。計26基のポンピング・ステーションが建設される。各地域の距離は、イルクーツク（559km）、プリヤート（457km）、アムール（1,422km）、ユダヤ人自治区（313km）、ハバロフスク（237km）、沿海地方（488km）。オイルターミナルの場所は未定だが、候補地としてあがっているのは、ナホトカ港、ポストーチヌイ港、ヴラジミル湾、ウスト・ソボレヴカ湾、ラズボイニク湾、チャシマ湾、ワニノ港など。

¹⁰ 開発可能な油田としてユーコス社などが上げているのは、Yurubcheno-Tokhomskaya zona（Yutz）（7億2,000万トン）、Tersko-Kamsky（3億8,800万トン）、Strezhevoe（1,200万 - 1,500万トン）、Talakan（500万 - 2,000万トン）などであり、東シベリアの石油可採埋蔵量は115億トンと言われている。

第2案はトランスネフチ案で、アンガルスクからバイカル湖の北回りでカザチンスコエからティンダ、そこからスコボロディノへ南下し、大慶向けとナホトカ向けに分かれる（図2：大慶向け - アルガンスクからスコボロディノまでA、スコボロディノからDへ。ナホトカ向けはハバロフスク経由）

第1案はすでに中国と合意しているラインを尊重した形をとっており、人口が多く、気候的に緩和された地域という有利な条件があるが、一方、国立自然公園地域を通るので、法律の解釈や、自然保護団体との協議が必要となる。第2案は、新しい石油生産地域から近いところを通過するので生産物の輸送が便利である。将来ヤクートからの原油輸送も容易になる。

現在コビクタのガス開発が論議され、ガスパイプラインのルートが問題となっているが、石油とガスパイプラインを併設すればコストは安くなり、このルートの投資額は60 - 70億ドルで済むと試算されている。

（2）供給量の保証

ルートの問題が解決したとしても、問題は8,000万トンの石油をどこから供給するかということだ。アンガルスクまでのパイプ輸送能力が2,000万トンであり、現在1,400万トンを輸送している。そのうち400 - 600万トンはアーチンスク石油精製工場で、800 - 1,200万トンはアンガルスク石油化学コンビナートで処理されている。そうすると東シベリアで開発された石油を供給しないかぎり、解決は不可能である。

現在ユ・コスが考えている新しい油田は、ステレジェヴォイ、コルプチェノ・トホムスキー、タラカンなどである。初歩的な解決案として、これらの油田が開発されると1,900 - 4,300万トンの原油供給が保証される。

第一段階としてこの数量を保証するとしても、まだ3,000 - 5,000万トンが不足で、第二段階としてヤクートの原油を投入し、その解決に挑戦しなければならない。

その際、まず必要な原油の可採埋蔵量が存在するのか、つぎに開発のための莫大な資金をどう調達するか、さらに外国資本の石油採掘への参加を議会が許可するかなどが問

題である。また日本の資本が参加する場合、寒冷地での作業に適應できるかも問題であろう。

現在ロシアとの交渉は、中国が先行しているが、日本も岡本エネルギー庁長官を3月5日にモスクワに派遣し、日本の提案をロシア側が十分考慮するよう要請している。

供給源の拡大とパイプラインの建設については、いずれロシア、中国、日本の共同協議が必要となるであろう。

7. 結びにかえて

9・11事件後国際関係は大きく変わった。それぞれの国が国益の観点からエネルギー問題を取り上げている。日口関係も例外ではない。今後の日口経済関係は、中期的な展望としてエネルギー - 分野の協力を一つの軸として動いていくであろう。それは、サハリンの石油とガス開発、東シベリアの石油開発、太平洋パイプラインによる原油の供給、コビクタガス田の開発、中国・韓国向けガスパイプラインの建設へと発展し、さらに将来的には、ヤクート・ガスの開発、アムール川（黒龍江）河口、マガダン・カムチャッカ大陸棚のガス・石油開発へとつながって行く。それが極東開発の導火線となる。

このような展望は、数十年単位で見えていかなくてはならない。

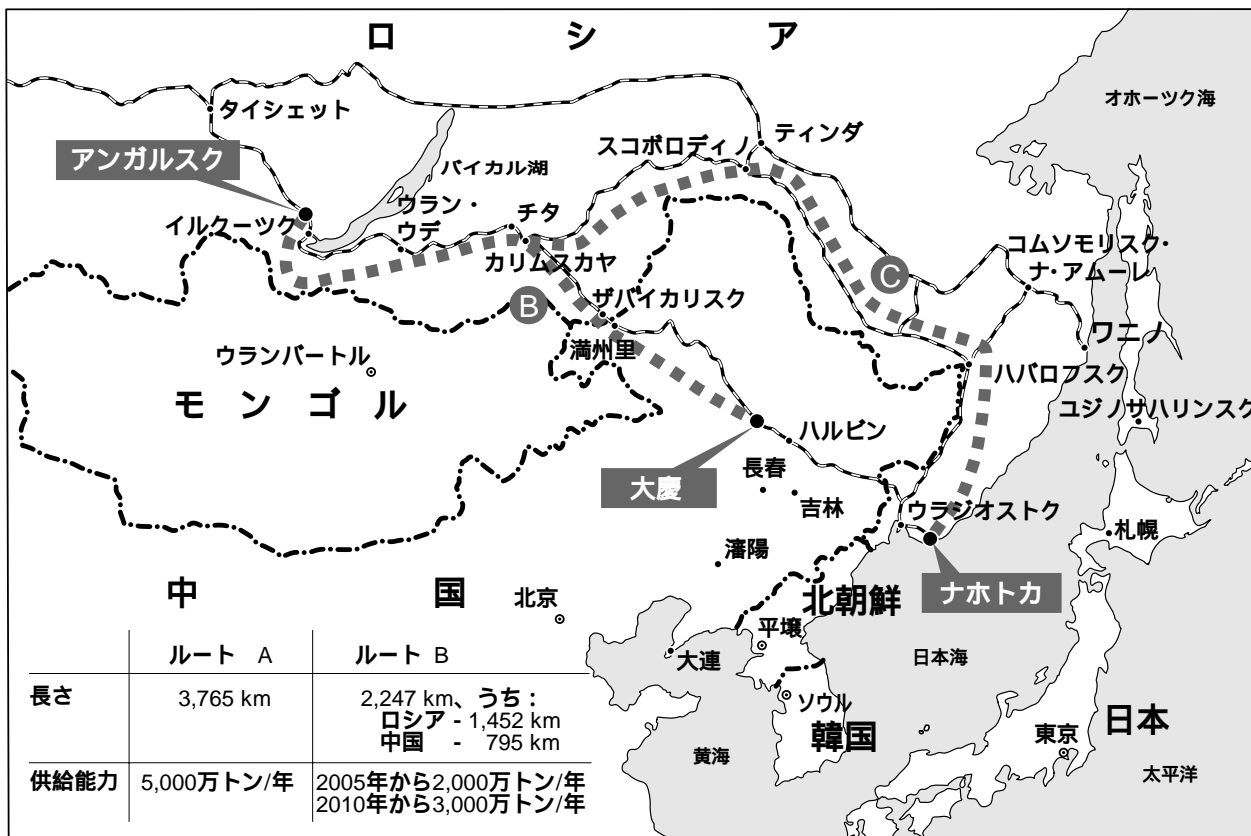
この歴史的過程で、東北アジア経済圏にエネルギー共同体が形成される。日本、中国と韓国はエネルギー需要者側として供給者側のロシアと交渉を行い、多国間の協力形態を誕生させる。

ロシア極東は、ロシア欧州地域との関係以上に緊密な関係をこれらアジア諸国との間に結び、北東アジア経済圏を構成することになる。

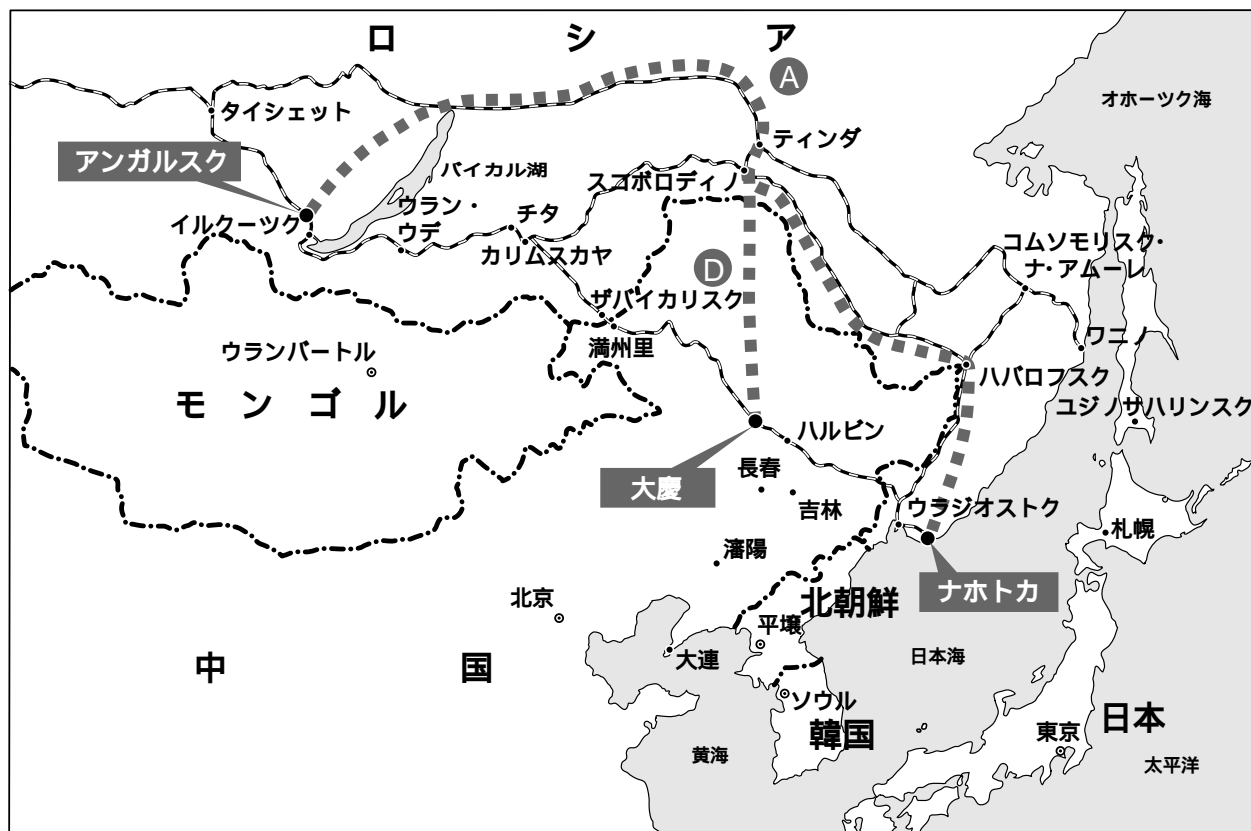
日口関係も、各分野を総合した、太いパイプを持った政治対話とエネルギー開発を中心とした経済協力を基礎として再構築され、当然のことながら、平和条約は双方に受け入れられる形で締結されよう。

今回の小泉訪口は、このような新しい日口関係を構築する上で重要な一歩を歩みだした。そこに評価すべき歴史的な意義がある。

(図1) アンガルスクから日本海沿岸までと中国大慶への原油輸送パイプライン(南方案)



(図2) アンガルスクから日本海沿岸までと中国大慶への原油輸送パイプライン(北方案)



Russian Oil for Northeast Asia: Opportunities, Problems and Policies

Vladimir I. Ivanov

Senior Economist, Research Division, ERINA

Introduction

In January 2003, major developments with the potential to affect energy security in Northeast Asia became the focus of international attention. Firstly, there was the crisis caused by Kim Jong Il's decision to dump the 1994 Framework Agreement and withdraw the DPRK from the nuclear non-proliferation treaty. As the United States and other members of the Korean Peninsula Energy Development Organization (KEDO) decided to end monthly shipments of fuel oil to the DPRK, Pyongyang reactivated its graphite reactors to ensure additional supplies of electricity, removing at the same time the monitoring equipment installed by the International Atomic Energy Agency. The future of KEDO became highly uncertain, if not bleak.

The second problem was the mounting pressure arising from the Iraq situation and the threat of an invasion by the U.S. military, in the light of the potential impact of this on oil supplies to Japan, the ROK and China. The U.S. intensified pressure on Saddam Hussein, demanding from Baghdad full cooperation in weapons inspections and disarmament. However, Iraq's huge reserves of oil were probably an additional motivation for this policy.

However, positive signs also appeared on the regional horizon as Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi prepared to visit Russia in January 2003. From the Japanese perspective, the geographic proximity of Russia combined with its potential to produce and export energy resources makes energy sector a desirable basis for bilateral cooperation. Indeed, the ongoing Sakhalin projects are the largest investment undertakings in Russia, involving Japanese investment of almost US\$1 billion and the prospect of this eventually totaling US\$8 billion.

During his talks in Moscow, Japanese leader expressed his support for an oil pipeline that would link large but as yet undeveloped oil reserves in Eastern Siberia and the Far Eastern region with an export terminal on the Pacific coast. Indeed, this project would be of mutual benefit from an economic perspective, contributing to the development of Eastern Siberia and the Far Eastern region, as well as from the energy security perspective of Japan and other economies of Northeast Asia. Junichiro Koizumi stressed the readiness of Japan to support the construction of the Pacific pipeline. Japan could provide export credit guarantees that would allow up to 100% of purchases to be from non-Japanese sources. Vladimir Putin agreed that the project is of great interest to Russia, while also admitting the need to review its economics and financing issues.

The Impasse

Some Chinese observers were very quick to mention that the plan to build a Russian oil pipeline to China was left up in the air because the deal was not formally secured as had been expected before the Russian President's visit to Beijing in December 2002. Admitting that an alternative route to Nakhodka would allow Russia to reach markets in Asia and North America, in line with the goals of the new Russia-U.S. energy dialogue, some commentators warned that the cancellation of a pipeline to China would jeopardize bilateral economic links with Russia. The cost of this could be the cancellation by China of several projects, reportedly involving a combined total investment of about US\$33 billion. Other publications made reference to an unnamed Yukos Company official who reportedly said that the Russian government has promised to expedite the construction of the pipeline to China, partly in return for CNPC (China National Petroleum Corporation) dropping its privatization bid for the state-owned oil firm Slavneft. Indeed, CNPC withdrew its bid before an auction on December 18, 2002.

As the mass media reviewed the outcomes of the Japan-Russia summit, speculation also surfaced that an offer to support the Baikal-Pacific Pipeline (BPP) project was not only the product of the Japanese leader's political resolve, but a response to recommendations from Washington.¹ The truth is that the "oil segment" of the summit agendas of the December 2002-January 2003 meetings between Russia and China, as well as Russia and Japan did not strengthen Russia's diplomatic position in the region. The BPP project, which was unexpectedly emphasized by Japan as one of the pillars of cooperative links, is fully justifiable and desirable, provided that oil reserves are sufficient and funding is available. However, a situation with Russia's neighbors - both huge importers of oil - lobbying for mutually exclusive investment options, could lead to complications reminiscent of the Cold War era.²

In dealing with the potential discord in a constructive way, Japan, Russia, and China should adjust their interests and promote cooperative initiatives that respond to their energy security and development needs. This is precisely the goal of the "new energy security dialogue" between Russia and the U.S., which is aimed at the development of energy infrastructure throughout Russia, including Eastern Siberia and the Far East, the modernization of the power, natural gas and oil sectors for the sake of greater stability in global energy markets, and enhancing the security of energy supplies.³ These ideas have also been reflected in the energy diplomacy concept paper published by the Japanese

¹ See *Sentakū*, no. 2, 2003, 48.

² Indeed, back in the 1970s, Japan and Russia were also considering building a Trans-Siberian oil pipeline to supply oil from Western Siberia to Japan. Reportedly, at some point, China interfered, exerting diplomatic pressure in order to prevent Russian oil exports to Japan.

Ministry of Foreign Affairs in November 2002.⁴ While emphasizing efforts to develop an energy security regime in Asia, the concept advances the idea of interdependence and cooperation in the energy sector. China and Russia have also endorsed cross-border energy cooperation, as reflected in their Joint Statement signed in Beijing in December 2002.⁵

"Considering the great importance of bilateral energy cooperation, the two heads of state guarantee that the China-Russia crude oil and natural gas pipeline cooperation projects, on which agreements have been reached, will be implemented according to schedule. They also agree to coordinate the implementation of energy projects with promising prospects, which are vital to safeguarding a long-term and stable supply of oil and gas."

All these new policies and inspiring statements are very important for the future of energy cooperation in Northeast Asia. It is therefore crucial that the long-term validity of these strategic intentions is not questioned, in the event that the BPP overshadows the Angarsk-Chita-Daqing pipeline project. This overview is intended to provide some facts, figures and analysis regarding the overall picture of the demand for oil in Northeast Asia and Russia's potential capacity to supply oil to its neighbors.

Transneft and the Pacific Pipeline

The BPP proposal was by no means new to Vladimir Putin when he met with Jiang Zemin in December 2002, and with Junichiro Koizumi in January 2003. The idea of building a 3,765 km-long pipeline linking Angarsk and Nakhodka originated from Semyon Vainshtock, President of the state-owned Transneft Company, Russia's principal oil transporter.⁶ On April 9, 2002, he discussed this project with President Putin and prior to this, Transneft's representatives and the government of Primorskiy Krai signed an agreement concerning the company's intention to build a pipeline to Nakhodka. Later in April, similar agreements were signed with the other provinces involved.⁷

In addition, Presidential Order No. Pr-1315, dated July 17, 2001 and presumably solicited by Vainshtock,

authorized Transneft to draft a pre-feasibility study report. As a result, the pipeline's cost was estimated at US\$5.2 billion and its capacity at 1 million barrels per day (Mbd), or 50 million tons (Mt) of crude oil a year. For comparison, the cost of building the Angarsk-Chita-Daqing pipeline of 30 Mt capacity was estimated at US\$2 billion (Russian section). Oil for both pipelines should originate from Western Siberia, Krasnoyarskiy Krai, and Irkutskaya Oblast. Several routing options for the BPP were under review and Angarsk-Kazachinskoe-Tynda-Skovorodino-Khabarovsk-Nakhodka (Perevoznaya Bay) was selected. This route involves the BAM (Baikal-Amur Railway) and the TSR (Trans-Siberian Railway) infrastructure corridors.

In January 2002, the Russian Ministry for Economic Development and Trade approved the proposal and organized a presentation of the project, with the participation of the Energy Ministry and oil companies. Transneft also completed the environmental assessment report.⁸ In June 2002, the project was presented at the APEC Investment Forum in Vladivostok and at the Baikal Economic Forum in Irkutsk in September.

Reportedly, a decision to postpone a pipeline to China and evaluate in detail the west-to-east option was discussed during the Security Council meeting on November 27, 2002. According to Sergei Darkin, Governor of Primorskiy Krai, President Putin questioned at the meeting the entire concept of the pipeline infrastructure proposed for Eastern Russia.⁹ Apparently, the BPP option has gathered strong support on the part of regional leaders, who favored it from the standpoint of the impact on domestic economics, oil security and access to multiple export markets.

Angarsk-Daqing Pipeline

On the other hand, China is rapidly turning into a massive net importer of oil and related products. Therefore, it is only natural that Beijing is keenly interested in an oil pipeline from Eastern Siberia to Daqing, as a way of maintaining employment and ensuring the continued use of its existing infrastructure in this strategically important region. Development in Daqing carried out with the assistance of Japan accounts for about 1.0 Mbd of crude oil production, providing about 30% of China's total oil output,

³ Joint Statement by President Vladimir Putin and President George Bush on a New Russia-U.S. Energy Dialogue, Russia-United States Summit Meeting, Moscow-St. Petersburg, May 24-26, 2002, see http://www.kremlin.ru/summit8/s8_doc4ru.html

⁴ In summary, this document, entitled Strategy and Approaches of Japan's Energy Diplomacy, includes the following major points: (1) emergency response measures, (2) friendly multi-layered relations and bilateral and multilateral dialogues with Middle Eastern and other energy-producing countries, as well as countries along international shipping lanes, (3) diversification of energy carriers and energy supply sources, (4) energy saving and development of alternative energy sources, including promoting renewable energy in developing countries, (5) efforts to develop an energy security regime in Asia, advancing the concept of interdependence in the energy sector and promoting cooperation, and (6) response to environmental issues by simultaneous achievement of the "three Es" (economic growth, energy security and environmental protection).

⁵ Joint Statement by the Chinese President Jiang Zemin and the Russian President Vladimir Putin, December 4, 2002. In addition, on August 23, 2002, after the Seventh Regular Meeting of the two countries' prime ministers, the Chinese Premier Zhu Rongji and the Russian Prime Minister Mikhail Kasyanov signed a Joint Communiqué, which contained the following reference to energy cooperation:

"To lose no time in implementing the Sino-Russian oil pipeline project, the two sides agreed that state-level administrative departments in charge should expedite the ratification of the project so that it could be advanced to the initial planning phase according to the General Feasibility Agreement. The two sides promised to create favorable conditions for the implementation of the project."

but capacity is expected to decline.

An oil pipeline from Russia has been in the planning process about a year longer than the BPP. Initially, Yukos and Transneft jointly backed this project and allocated US\$30 million for the feasibility assessment. However, Yukos was the main promoter of the project, which was close to being officially endorsed, on condition that all technical and financial details were finalized. The plan was to begin construction in 2003. Yukos was also acting as a prime potential supplier of oil from the Tomsk and Khanty-Mansiysk areas of Siberia, and was prepared to sustain the proposed export volumes alone.¹⁰

The distance to be covered by the pipeline is 2,247 km, of which 1,452 km crosses Russian territory (paid by Yukos and operated by Transneft), with the remaining portion on China's territory and owned and operated by CNPC. The pipeline is to traverse the territories of Irkutskaya Oblast, Buriatia and Chitinskaya Oblast, which were expected to benefit from this project economically (Table 1).

Table 1. Angarsk-Daqing Pipeline: An Economic Impact Assessment
(US\$ million, persons)

	Pipeline Length, km	Capital Investments	Budget Revenues	Construction Jobs	Service Jobs
Irkutskaya Oblast	108.0	114.0	85.0	620	775
Buriatia	552.3	554.0	320.0	1,120	453
Chitinskaya Oblast	792.1	453.0	427.5	1,415	462
Total	1,452.4	1,121.0	832.5	3,155	1,690

Source: Yukos

Mikhail Khodorkovskiy, Chairman of the Board and CEO of Yukos was the key player on the Russian side. In March 2000, his project was discussed during the second session of the Russia-China Subcommittee on Energy Cooperation, part of the standing commission in charge of preparing for bilateral meetings of the heads of the respective governments. Shortly before that, he visited Beijing (November-December 1999) to sign agreements with CNPC to supply 0.5 Mt of oil by rail in 2000 and state-owned Sinopec (China Petrochemical Corporation)¹¹ to supply 1 Mt of oil. In January 2000, Khodorkovskiy visited Mongolia to discuss transit shipments of oil to

China. In July 2000, he visited Beijing again, this time as a member of the official delegation led by President Putin.

In July 2001, during a summit in Moscow, the Russian Ministry of Energy, Transneft and Yukos signed an agreement with the SDPC (State Development Planning Commission of China) and CNPC, regarding a feasibility study. In September 2001, when the Chinese Prime Minister visited Russia, a general agreement on the evaluation of the project was signed by the heads of the delegations, stipulating that by July 2002, the respective sides would determine the investment requirements, negotiate tariffs, and confirm the legal aspects of their cooperation. It was also agreed that China and Russia would adjust their construction blueprints by July 2003. In July 2002, CNPC proposed opening a credit line for Yukos to finance the construction of the Russian section of the pipeline and offered a guarantee to off take 30 Mt of crude for two decades, starting from 2010. China also agreed to increase oil purchases from Yukos by rail by 0.5 Mt a year, up to 3 Mt in 2005.

It seems that for the greater part of this period, China managed to develop two parallel negotiating channels with Russia, including, in addition to Yukos, the Russian federal ministries, apparently extracting benefits from this multiple setting. Coordination of the bilateral energy dialogue was the responsibility of the Energy Ministry. The opponents, who backed the BPP option, including Transneft and Ministry of Economic Development and Trade, were left on the sidelines. On the other hand, the Ministry of Foreign Affairs was actively participating in the process, including implicit references to the Yukos project made on various occasions, including those made by the minister.¹² In addition, a number of documents were issued at various stages at the federal level in support of the project.¹³

China vs. Pacific vs. Atlantic

Initially, Yukos proposed the building of a pipeline via Mongolia. However, Beijing resisted this option, in order to avoid transit charges. Negotiations on the route and oil pricing continued and in one of his interviews, Mikhail

⁶ In 2002, Transneft increased the intake of crude from oil producers to 376 Mt, 10% more than in 2001. Exports amounted to 188.5 Mt of crude oil, up by 9%. Deliveries to Russian oil refineries increased by 10%, reaching 186.9 Mt. Total turnover has increased by over 10%, amounting to 852.9 billion ton-km. Transneft's network incorporates 48,610 km of long-distance pipelines with diameters ranging from 420 mm to 1,220 mm, 336 oil pumping stations, and 849 storage reservoirs with a capacity of 13.24 million cubic meters. In 2002, Transneft transported 93% of the oil produced in Russia.

⁷ The estimated cost of the project is US\$5.2 billion, including a deep-water port and an oil terminal with a stockpiling capacity of 4 million cubic meters. The pipeline, with a diameter of 1,220 mm, will be equipped with 26 pumping stations. A feasibility study is scheduled to be completed in 2004, while a pipeline could be commissioned in 2007. Oil for this pipeline will be shipped from Western Siberia, as well as new projects in Krasnoyarskiy Krai, Irkutskaya Oblast and Yakutia.

⁸ "On Nature Conservation" # 7-FZ, Article 3, 11, 32, 33, 46 of January 10, 2002, Federal law "On Ecological Expertise" # 174-FZ, Article 12, 14, 27 of November 23, 1995, Order of the State Committee of the Russian Federation for Nature Conservation "On Endorsement of Provisions for Estimating the Impact of Planned Economic or Other Activities on the Natural Environment in the Russian Federation" # 372, Article 3, 4 of May 16, 2002.

⁹ Svetlana Babaeva, Oleg Zhunusov and Maria Ignatova, "An Alternative Route for Oil", *Izvestia*, December 9, 2002, <http://www.izvestia.ru/economic/article27560>

¹⁰ YUKOS - the second largest oil producer in Russia - is actively developing and exploring access to Northeast Asia, China in particular. While Russia's oil reserves amount to more than 350 billion barrels, YUKOS has 11 billion barrels in reserve, producing 1.1 Mbd and refining 0.6 Mbd.

Khodorkovskiy compared the bureaucratic practices of his negotiating partners with those of the Soviet era, suggesting that the BPP could be an alternative, if the Angarsk-Daqing project were delayed.

In the meantime, a domestic debate was unfolding concerning the advantages of the BPP, with a growing number of experts favoring this option. Some participants in the discussion proposed to evaluate not only the profitability of the project, but its role in regional development and from the standpoint of geopolitical interests. Others recollected that Yukos had experienced numerous difficulties and uncertainties in negotiating with Beijing. In addition, the idea was aired that building an oil pipeline to Nakhodka along with a gas pipeline in the same corridor would reduce the costs of both projects. According to Transneft's top management, Russia's economic security would be far better protected by the BPP because it accesses more than one destination,¹⁴ serving domestic oil transportation needs along the way. On the other hand, Transneft did not rule out the possibility of constructing both pipelines, but indicated that it would operate the Russian part of the Angarsk-Daqing system.

It is hard to tell whether the assertive position of Transneft regarding the issue of controlling all export-oriented pipelines in Russia persuaded Yukos, Lukoil, Sibneft and TNK (Tyumen Oil Company) to propose a mega-pipeline from Western Siberia to Murmansk (3,600 km if an inland route were selected, or about 2,500 km if it were a mixed inland-sea route) to transport about 60 Mt of oil, mostly for exports to Western Europe and North America. The budget revenue from the project was estimated at US\$9.2 billion with 6,000 new construction jobs and about 2,000 servicing jobs being created.

The government, however, responded that there would be neither a privately owned pipeline to Murmansk, nor any other non-state pipeline projects in Russia. According to Mikhail Kasyanov, the oil majors' participation in funding new pipeline projects will be taken into account by means of reduced transportation tariffs. Moreover, Transneft indicated that, after completion of the second phase, the capacity of the state-owned BTS (Baltic Trunk Pipeline System), would support oil exports to North America.

What all these developments demonstrate is the highly competitive nature of relationships among various interest groups in Russia, including state-owned companies, privatized oil majors, federal government and its branches, regional authorities, and the administration of the President.

Worse, the rules of this game remained fluid for years, inspiring the private sector to lobby for its interests. In the absence of state coordination and clearly defined long-term development plans for Eastern Russia, including the role of natural gas and oil delivery infrastructure in long-term regional planning, federal agencies opted to follow proposals originating from private companies. These tactics provided only a fragile foundation for the Yukos pipeline when it came to impartial evaluation and alternative proposals.

Russian Oil and Regional Markets

Russia is the world's third largest producer of oil and the second largest exporter of crude oil. Experts in Russia estimate proven oil reserves to be 130 billion barrels, or 10% of the world total. Without the Middle East, largely closed to foreign private investors, these reserves account for about a quarter of the world's proven oil reserves. According to Mikhail Khodorkovskiy, the West tends to agree that Russia's oil reserves are significantly larger than was previously thought. According to the World Energy Council (1998), proven reserves were estimated at 46.5 billion barrels. However, during the 1990s, the international audit of four oil majors, including Yukos, Lukoil, Surgutneftegaz and TNK (excluding Onaco) raised their combined reserves to 40.2 billion barrels.

In 2001-2002, three Russian oil majors were among the world leading oil companies in increasing production: Sibneft (20%), Yukos (17%) and Rosneft (11%). In 2001, the 0.5 Mbd increase in oil output in Russia required about US\$8,000 capital costs for per barrel per day capacity. This is less than half of the amount quoted in international estimates. Russia is now seen as the most dynamic player among the world's crude oil suppliers. In 2002, oil output reached 380 Mt (7.59 Mbd), with Sibneft expanding production by 31%, Yukos by 20%, Surgutneftegaz by almost 12%, and TNK by 9%, accounting for 74% of the national increase in oil output (Table 2).

Table 2. Oil Output and Non-CIS Exports by Transneft, 2001-2002

	Oil Output		Non-CIS Exports		Exports / Output,
	2001	2002	2001	2002	2002
Lukoil	1.49	1.51	0.46	0.52	34.2
Yukos	1.16	1.40	0.49	0.51	36.7
Surgutneftegaz	0.88	0.98	0.32	0.35	35.5
TNK	0.69	0.75	0.29	0.30	39.3
Sibneft	0.41	0.54	0.15	0.21	38.9
Tatneft	0.49	0.49	0.18	0.16	32.6
Russia	6.96	7.59	2.57	2.66	35.0

Source: Ministry of Energy

¹¹ China has reorganized its state-owned oil and gas assets into two vertically-integrated, regionally focused firms. CNPC and the China Petrochemical Corporation (Sinopec) were ordered to carry out an asset swap that transferred some exploration and production assets to Sinopec and some refining and distribution assets to CNPC. In addition, CNPC siphoned off most of its high quality assets to its subsidiary PetroChina. The China National Offshore Oil Corporation (CNOOC) handles offshore exploration and production, and accounts for more than 10% of domestic crude output. These companies have successfully carried out initial public offerings (IPOs) of stock, bringing in billions of dollars in foreign capital, including about US\$2 billion of stock sold to ExxonMobil, BP, and Shell.

¹² People's Daily Online, Huang Ying, *People's Daily*, June 14, 2002.

¹³ The instructions originating from the Federal Government of the Russian Federation were dated 22 January 1999, No. 8048 and 03 September 1999, No. 1367- . In addition, government orders were issued on 10 March 1999, No. M- 2-07669, 27 October 1999, No. HA- 2-35698, 29 November 1999, No. B - 2-8924, and 10 January 2000, No. HA- 2-00286.

¹⁴ In a similar context, the Baltiysk Pipeline System (BTS) has been built with oil export terminal facilities in Primorsk, near St. Petersburg, in order to have an alternative route to the southern export route via Novorossiysk.

Russia's non-CIS (Commonwealth of Independent States) exports of oil through the Transneft system rose by over 3% to 133 Mt (2.66 Mbd), accounting for 35% of the total oil output. On the other hand, oil exports to CIS markets surged 77% to 32 Mt. In general, oil exports to all destinations grew 20%, reaching 189 Mt (3.78 Mbd), accounting for most of the additional output exported. In 2003, Russia is expected to produce more than 400 Mt (8 Mbd), also exporting the bulk of the additional output.

The main source of uncertainty, however, is the inadequacy of the country's current oil export infrastructure. According to oil majors, the delivery capacity shortage under the control of Transneft reached 50 Mt and this shortfall could expand further. In this context, the BPP project could contribute to the expansion in transportation capacity to a greater extent than the Angarsk-Chita-Daqing pipeline.

The strategic value of the BPP for Japan and other economies of Northeast Asia is obvious. Japan is the world's second largest importer of oil after the United States, with daily imports of about 5.6 Mbd (227 Mt a year). It is followed by the ROK, the fourth largest oil importer (2 Mbd, 102 Mt), China (1.4 Mbd, 70 Mt) and Taiwan (0.8 Mbd, 40 Mt), which are the ninth and tenth largest importers of oil. In 2000, China also imported 18 Mt of oil products, while Japan imported 45 Mt of oil products.¹⁵ China is eventually expected to surpass Japan, consuming about 10 Mbd (500 Mt) of oil and oil products by 2020. The combined import of crude oil on the part of Japan, the ROK and China, including Taiwan and Hong Kong, may reach 550-600 Mt by 2010, exceeding 870 Mt by 2020 (Table 3).

Table 3. Oil Production and Consumption, 1999-2020

	Production		Consumption		Imports		Dependency, %	
	1999	2020	1999	2020	1999	2020	1999	2020
China	159.9	151.9	204.3	497.5	44.4	345.4	21.7	69.5
Hong Kong	0	0	11.2	23.9	11.2	23.9	100.0	100.0
Taiwan	0.4	0	38.2	51.1	38.2	51.1	99.9	100.0
Japan	0.7	0	266.4	288.4	265.7	288.4	100.0	100.0
ROK	0.4	0.4	99.9	163.0	99.5	162.6	99.6	99.7
Russia	304.9	377.7	127.3	197.8	-177.6	-179.9	-139.5	-91.0

Source: APEC Energy Demand and Supply Outlook 2002 (Tokyo: APERC, 2002), 56.

The demand projections, however, differ. Estimates provided by the U.S. Energy Information Administration contrast with those provided by APERC (Asia-Pacific Energy Research Center), particularly for China and Japan (Table 4). Oil demand in East and South Asia, including India and ASEAN,¹⁶ is projected to grow rapidly from 15 Mbd in 2000 to 27 Mbd in 2020, including an increase from 11 Mbd to about 20 Mbd of oil cargo that will pass through the Malacca Strait. The main source of this demand is the expansion in the transportation sector, particularly in China, with a projected annual increase in fuel consumption of 5.7% compared with a 4% average increase in

transportation sector demand in the APEC region.

Table 4. Oil Demand and Imports, 2000-2020

	Demand, 2001		Demand, 2020		Imports, 2020	
	Mbd	Mt	Mbd	Mt	Mbd	Mt
Japan	5.6	280	6.4	320	6.4	320
China	4.3	215	10.5	525	7.5	375
ROK	2.1	105	3.0	150	3.0	150
Taiwan	0.8	40	1.0	50	1.0	50
India	1.8	90	4.9	245	4.0	200
World Total	74.9	3,745	118.6	5,930	-	-

Source: Energy Information Administration, <http://www.eia.doe.gov/oiaf/ieo/oil.html>

Currently, 60% of China's oil imports originates from the Middle East, while this dependence ratio for Japan and the ROK exceeds 88% and 79% correspondingly. The oil dependence of the APEC economies on imported oil is projected to increase from the current 36% to 54% in 2020. In East Asia, the share of oil imports in oil consumption will rise to 72%. In Northeast Asia, dependence on imported oil is expected to exceed 90%, with China becoming the third largest oil importer in the world, following only the United States and the European Union.

It is expected that with the development of new oil fields in Eastern Siberia and the Far Eastern region, including Sakhalin, oil exports from Eastern Russia could be a significant factor in regional oil balances. The greater part of Russia's export capacity will depend on the planned oil pipeline projects, including Angarsk-Chita-Daqing pipeline and the BPP. However, will there be sufficient reserves of oil to be delivered by the proposed pipelines?

The revised long-term assessments contained in the latest, but still intermediary version of the Energy Strategy of the Russian Federation 2020 indicate that in 2020, oil output will amount to 415 Mt. The good news is that this is 55 Mt higher than the initial target of 360 Mt, which was cited in the 2000 draft of the program. Nevertheless, these estimates are significantly lower than current forecasts. For example, the government has suggested that oil output in 2005 will reach 415-420 Mt, while the oil majors insist that Russia will be able to produce 450 Mt of oil by around 2010 and beyond. These startling differences lead to rather skeptical forecasts by national and international organizations, giving rise to nothing but confusion.

A Need for Exploration and Development ...

According to evaluations by the Siberian Branch of the Russian Academy of Sciences, the proven reserves of oil in Eastern Siberia do not seem sufficient to justify a long-distance, high-capacity oil pipeline on the scale of the BPP. On the other hand, specialists admit that without such a pipeline it will be impossible to provide these known reserves with an infrastructure that supports their commercialization, let alone the investment required for further exploration. An alternative approach that the concept of the BPP seems to pursue is to stimulate the

¹⁵ BP Statistical Review of World Energy, June 2001, pp. 6, 9 and 19.

¹⁶ In the wider Pacific Asia region, only China, Indonesia and Malaysia produce oil in significant quantities. In 2000, their combined oil output was 266 Mt, including 162 Mt of crude oil extracted in China, 68 Mt in Indonesia and 36 Mt in Malaysia. Oil extraction is forecast to remain more-or-less at current levels in Indonesia and Malaysia, while declining in China, so the output of all three oil-producing economies would level at 280 Mt a year by 2010 and most probably decline thereafter.

exploration, development and production of local oil in Eastern Siberia and the Far Eastern region by relying on supplementary oil shipments from Western Siberia. In other words, oil resources that do not justify a pipeline in their own right could be developed, if supported by connections to the BPP.

By 2010, the oil fields of the Siberian Platform, with its 1,300 Mt of its proven oil reserves, could produce about 30 Mt, including, according to Yukos, 13 Mt at the Yurubcheno-Tokhomskeye field in Krasnoyarskiy Krai and about 10 Mt at the Verkhne-Chonskoye field in Irkutskaya Oblast. The development of these and other fields will require billions of dollars in investment, not to mention a considerable period of time. In addition, 10 Mt of crude oil can be produced in Yakutia (Table 5).

Table 5. Siberian Platform: Oil Reserves*

	A+B+C1	C2
Krasnoyarsk Krai		
Yurubcheno-Tokhomskeye	58.4	301.1
Sobinskoye	3.0	8.2
Irkutskaya Oblast		
Verkhne-Chonskoye	159.5	42.1
Yakutia		
Talakanskoye	106.1	18.1
Chayandinskoye	9.9	23.1
Srednebotuobinskoye	54.4	11.9
Total	391.3	404.5

Source: Energy Systems Institute, Irkutsk

* Russia employs its own methodology to measure reserves. One can roughly equate A+B+C1 with the "proven and probable reserves" classification used internationally, while C2 can be assumed to designate "possible reserves", although there are certain mismatches.

Moreover, the exploration of the Yurubcheno-Tokhomskeye zone (UTZ) was discontinued in 1991 but was resumed a decade later by Yukos. Less than 10% of the entire area of about 10,000 km² of oil fields has been explored thus far. The geologists from Yukos responsible for the exploration of the UTZ insist that the oil collectors of the zone are much older than those in Western Siberia, making the combined oil resources of the UTZ larger than those of the whole of Eastern Siberia.

Sakhalin provides an example of how proactive exploratory policies lead to development projects, creating new sources of oil imports. Sakhalin's recoverable offshore reserves of oil are estimated at more than 1.5 billion tons and those of natural gas at 3 trillion cubic meters. These resources are much better explored than those in Eastern Siberia (Table 6).

Table 6. Sakhalin Offshore Oil Reserves

	Sea Depth, Meters	Recoverable Reserves, Mt	First Output, Year	Production Peak, Mt
Sakhalin-1	30-50	307	2005	8.0
Sakhalin-2		150	1999	8.5
Sakhalin-3				
Kirinskiy	< 300	70 cond.	2014	-
East Odoptu	< 500	70	2014	6.9
Ayashskiy	< 500	97	2014	9.1
Sakhalin-4	< 30	-	-	-
Sakhalin-5	< 140	600	2010	35.5
Sakhalin-6	30-60	300 Mtoe	-	-

Source: Rosneft, 2002

In addition, it seems that, compared with the BPP, the Sakhalin projects have a greater capacity to alter the almost complete import dependence of Japan, the ROK and China

on Middle Eastern oil. On the other hand, the investment parameters of these projects also reveal their high costs and long implementation time (Table 8).

The most advanced of the projects is Sakhalin 2, to which Shell and its partners have committed \$10 billion of investment. Its total confirmed reserves of oil are estimated at 350 Mt, permitting the extraction of about 8.5 Mt a year. Currently, export shipments of oil from Sakhalin 2 are seasonal due to access being limited during winter. However, after an oil pipeline is built to the south of the island, oil shipments will take place all year round.

Table 7. Profiles of the Sakhalin Projects

	Sakhalin-1	Sakhalin-2	Sakhalin-3
History	30 June 1995 - PSA signed; 10 June 1995 - PSA enacted	22 June 1994 - PSA signed; 10 June 1996 - PSA enacted	1 May 1999 - Kirinskiy Block PSA approved, 5 August 1999 - commission appointed to define terms of development
Fields	Chaivo (main), Arkutun-Dagi, Odoptu	Piltun-Astokskoe (oil), Lunscoe (gas)	(1) Kirinskiy Block (2) East Odoptu and Ayashskiy Block
Reserves	Oil - 340 Mt; Natural gas - 485 Bcm	Oil 150 Mt; natural gas 642 Bcm	(1) Oil 70 Mt; natural gas 730 Bcm (2) Oil 167 Mt; natural gas 67 Bcm
Investors	Exxon-Mobil (30%), SODECO (30%), Rosneft (8.5%), Rosneft-Sakhalinmorneftegas (11.5%), and ONGC (20%)	Shell (55%), Mitsui (25%), and Mitsubishi Corporation (20%)	(1) Exxon-Mobil (33.35%), Chevron-Texaco (33.35%), Rosneft-Sakhalinmorneftegas (33.3%) (2) Exxon-Mobil (66.7%), Rosneft-Sakhalinmorneftegas (33.3%)
Operator	Exxon-Neftegas Ltd.	Sakhalin Energy Investment Co. Ltd.	(1) PegaStar Company (2) Exxon Neftegas Limited
Total investment	\$15 billion	\$10 billion	—
Investment as of January 2002	\$670 million, including \$170 million in Russia	\$2 billion, including \$181 million in Russia	—
Targeted markets	Sakhalin, Khabarovskiy Krai, Primorskiy Krai, Northeastern China	Oil - Asia-Pacific Region; gas - Japan, the ROK, Taiwan, China	—
Delivery mode	Oil pipeline, gas pipeline	LNG, 9.6 Mt / year	—
Supply volumes, readiness	20 Bcm / year, 20 years, from 2005	Oil - 8.5 Mt / year, 4.2 Mt recovered in 1999-2002; gas - 19 Bcm / year, from 2006	—

Source: Rosneft, 2002, Administration of Sakhalinskaya Oblast.

Another two projects are incorporated in Sakhalin 3, including the Kirinskiy Block, with an estimated 70 Mt of oil reserves, and the East Odoptu field, which has 97 Mt of oil reserves. Many specific parameters of the Sakhalin 3 project, including investment requirements, have yet to be finalized. Extensive exploratory work is needed and the first output is expected in around 2014. Eventually, Sakhalin 3 is expected to produce twice as much oil as Sakhalin 1 and Sakhalin 2 combined. However, the peak output from all these projects is unlikely to exceed 40-50 Mt a year. In this context, both CNPC and Yukos would contribute only a fraction of the investment package needed for producing and delivering an equivalent amount of oil from the fields offshore from Sakhalin.

... And Proactive Policies

The economies of Northeast Asia have yet to become active in promoting their own energy security interests and involving Russia in their efforts. These economies are all in the same boat, with growing oil imports and import

dependence on the Middle East, a region suffering from chronic political instability. Currently, about 60% of oil exports from the Middle East are destined for Asia, while European and North American oil markets are supplied from multiple and competing sources. This explains the so-called "Asian premium" - the US\$1-1.5 per barrel extra paid by Asian importers compared with the prices paid by European and North American ones. This adds considerable amounts of money to Far Eastern oil bills. Moreover, this also raises the price of imported LNG.

Promoting energy links with the northern neighbor, however, also requires the mobilization of billions of dollars of investment. The set of policy instruments required to deal with these problems includes a system for strategic oil stocks, and access to overseas oil reserves through exploration and development agreements. As the largest oil importer, Japan has been a pioneer in all these areas, apart from diversification. Oil stockpiling in Japan is carried out in both the private and public sectors. Petroleum stockpiling by private companies began in 1972. In 1983, a national program has been launched for developing public sector stockpiling facilities. In August 2002, state stockpiles of oil amounted to 91 days of domestic consumption, while private stocks stood at 81 days of consumption.

In 1967, the government of Japan established the Japan National Oil Corporation (JNOC) to promote overseas oil exploration. JNOC supported extensive investment programs by providing loan guarantees to Japanese exploration firms. In the mid-1970s, Japan and the consortium of several Japanese companies known as SODECO (the Sakhalin Oil Development Company), in cooperation with Russian partners, pioneered the exploration of the offshore area of Sakhalin. These activities allowed Russia to promote the commercial development of these reserves through production sharing. SODECO, meanwhile, became a stockholder in the Sakhalin 1 project.

The loss of drilling rights by Japan's Arabian Oil Company (AOC) in the Saudi Arabian portion of the Neutral Zone dealt a major blow to Japan's policy of seeking overseas equity in oil projects. In addition, the policy of subsidies for oil exploration created little incentive for Japanese companies to seek high rates of return on investment. All these put JNOC in a difficult position. Sales of some JNOC production assets already have begun, but even if the corporation is shut down, the government is likely to support overseas oil projects. As of today, of the overseas fields developed with the participation of Japanese companies, 4 sites are located in China, 16 in the North Sea, 10 in Africa, 12 in the Middle East, 41 in Southeast Asia and the South Pacific, 7 in Central and South America, and one in Russia. JNOC is also involved in exploration at 4 sites in Russia and 9 in China.

In the ROK, total oil stocks in 2000 stood at 37 days of demand. After KNOC (Korea National Oil Corporation) commissioned the world's largest oil terminal to store 30

Mbbl of oil, the stockpile increased to 51 days of consumption. By 2004, the storage capacity is expected to reach 84 days of consumption. Moreover, in 2000, ROK enterprises participated in 53 ventures in 23 countries, including 19 production projects, 4 development projects and 30 exploration projects. Among the producing fields were those in Yemen, Argentina, Peru, Venezuela and the North Sea.¹⁷

Oil stockpiling and overseas oil concessions are also on the agenda of the Chinese government, which plans to create its own strategic oil reserves, beginning with 8 Mt and reaching 20 Mt in about 10 years. Furthermore, CNPC has expressed an interest in Russian reserves of oil and investment in upstream oil projects. It holds oil concessions in Kazakhstan, Venezuela, Sudan, Iraq, Iran, Peru, and Azerbaijan. Sinopec has also begun seeking to purchase overseas upstream assets. The Chinese government has listed Central Asia and Russia, the Middle East, North Africa, and South America as "strategic regions" for domestic companies to access. Southeast Asian countries have also become targets because of their proximity. The government is developing finance and taxation policies, including a special support fund to encourage overseas oil exploration.

At present, China controls more than 500 Mt of oil reserves overseas, equivalent to 5% of its projected reserves at home. This is significantly lower than the lifetime delivery capacity of the Angarsk-Chita-Daqing pipeline, which is estimated at 700 Mt. In comparison, CNPC plans to produce overseas 35 Mt of oil by 2005, of which it could obtain only about 18 Mt based on its equity holdings. In 2001, its overseas production reached 21 Mt, with only half of this controlled by the company, amounting to 18% of its total output. In the case of Japan, the ROK and China, one obstacle to their gaining a stake in the Russian oil sector seems to be the complete dependence of their national oil companies on centralized decision-making.

In contrast, BP (British Petroleum) has recently invested as much as US\$6.7 billion in a new venture with TNK, acquiring access to huge reserves of crude oil and natural gas in Russia. The newly created company controls a 62% stake in RUSIA Petroleum, a license holder for the development of the Kovykta gas field.¹⁸ This represents the largest foreign equity investment ever made in Russia. The acquisition means that multinationals are ready to make a commitment to Russian assets, accepting the current tax and legislative environment, without demanding PSA arrangements.

Environmental constraints

It seems that the best conceivable way out of the Russia-Japan-China "oil pipeline dilemma" could be the combination of both pipeline projects, accompanied by a massive investment in exploration and development. A route proposed by Transneft (Angarsk-Nakhodka) could also serve Daqing. Skovorodino is almost opposite Tahe, which is on the Chinese side of the border, at the northern

¹⁷ ROK. Country analysis briefs at <http://www.eia.doe.gov/emeu/cabs/skorea.html>

¹⁸ RUSIA Petroleum is developing the Kovykta gas field in Eastern Siberia, which has reserves of 1,882 Bcm.

tip of Heilongjiang Province. Another option is a border crossing somewhere in the vicinity of Blagoveschensk-Heihe. The most important factor, however, is sufficient oil reserves to justify building and operating this kind of dual system with a capacity of about 80 Mt.

The "northern route" for a pipeline proposed by Transneft could also offer a way out of the environmental deadlock that the current Yukos plan creates,¹⁹ including three alternative options for routing a pipeline. The proposed eastern route, bypassing part of Buriatia, passes through 39 rivers, streams and channels in Irkutskaya Oblast, including rivers that enter Lake Baikal. This route is as little as 16.5 km away from the lake in some sections. According to the feasibility study, the estimated time that would take an oil spill to reach the lake is between one and two hours. This prompted the authors of the feasibility study to designate the eastern route as the least acceptable.

In Buriatia, the eastern route is also problematic because all the rivers crossed by the pipeline are very fast, including the Snezhnaya River, which would be crossed at a distance of 120 km from the lake. On this route, the estimated time taken for an oil spill to affect the lake is between 5 hours and two days. The eastern route also cuts through four natural preserves in Buriatia.

The central route crosses rivers that are also connected with Lake Baikal via the Selenga River. This option includes 5 river crossings, with the estimated time for an oil spill reaching the lake in one-two days. In Buriatia, this route cuts through the Tunkinskiy National Park, Borgoyanskiy Preserve, Altacheiski Federal Preserve, and Tunguyanskiy Preserve. In the Tunkinskiy National Park, the law prohibits pipelines, electric power grids and trunk roads. The feasibility study, however, proposes that 80 km of the pipeline run through the most protected zone of the park.

Within the boundaries of Irkutskaya Oblast, the western route crosses the drainage basins of both the Angara River (21 crossings) and Lake Baikal (59 crossings), with the time taken for an oil spill to reach the lake in three days. This route also cuts through the Tunkinskiy National Park, but of the 125 km affected by construction, only 14 km would affect the most protected area.

In summary, the eastern route, which is designed to circumvent the Tunkinskiy National Park, creates the risk for Lake Baikal. The two other routes are less troublesome within Irkutskaya Oblast, but run through the Tunkinskiy National Park in Buriatia. It also seems that, even if the federal legislation is amended, the five administrative regions in Buriatia to be transited by a pipeline have identified 39 spots requiring archeological excavation and conservation before construction can take place. Even if fully financed and staffed, such massive research efforts would take at least two or three summers.

In Chitinskaya Oblast, a pipeline is also proposed to be routed through the drainage basins of Lake Baikal and the Amur River, crossing 123 streams, and both small and large rivers. There is also a section of the route that cuts through marshes, requiring a detailed feasibility study to ensure the pipeline's post-construction stability.

Conclusions

As far as Russia is concerned, the problem of choosing between the Yukos pipeline and the BPP project is the choice between ever-present, legitimate commercial interests and the goals of long-term development and social advancement, which are not easily justifiable on the grounds of profitability alone. As one of the top managers at Yukos has mentioned, China has coordinated the pipeline route to Daqing with its regional development plans, but for his company, the economics of the project were the main priority, rather than the routing options.²⁰ On the other hand, Mikhail Khodorkovskiy, speaking of the long-term energy strategy for Russia, admitted that central coordination is necessary in planning pipelines and railways, even for privately funded ventures.²¹

As the final touches were added to the draft of this paper, a conference at the Energy Ministry in Moscow was taking place, during which it was proposed to integrate the Angarsk-Daqing and Angarsk-Nakhodka pipelines into a single project. The plan is to lay the Angarsk-Nakhodka pipeline with a branch line running to Daqing. Should the government agree with the proposal, this will be a victory for Russia-China energy cooperation, as well as for the energy partnership between Russia and Japan. We must, however, wait to see exactly which route the Energy Ministry will support.

In a presentation at the SPEC 2003 (Symposium on Pacific Energy Cooperation) organized by the Institute of Energy Economics Japan (IEEJ), Igor Kozin, Director of the Pipeline System Development Department at the Russian Ministry of Energy, provided an outline of a plan to build a high-capacity oil pipeline (90 Mt) from Eastern Siberia to the Nakhodka Port area on the Pacific coast. This plan also envisages building in parallel a high-capacity gas pipeline (about 30 Bcm) connected with the gas pipeline network in Western Siberia.

The proposed Baikal-Pacific pipeline system (BPPS) should follow the BAM (Baikal-Amur Railway) route up to Tynda, where it will turn south, to Skovorodino, to follow the route of the TSR (Trans-Siberian Railway). Skovorodino is very near the border with China and a branch of the BPPS could be extended to Daqing, serving as a substitute for the Angarsk-Daqing pipeline promoted by Yukos and CNPC.

The project's economics look reasonably sound. The cost of building the BPPS, including both oil and gas pipelines laid simultaneously, is estimated at about US\$11-

¹⁹ *Investment Requirements Assessment for the Russia-China Pipeline*, vol. 7, Environmental Impact Assessment from the Construction and Exploitation of the Oil Pipeline, Book 1 <<OBOC>> Non-Technical Resume (Moscow, 2002), available at <http://www.yukos.ru/pdf/OBOC.pdf>

²⁰ See interview with Yuriy Beilin, <http://www.yukos.ru/119.shtml>

²¹ See *Kommersant*, May 29, 2002., <http://www.yukos.ru/805..shtml>

13 billion, coinciding with the estimate made by the Transneft Company for an oil pipeline alone. This would allow the transportation tariff for 1,000 cubic meters of natural gas to be maintained at about US\$45-50.

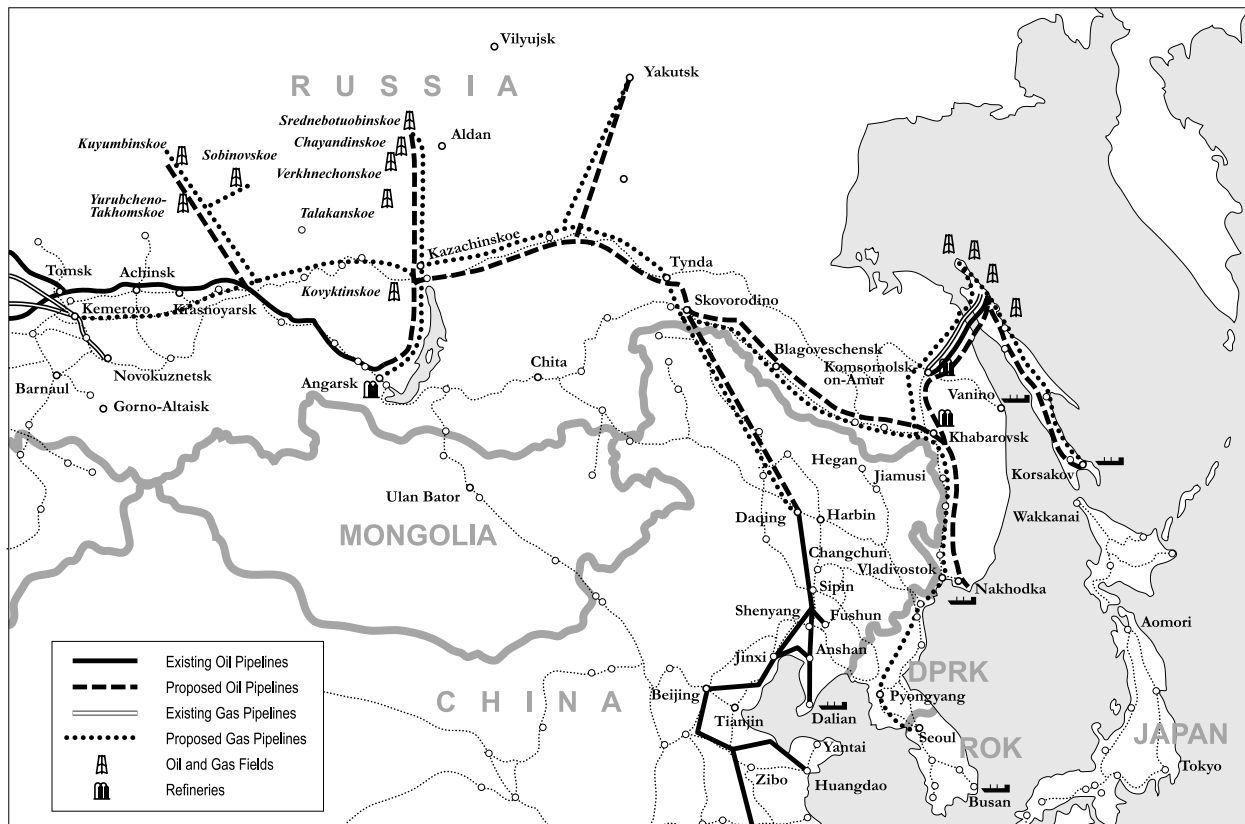
There is also the option of extending a branch of the gas pipeline to Pyongyang and Seoul, which would presumably be financed by the ROK. If China accepted the branch of a gas pipeline to the Daqing-Harbin area, the economics of the BPPS could be further enhanced, without any additional financial burden for Russia. All this makes the BPPS a preferable choice in oil and gas delivery infrastructure planning aimed at multiple sources of oil and gas in Russia and various markets in Northeast Asia.

In addition to reduced investment and operational costs, the advantage of the BPPS project is the strong positive impact on regional development and the investment climate in Eastern Russia, as well as much faster exploration and development of local gas and oil in Eastern Siberia and the Far Eastern region. A proposed connection with oil and gas reserves in Western Siberia would increase the reliability of the BPPS, justifying the commercial development of new and smaller oil and gas fields in remote areas that currently do not have trunk pipeline access.

The BPPS would allow for large-scale GTL²² production in Eastern Russia, targeting, among other options, market created by motorization in China. On the other hand, if China agrees to build a gas pipeline in parallel with an oil pipeline to Daqing, the gas transformation technologies available in Japan could contribute to the oil security of China. This would obviously contribute to regional economic development and job creation. In this context, the potential of gas to reduce dependence on oil in the transportation sector should be assessed in much greater detail.

The chances of implementing this mega-project are generally good, given President Putin's attention to the Far Eastern region of Russia. In 2002, the government re-adopted a modified program for the economic and social development of the Far Eastern region and the provinces adjacent to Lake Baikal. Given that the Program's implementation requires much more investment than the provincial and federal budgets can provide, infrastructure projects such as the BPPS appear to be very important in many ways. The recent initiative by Japan (Koizumi-Putin talks), extending comprehensive support for a very similar plan, creates favorable conditions for the project's implementation.

Baikal-Pacific Pipeline System



²² GTL (Gas-to-Liquid) is a technology that converts natural gas into a liquid fuel by means of chemical reaction.

ロシアの石油と北東アジア：可能性、問題点、戦略

ERINA調査研究部主任研究員 ウラジーミル・I・イワノフ

はじめに

2003年1月、北東アジアのエネルギー事情に絡んだ出来事が世界の注目を浴びた。第一に、北朝鮮の1994年枠組み合意の破棄並びに核拡散防止条約のからの脱退による危機があげられる。朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）加盟国であるアメリカなど各国が北朝鮮への石油供給を停止したことに對し、北朝鮮政府は電力の追加供給源として黒鉛炉の使用を再開し、同時に国際原子力機関（IAEA）によって設置された監視装置を撤去した。これにより、KEDOの将来はより不確実なものとなった。

第二に、日本、韓国、中国の石油供給への潜在的影響の観点から、イラク情勢の緊迫化があげられる。アメリカは、核・化学兵器査察に対する全面的な協力と武装解除を要求してサダム・フセインに対する圧力を強めた。しかし、イラクの莫大な石油埋蔵量も、アメリカの動機の一つではないかと思われる。

ただ、北東アジア地域には明るい兆しも現れた。そのひとつは小泉首相の2003年1月のロシア訪問である。日本にとって、ロシアの地理的接近性と石油生産・輸出能力の両面から、エネルギー協力は二国間協力の基礎にふさわしいものである。サハリンプロジェクトはロシアへの最大の投資事業であり、日本の投資額は約10億ドルに達して、最終的には80億ドルとなる見込みである。

モスクワでの会談で、小泉首相は東シベリア及び極東の大規模な未開発油田と沿海地方の輸出基地を結ぶ石油パイプラインへの支持を表明した。実際、このパイプライン計画は、東シベリア・極東の発展に貢献し、経済的観点からも日本と北東アジア諸国のエネルギー安全保障の観点からも相互利益をもたらすであろう。小泉首相は太平洋パイプラインの建設を日本が支援する準備があることを強調した。日本側は、100%日本以外からの資材調達が可能で輸出信用保証を供与することができる。プーチン大統領は、このプロジェクトがロシアにとって大きな利益を持つとしながらも、同時に、経済的・資金的な問題を検討する必要性があることも認めた。

行き詰まり

中国の観測筋の一部は、2002年12月のプーチン大統領訪中の際、事前に期待されていた契約が公式には実現しなかったとして、中国への石油パイプライン建設計画は宙に浮いた形になったという見解を早々に述べていた。ナホトカへのルートは、米口の新しいエネルギー対話の目標に沿ったものであり、これにより、アジア・北米の市場へのロシアの参入が可能になるということを認める声がある一方、中国向けパイプラインの断念は全体的な中口経済関係を危険にさらすとの警告もある。その代償として、中国側は総額約330億ドルにも上ると言われる複数のプロジェクトを取り止めるかもしれない。あるユーコス関係者の発言として伝えられるところによれば、中国石油天然ガス集团公司(CNPC)がロシア国営石油会社スラブネフチ社の民営化入札参加を取り止めた見返りに、ロシア政府は中国へのパイプライン建設の促進を約束したということである。実際、CNPCは2002年12月18日の競売前にその入札を放棄している。

日口会談の成果がマスコミに取り上げられた時、バイカル太平洋パイプライン（BPP）事業支援の提案は、単なる日本側リーダーの政治的決断の結果ではなく、アメリカの提案への回答でもあるといった憶測もあった¹。実際、2002年12月～2003年1月に行われた日中、日日の首脳会談の「石油に関する部分」は、北東アジアにおけるロシアの外交上の立場を強化するものではなかった。日本が日口協力の柱として予想外に強調したBPP事業は、十分な石油資源が存在して開発資金調達が可能であれば、完全に正当化できる望ましいプロジェクトである。しかし、ロシアに隣接する石油輸入大国、日本と中国が互いに排他的な投資プロジェクトの促進を働きかけるという状況は、冷戦時代を思い出させるような複雑な問題につながる可能性もある²。

潜在的な不一致を建設的に扱うことによって、日本、中国、ロシアはエネルギー安定保障と地域発展の実現のために、相互の利害を調整し協力関係を進めるべきである。これはまさに米口の「新しいエネルギー安全保障対話」の最

¹ 選択、2003年2号、p48

² 実際、70年代に日口間で西シベリアの石油を日本に供給するシベリアパイプライン建設が検討されたが、中国の介入によって外交圧力がかけられ、日本へのロシア石油の供給は実現しなかった。

³ 新しい米口エネルギー対話におけるプーチン大統領とプシユ大統領の共同声明（2002年5月24 - 26日、モスクワ・サンクトペテルブルグの米口サミット）は次のサイトで参照可能。http://www.kremlin.ru/summit8/s8_doc4ru.html

終目標でもあり、そこで目指している東シベリアや極東も含めたロシア国内のエネルギーインフラ整備や、世界エネルギー市場安定のための電力・天然ガス・石油分野における設備の近代化、エネルギー供給の安全保障といった目的に適うものである³。2002年11月に出された日本外務省のエネルギー外交戦略に関する文書にも同じような考え方が現れている⁴。この文書では、アジアにおけるエネルギー安全保障の体制づくりを強調する一方、エネルギー分野における相互依存と協力という考え方を示している。ロシアと中国も2002年12月の北京での共同声明で、国を越えたエネルギー協力を確認した⁵。

「二国間のエネルギー分野における協力の重要性を考慮し、両首脳は合意済の中国・ロシアの原油及び天然ガスパイプラインの共同事業が予定通りに実行されることを保証する。また、長期的かつ安定した石油・ガス供給を守るために不可欠な有望なエネルギープロジェクトの実行を調整することに合意する。」

このような新しい政策や声明は北東アジアにおけるエネルギー協力の将来にとって非常に大切である。それゆえ、このような戦略的意図の長期的正当性が疑問視されないということが、今まさにアンガルスク - チタ - 大慶パイプライン構想にBPPプロジェクトが影を投げかけている時、きわめて重要である。本稿では、北東アジアにおける石油需要とこの需要を満たすロシアの潜在的供給能力について、事実、データ、分析をいくつか紹介したい。

トランスネフチと太平洋パイプライン

プーチン大統領にとって、2002年12月の江沢民主席との

会談時及び2003年1月の小泉首相との会談時には、BPPに関する提案はすでに新しいものではなかった。アンガルスクとナホトカを結ぶ3,765kmのパイプライン建設構想を考案したのは、ロシアの主要石油輸送業者である国営企業トランスネフチのセミオン・ヴァインシュトック社長である⁶。同氏は2002年4月9日にプーチン大統領とパイプライン構想について会談したが、それに先立ち、トランスネフチと沿海地方政府の代表はナホトカへのパイプライン建設の意向について合意書に署名している。その後、4月中にその他関係地方政府との間にも同じような合意が交わされた⁷。

さらに、恐らくはヴァインシュトック社長の要望で作成されたと思われる2001年7月17日付の大統領令Pr - 1315で、トランスネフチは予備的な事業化可能性調査の報告作成を命じられていた。その結果、パイプライン費用は52億ドル、一日当たりの輸送可能量は100万バレル（年間で原油5千万トン）と試算された。ちなみに、アンガルスク - チタ - 大慶パイプラインのロシア部分の建設コストは20億ドル、その輸送可能量は3,000万トンとされる。双方のパイプラインを通る原油は西シベリア及びクラスノヤルスク地方、イルクーツク州産である。いくつかのBPPのルートが検討され、アンガルスク - カザチンスコエ - ティンダ - スコボロディノ - ハパロフスク - ナホトカ（ペレヴォズナヤ湾）が選ばれた。このルートは、バイカル・アムール鉄道沿い及びシベリア鉄道沿いのインフラ回廊を通っている。

2002年1月、ロシアの経済発展貿易省はこの提案を承諾し、エネルギー省と石油会社の参加を得て本プロジェクトの説明会を行った。トランスネフチは環境影響評価報告書を完成させた⁸。本案件は、2002年6月ウラジオストク市で行われたAPEC投資フォーラム並びに9月のイルクーツクでのバイカル経済フォーラムで発表された。

⁴ 「日本のエネルギー外交戦略とそれに向けての取り組み」という文書で、その主な内容は、1. 緊急時対応策、2. 中東をはじめとしたエネルギー生産国及び輸送沿岸国との友好的関係並びに二国間・多国間対話、3. エネルギー供給源及びエネルギー源の多様化、4. 省エネルギー、再生可能エネルギーの途上国への普及など代替エネルギー開発、5. アジアのエネルギー安全保障確立のための取り組み及びエネルギー分野での相互依存及び協力の推進、6. 3つのe（経済成長、エネルギー安全保障、環境保護）の同時達成による環境問題への対応。

⁵ 江沢民国家主席とウラジミール・プーチン大統領による2002年12月4日の中口共同声明。また、2002年8月23日の第7回中口首相会談後、朱鎔基首相とミハイル・カシヤノフ首相が署名した共同コミュニケでは、エネルギー協力について次のように述べられている。

「中口パイプライン構想の実現に無駄な時間を使わないよう、両国は「事業化可能性に関する基本合意」に沿って初期設計段階に進むべく、国家政府レベルの担当部門がパイプライン構想の批准を進めることに合意した。また、両国はプロジェクトの実現に有利な条件の整備を約束した。」

⁶ 2002年、トランスネフチは原油採掘企業からの引受量を増やし、対2001年比10%増の3.76億トンに達した。原油輸出量は1,885億トンになり、前年比9%増加した。ロシア国内の石油精製所への供給は10%増加し、1,869億トンとなった。総輸送量は10%強増加して、8,529億トン・kmに上った。トランスネフチは48,610kmの長距離パイプライン（直径420mmから1,220mm）、336ヶ所のポンプステーション、容量1,324万m³の849ヶ所の貯蔵所をネットワークにもつ。2002年のロシア産原油の93%は、同社によって輸送された。

⁷ このプロジェクトの推定コストは、大水深港湾、容量400万m³の石油基地を含めて52億ドルに上る。直径1,220mmのパイプラインに26ヶ所のポンプステーションを設置する計画である。事業化可能性調査が2004年に終了し、使用開始は2007年の予定である。このパイプライン用の原油は西シベリアや、クラスノヤルスク地方、イルクーツク州、ヤクートの新規プロジェクトから出荷される。

⁸ ロシア連邦法「自然保護について」#7 - FZ、2002年1月10日付、第3、11、32、33、46章。ロシア連邦法「環境査定について」#174 - FZ、1995年11月23日付、第12、14、27章。ロシア連邦自然保護国家委員会令「ロシア連邦における経済活動その他の活動の自然環境への影響評価のための規定の承認について」#372、2002年5月16日付、第3、4章。

2002年11月27日の安全保障会議において、中国へのパイプラインプロジェクトを延期し、西から東へという代替案を詳細に検討するとの決定について議論されたと伝えられている。セルゲイ・ダリキン沿海地方知事によれば、この会議の席上、プーチン大統領は、ロシア東部で提案されているパイプラインインフラの全体構想について質問したという⁹。BPPは、地元経済への効果、石油安全保障、複数の輸出市場へのアクセスの効果といった点を好感する地方リーダー達の強い支持を集めている。

アンガルスク - 大慶パイプライン

他方、中国は急速に原油・石油製品の純輸入大国となつつある。それゆえに、中国政府が東シベリアから大慶へのパイプラインに大いに関心を持ち、戦略的に重要なこの地域における雇用維持及び既存インフラの利用継続を確実にする手段としてみるのは当然である。日本の協力を得て開発された大慶油田の原油産出量は100万バレル、中国の総石油産出の30%を占めるが、その能力の減少が予想されている。

このロシアからの石油パイプラインが計画段階に入ったのは、BPPより一年早い。当初、ユーコスとトランスネフチは共同でこのプロジェクトを後押しし、事業化可能性調査のために3,000万ドルを投入した。しかし、この事業の主要推進者だったのはユーコスの方であり、技術的・財政的な点を細かく決定することを条件に、国の承認を受けようとするところだった。計画では建設開始は2003年で、ユーコスは原油供給者となってシベリアのトムスク州とハンティマンシスク自治管区からの供給で、計画輸出量を単独で維持できるよう準備していた¹⁰。

パイプラインの通過距離は2,247kmで、そのうち1,452kmがロシア領土内を通り（ユーコス投資、トランスネフチ運営）、残りは中国領土でCNPCが所有・運営する。パイプラインはイルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州を通るが、これらの地方はこの事業から経済的な利益を受けると考えられていた。

ユーコス社長兼最高経営責任者のミハイル・ホドルコフスキーはこのプロジェクトにかかわったロシア側の主要人

表1. アンガルスク - 大慶パイプライン：経済的効果の評価

	パイプライン延長 (km)	投資額 (百万ドル)	歳入 (百万ドル)	建設雇用 (人)	サービス雇用 (人)
イルクーツク州	108.0	114.0	85.0	620	775
ブリヤート共和国	552.3	554.0	320.0	1,120	453
チタ州	792.1	453.0	427.5	1,415	462
合計	1,452.4	1,121.0	832.5	3,155	1,690

出所：ユーコス

物であった。2000年3月、彼のプロジェクトは、中口首脳会談の準備を担当する常設委員会のひとつである中口エネルギー協力分科委員会第2回会合で話し合われた。彼はこの会議に先立つ1999年11～12月に北京を訪れ、CNPCとの間で2000年に50万トンの原油を鉄道で供給すること、また国営企業Sinopec（中国石油化工集团公司）¹¹との間で100万トンの石油を供給することについての合意文書に署名していた。また、2000年1月、中国への石油輸送についての交渉のため、モンゴルを訪問した。2000年7月、プーチン大統領の公式代表団のメンバーとして再度北京を訪れている。

2001年7月、モスクワでの首脳会談において、ロシアエネルギー省、トランスネフチ、ユーコスと中国国家発展計画委員会（SDPC）、CNPCは事業化可能性調査に関する合意書に署名した。2001年9月の中国首相の訪口時に、両国は2002年7月までに投資条件を決定し、料金について交渉を行い、協力の法的条件を確立することを明記した事業評価に関する基本合意に署名した。また、2003年7月までに中口間でパイプラインの設計図のすり合わせを行うことについても合意した。2002年7月、CNPCはパイプラインのロシア部分建設のため、ユーコスにクレジットラインを設定することを提案し、2010年から20年間3,000万トンの原油を購入することを保証した。さらに、中国はユーコスから鉄道で輸入している石油購入量を年間50万トンに増加し、2005年には年間300万トンまで増やすことについても同意した。

この間、中国はユーコスとは別に、ロシア連邦政府との間にもう一つの交渉ルートを開拓し、複数ルートを使うことによる利益を得たようである。二国間のエネルギー対話の調整はエネルギー省が責任をもった。BPPを後押ししたライバルであるトランスネフチと経済発展貿易省は外された。一方、外務省は様々な場面でユーコス事業に関して間接的に言及するなど、積極的にかかわった¹²。さらに、こ

⁹ Svetlana Babaeva, Oleg Zhunusov and Maria Ignatova, 「もうひとつの石油ルート」, Izvestia, 2002年12月9日, <http://www.izvestia.ru/economic/article27560>

¹⁰ ユーコスはロシア第2の石油生産企業であり、北東アジア、特に中国へのアプローチを積極的に展開している。3,500億バレル以上に達するロシアの石油埋蔵量のうち、ユーコスの資源量は110億バレル、また産出量は日量110万バレル、精製量は日量60万バレルである。

¹¹ 中国は国営の石油・ガス資産を垂直統合した地域集中型の2社に再組織編成した。CNPCとSinopecは資産交換を命じられ、それによって調査・製造資産の一部はSinopecに、精製・配給資産の一部はCNPCに移行された。また、CNPCは上質資産の大部分を子会社のPetroChinaに流用した。中国海洋石油公司（CNOOC）は沖合の開発および生産を行い、国内原油生産の1割以上を誇る。これらの企業は最初の株式公開を行い、ExxonMobil、Shell、British Petroleum(BP) への株券譲渡20億ドルを含む数十億ドルの海外資本を取り入れることに成功した。

¹² People's Daily Online, Huang Ying, People's Daily, 2002年6月14日。

のプロジェクト支援のために数々の文書がさまざまな国家機関によって発表された¹³。

中国対太平洋対大西洋

当初、ユーコスがモンゴル経由でのパイプライン建設を提案した。しかし、中国側はこの場合に生じてしまう通過手数料を避けるためにこの案に抵抗した。輸送ルート及び石油価格を巡る交渉が続いたが、ある時ホドルコフスキーはインタビューの中で、交渉相手の官僚的慣習をソ連時代のそれに例えつつ、アンガルスク - 大慶事業が遅滞した場合にBPPが代替案になりうることに言及した。その間、国内ではBPPのメリットに関する議論が展開され、それを支持する専門家の数が増え始めた。議論の参加者はこの構想の収益性を評価するだけでなく、地域開発及び地政学的な観点から見た役割を強調した。また、ユーコスが中国との交渉の中で経験した困難や不確実さを指摘する者もいた。さらに、ナホトカまでの同じ回廊に石油とガスのパイプラインを併設すれば、両プロジェクトのコストが大幅に削減できることが指摘された。トランスネフチの経営幹部によれば、最終地までの途中の複数の目的地への国内の石油輸送ルートとして使うことができることから¹⁴、BPPを選択した方がよりロシアの経済的安全保障が守られるという。他方で、トランスネフチは両方のパイプライン建設の可能性について排除せず、アンガルスク - 大慶パイプラインのロシア部分の運営を担うことを表明した。

現状ではトランスネフチがロシアの輸出用パイプラインすべてをコントロールする独裁的地位を占めているが、だからといって、そのためだけの理由でユーコス、ルクオイル、シブネフチ、TNK（チュメニ石油会社）が西シベリアからムルマンスクへの巨大パイプライン建設を提案したとも言い難い。このパイプラインは、地上ルートの場合は3,600km、地上・海上複合ルートの場合は2,500kmで、主に西ヨーロッパと北米向けに年間約6,000万トンの原油を輸送する計画だった。プロジェクトによる収入は92億ドルで、6,000人の新規建設業務と2,000人のサービス業務の雇用機会創出が見込まれた。しかし、政府の対応は厳しく、ムルマンスクの民営パイプラインだけではなく、ロシア国内の他の非国営パイプライン建設も許可しなかった。カシヤノフ首相によると、新規パイプラインプロジェクトへの大手石油会社の資本参加問題は「輸送料の削減により検討され

る」。その上、トランスネフチは、第二段階が完成すれば国営のパルト幹線パイプラインシステム（BTS）の輸送能力は、北米向け輸出に対応できるようになると表明している。

こうした出来事は、国営企業、民間石油大手、連邦政府及びその各部門組織、地方政府、大統領府の関係者など、ロシア国内の関係団体間の激しい競争を物語っている。残念なことに、この競争には一定のルールが定まっておらず、民間部門による自己利益のためのロビー活動が後を絶たない。東ロシアの長期計画における石油・天然ガス供給インフラの役割などに関する国家による調整と具体的な長期開発計画が存在しない状況下で、政府の各機関は民間企業からの提案に応じることにした。このような戦術の結果、公平な評価と代替案の検討の段階になって、ユーコスが進めるパイプライン構想の立場を弱いものにした。

ロシアの石油と地域市場

ロシア連邦は石油産出量で世界3位、また世界第2位の原油輸出国である。ロシアの専門家は、確認石油資源埋蔵量は1,300億バレルに達し、世界全体の1割を占めていると評価している。海外投資家を閉め出している中東の埋蔵量を除けば、ロシアの埋蔵量は世界の約4分の1に上る。ホドルコフスキー氏によると、西側はロシアの石油埋蔵量が以前の予想を大幅に上回ることを認めて始めている。1998年の世界エネルギー会議のデータでは、確認埋蔵量は465億バレルとされた。しかし、90年代の国際監査によると、オナコを除く大手石油4社（ユーコス、ルクオイル、スルグトネフテガス、TNK）の埋蔵量の合計は402億バレルとされていた。

2001～2002年、ロシアの大手石油3社は、世界のトップクラスの増産を達成した（シブネフチ20%、ユーコス17%、ロスネフチ11%）。2001年の50万バレル増産の際には、1日1バレル分の能力拡大のための資本コストは約8,000ドルであったが、これは国際的によく引用される見積額の半分以下である。現在、ロシアは最も積極的な原油供給国であるとみられている。2002年の石油産出量は3億8千万トン（759万バレル）に達し、各大手石油会社の増加率は、シブネフチ31%、ユーコス20%、スルグトネフテガス約12%、TNK9%で、4社分で国内石油産出増の74%を占めた。（表2）

トランスネフチによるCIS以外への石油輸出力は3%増加し、1億3,300万トン（266万バレル）に達し、全産出量

¹³ ロシア連邦政府の指示は次の日付によるものである：1999年1月22日 # 8048、1999年9月3日 # 1367 p。追加：1999年3月10日、1999年10月27日、1999年11月29日、2000年1月10日。

¹⁴ 同じ観点から、ノボロシースク市経由の南方輸出ルートの代替ルートを確認するために、サンクトペテルブルグ近くのプリモルスク市に石油輸出基地を持つパルト幹線パイプラインシステムが建設された。

表2. 2001 - 2002年の石油産出量とトランスネフチによるCIS以外への輸出
(百万バレル)

	石油産出量		CIS以外への輸出量		輸出量/産出量(%)
	2001年	2002年	2001年	2002年	2002年
ルクオイル	1.49	1.51	0.46	0.52	34.2
ユーコス	1.16	1.40	0.49	0.51	36.7
スルグトネフガス	0.88	0.98	0.32	0.35	35.5
TNK社	0.69	0.75	0.29	0.30	39.3
シブネフチ	0.41	0.54	0.15	0.21	38.9
タトネフチ	0.49	0.49	0.18	0.16	32.6
ロシア	6.96	7.59	2.57	2.66	35.0

出所：エネルギー省

の35%を占めた。CIS市場への輸出量は77%減少し、3,200万トンとなった。全体の輸出量は20%増加し、1億8,900万トン(378万バレル)となった。2003年のロシアの産出量は4億トン(800万バレル)と見られ、増産の大半も輸出向けになると思われる。しかし、輸出用インフラの未整備は大きな不安要素である。大手石油企業によれば、トランスネフチの管理下にある輸送能力不足分は5,000万トンに達し、今後さらに増加すると見られる。この状況から、輸送能力拡大の点からみれば、BPP構想はアンガルスク - チタ - 大慶パイプラインより優れた貢献ができると思われる。

日本をはじめ北東アジア各国にとってBPPの戦略的価値は明らかである。日本はアメリカに次ぐ世界第二の石油輸入国であり、1日の輸入量はおよそ560万バレル(年間2億2,700万トン)である。次いで韓国が1日平均輸入量200万バレル(1億200万トン)で世界シェア第4位、中国と台湾はそれぞれ140万バレル(7,000万トン)と80万バレル(4,000万トン)で9位と10位である。2000年の石油製品の輸入量をみると、中国が1,800万トン、日本が4,500万トンであった¹⁵。中国の石油・石油製品の消費量は2020年までに約1,000万バレル(5億トン)となり、日本を追い抜く見通しである。5ヶ国(日本、韓国、中国、台湾、香港)の原油輸入量を合わせると2010年までに5.5億~6億トンとなり、2020年には8.7億トンを超える見通しである(表3)。

表3. 1999 - 2020年石油生産量と消費量
(百万トン)

	生産量		消費量		輸入量		輸入依存率(%)	
	1999年	2020年	1999年	2020年	1999年	2020年	1999年	2020年
中国	159.9	151.9	204.3	497.5	44.4	345.4	21.7	69.5
香港	0	0	11.2	23.9	11.2	23.9	100.0	100.0
台湾	0.4	0	38.2	51.1	38.2	51.1	99.9	100.0
日本	0.7	0	266.4	288.4	265.7	288.4	100.0	100.0
韓国	0.4	0.4	99.9	163.0	99.5	162.6	99.6	99.7
ロシア	304.9	377.7	127.3	197.8	-177.6	-179.9	-139.5	-91.0

出所：APEC Energy Demand and Supply Outlook 2002 (Tokyo: APERC, 2002), 56

しかし、需要予測に関しては、アメリカのエネルギー情報管理局による評価は、アジア太平洋エネルギー研究センター(APERC)によるものとは異なる。その違いは、特に中国と日本で大きい(表4)。

表4. 2000 - 2020年石油需要と輸入

	2001年需要		2020年需要		2020年輸入	
	百万バレル	百万トン	百万バレル	百万トン	百万バレル	百万トン
日本	5.6	280	6.4	320	6.4	320
中国	4.3	215	10.5	525	7.5	375
韓国	2.1	105	3.0	150	3.0	150
台湾	0.8	40	1.0	50	1.0	50
インド	1.8	90	4.9	245	4.0	200
世界合計	74.9	3,745	118.6	5,930		

出所：Energy Information Administration, <http://www.eia.doe.gov/oiaf/ieo/oil.html>

東アジアと南アジア(ASEAN、インドを含む)における石油需要は、2000年の1,500万バレルから、2020年には2,700万バレルに急激に増加すると予想されている¹⁶。そのうち、マラッカ海峡を通過する石油は、同期間に1,100万バレルから約2,000万バレルになると推定される。需要増をもたらす主な要因は、特に中国における運輸部門での増加である。中国の燃料消費量の年間増加率は5.7%で、これはAPEC地域における4%を大きく上回る。

現在、中国の石油輸入の60%は中東からの石油であるが、日本と韓国ではそれぞれ88%、79%を上回る。APEC諸国の石油輸入依存率は現在の36%から2020年には54%になる見込みである。東アジアの石油消費量における輸入石油のシェアは72%に上ると予想される。北東アジアの輸入石油依存率は90%を超えると見込まれ、中国はアメリカとヨーロッパに次ぐ世界3位の輸入国になるとと思われる。

東シベリア及びサハリンを含む極東ロシアでの新しい油田開発に伴い、東ロシアからの輸出は地域の石油需給の改善に大きく貢献すると思われる。ロシアの輸出能力の大半は、アルガンスク - チタ - 大慶パイプラインと、BPPなど計画中のパイプライン構想に大きく依存する。しかし、果たして、提案されているパイプラインで運ぶだけの十分な資源はあるのだろうか。

「ロシア連邦エネルギー戦略2020年」の最新版(ただし依然として中間版)に掲載されている長期評価の修正値によれば、石油産出量は2020年に4.15億トンに上るとされている。この数字が、2000年版のプログラム案に記載された当初目標の3.6億トンより5,500万トン大きいことは良いことであるが、それでも、これらの数値は現在の予想より著

¹⁵ BP Statistical Review of World Energy, 2001年6月、pp6, 9, 19.¹⁶ 広大な太平洋岸アジア地域において大量に石油生産を行っているのは、中国、インドネシア、マレーシアの3カ国だけである。2000年の3カ国の産出量は2億6,600万トンで、中国が1億6,200万トン、インドネシア6,800万トン、マレーシア3,600万トンとなっている。原油採掘はインドネシアとマレーシアでほぼ同じ水準で続くものと予想されるが、中国での原油採掘は減少する見込みである。従って、3カ国の産出量は2010年までに2億8,000万トンの水準となるが、それ以降は減少することが予想される。

しく低い。例えば、政府は2005年の石油産出量が4.15～4.2億トンに上るとしており、他方、国際石油資本はロシアが2010年かそれ以降までに4.5億トンの石油を産出できると言っている。このような驚くべき相違は、国内外の機関に懐疑的な見方をもたらし、混乱のもとである。

探査と開発の必要性

ロシア科学アカデミーシベリア支部の評価によると、東シベリアの確認埋蔵量ではBPPのような長距離で大容量の石油パイプラインには対応できないとみられる。他方、この先の資源開発のための投資はさておき、このようなパイプラインなしではこうした確認済資源を商業ベースで供給することは不可能だと専門家も認めている。BPP構想が狙うもうひとつのアプローチは、西シベリアからの追加的石油供給に依拠しつつ、東シベリア及び極東の油田の探査、開発、生産を刺激することである。換言すれば、自前の開発だけではパイプライン建設を正当化できない資源が、BPPに接続することによって開発可能になる。

確認石油埋蔵量13億トン有するシベリア台地の油田では、2010年までに3,000万トンが生産できるという。ユーコスによると、クラスノヤルスク地方のユルブチェノトホムスコエ油田で1,300万トン、イルクーツク州のヴェルフネチョンスコエ油田で1,000万トンなどである。これらの油田開発には数十億ドルの投資が必要で、相当の期間を要することは言うまでもない。さらにヤクートで1,000万トンの原油が生産できる（表5）。

表5．シベリア台地の石油資源

	A+B+C1	C2
(百万トン)		
クラスノヤルスク地方		
Yurubcheno-Tokhomskoye	58.4	301.1
Sobinskoye	3.0	8.2
イルクーツク		
Verkhnne-Chonskoye	159.5	42.1
ヤクート		
Talakanskoye	106.1	18.1
Chayandinskoye	9.9	23.1
Srednebotuobinskoye	54.4	11.9
合計	391.3	404.5

出所：エネルギーシステム研究所、イルクーツク
 (注)ロシアは独自の埋蔵量評価手法を採用している。正確に一致はしないものの、大まかに言えば、A+B+C1は国際標準分類の「確認埋蔵量及び推定埋蔵量」、C2は「予想埋蔵量」に対応する。

さらに、ユルブチェノトホムスカヤ地帯（UTZ）の開発は1991年に中止されたが、10年後にユーコスによって再開された。これまでのところ、1万km²ある油田地域の10%未満しか探査されていない。ユーコスのUTZ探査担当の専門家は、この地域の石油蓄積は西シベリアよりはるかに古いと主張しており、この地帯の石油資源を結合すれば、現状の東シベリア全体の資源を上回ることになる。

サハリンは、主体的な探査政策によって、新しい石油輸入源を形成しつつ開発プロジェクトへと結び付けていく手立てを示すいい例である。サハリン沖の利用可能な石油資源は15億トン以上、天然ガスは3兆m³と予測されている。これらの資源は東シベリアよりはるかに探査が進んでいる（表6）。

表6．サハリン沖石油資源

	海底の深さ (m)	利用可能な資源 (Mt)	産出開始年	最大生産量 (Mt)
サハリン1	30-50	307	2005	8.0
サハリン2		150	1999	8.5
サハリン3				
キリンスキー	< 300	70 *	2014	
東オドプト	< 500	70	2014	6.9
アヤシスキー	< 500	97	2014	9.1
サハリン4	< 30			
サハリン5	< 140	600	2010	35.5
サハリン6	30-60	300 **		

出所：ロスネフチ、2002年

* コンデンセート
 ** 100万トン、石油換算

BPP構想に比べサハリンプロジェクトの方が埋蔵量が多く、日本、韓国、中国3カ国の中東からの石油輸入への強い依存を変えさせるに足る量を持つ。一方、これらのプロジェクトの投資要素を見ると、明らかに、膨大なコストと長期間が必要である（表7）。

表7．サハリンプロジェクトの概略

	サハリン1	サハリン2	サハリン3
今までの経緯	1995年6月30日生産物分与契約調印。1995年6月10日：発効。	1994年6月22日生産物分与契約調印。1996年6月10日発効。	1999年5月1日キリン鉱区の生産物分与契約対象認定。1999年8月5日開発事項を決定する委員会の設置。
油田	チャイヴォ、アルクトゥン・ダギ、オドプトゥ	ビルトゥン・アストフ（石油中心）ルニ（ガス中心）	(1) キリン (2) 東オドプトゥ、アイヤシ
埋蔵量	石油 3億4,000万トン 天然ガス 485Bcm	石油 1億5,000万トン 天然ガス 642Bcm	(1) 石油 7,000万トン 天然ガス 730 Bcm (2) 石油 1億6,700万トン 天然ガス 67 Bcm
投資者	エクソン・モービル (30%)、SODECO (30%)、ONGC (20%)、ロスネフチ (8.5%)、ロスネフチ・サハリンモルネフテガス (11.5%)	シェル (55%)、三井物産 (25%)、三菱商事 (20%)	(1) エクソン・モービル (33.35%)、テキサコ (33.35%)、ロスネフチ・サハリンモルネフテガス (33.3%) (2) エクソン・モービル (66.7%)、ロスネフチ・サハリンモルネフテガス (33.3%)
引受建設業者	エクソンネフテガス	サハリンエナジー	(1) ベガスター (2) エクソンネフテガス
総投資額	150億ドル	100億ドル	
2002年1月現在の投資額	6億7,000万ドル (内、対口投資1億7,000万)	20億ドル (内、対口投資1億8,100万)	
目標市場	サハリン、ハバロフスク地方、沿海地方、中国東北部	石油：アジア太平洋地域 ガス：日本、韓国、台湾、中国	
輸送方法	石油パイプライン・ガスパイプライン	LNG (年間960百万トン)	
供給量、生産開始	ガス：年間20Bcm、20年間、2005年から	石油：年間850万トン (1999 - 2002年産出量計420万トン) ガス：年間1.9 Bcm、2006年から	

出所：ロスネフチ 2002年、サハリン州行政府ほか各種資料から作成。

プロジェクトの中で最も進んでいるのはシェルとそのパートナー企業が100億ドルの投資を計画するサハリン2である。このプロジェクトの確認埋蔵量は3億5,000万トンと推定され、年間約850万トンが採掘できる。現在、サハリン2からの石油の輸出積み出しは冬季閉鎖という形で季節的に限られている。しかし、島の南方までパイプラインが建設されれば、年間を通じた積み出しが可能となる。

サハリン3には、7,000万トン有するとされるキリン鉱区と、9,700万トン有するとされる東オドプトゥ鉱区が含まれる。しかし、サハリン3は投資額を含めた多くの事項についてまだ検討が終わっていない。膨大な探査作業が必要で、生産開始は2014年ごろと予想される。サハリン3の産出量は、最終的にはサハリン1とサハリン2の合計産出量の倍になることが見込まれる。しかし、全プロジェクト合計でも、年間最大産出量は4,000万～5,000万トンを超えることはないと思われる。これに対してCNPCやユーコスが投資する金額は、サハリン沖から同量の資源を生産・供給するのに必要な投資の一部に相当する額でしかない。

積極的な石油政策

北東アジアの国々は、今のところ自国のエネルギー安定保障政策を推進するにあたって、ロシアを取り込むことには積極的ではない。いずれも石油の輸入量が増え、長らく政治的不安定に苦しむ中東からの輸入に頼らざるを得ない国々である。現在、中東の石油輸出の60%がアジア向けであるのに対して、アメリカとヨーロッパの石油市場は複数の互いに競合関係にある供給源から供給されている。このことは、いわゆる「アジアプレミアム」をもたらしている。アジアの輸入者は欧米の輸入者よりも1バレル当り1～1.5ドル高く支払っている。これによって、極東アジアの石油代金は相当上乗せされている。加えて、液化天然ガスの価格も高くなっている。

しかし、この北の隣国とのエネルギー協力を進めるためには、数十億ドルの投資が必要である。また、戦略的な石油備蓄、探査・開発協定を通じた海外油田へのアクセスなど様々な政策手段を組み合わせる必要がある。最大の石油輸入国として、日本はこれらすべての分野において先駆者であったが、石油供給源の多様化には必ずしも力を入れてこなかった。日本で石油の備蓄は民間部門・公的部門の両方によって行われている。民間企業による石油の備蓄は1972年に始まった。1983年には、公的部門での備蓄設備の整備事業が始まった。2002年8月、公的部門の石油

備蓄量は国内消費量91日分、民間部門の備蓄量は81日分のレベルであった。

1967年、日本政府は海外石油資源の開発を進めるために日本石油公団（JNOC）を設立した。JNOCは日本の開発企業に債務保証を与え、巨大な投資プロジェクトを支援した。サハリン石油開発協力株式会社（SODECO）と名付けられた日本の官民共同体は、ロシア企業と協力して1970年代半ばにサハリン大陸棚の資源開発を始めた。これ以降、ロシアは生産分与の仕組みを通じた資源の商業化に向けて作業を始めた。その後、SODECOはサハリン1プロジェクトの株主となった。

サウジアラビア側の中立地帯におけるアラビア石油株式会社の採油権の喪失は、海外プロジェクトでの資本参加を目指す日本の政策に大きなダメージを与えた。さらに、油田開発のための補助金政策は、日本企業の高い投資収益に対する意欲を減退させた。こういった事情から、JNOCの位置づけは変わってしまった。JNOCの生産関連資産の一部売却が始まったが、JNOCが閉鎖されたとしても、日本政府は海外石油事業の支援を続けると思われる。現在、日本企業が開発参加している油田は、中国に4ヶ所、北海に16ヶ所、アフリカに10ヶ所、中東に12ヶ所、東南アジアと南太平洋に41ヶ所、中南米に7ヶ所、ロシアに1ヶ所である。また、JNOCはロシア4ヶ所と中国9ヶ所の油田開発に関与している。

韓国の2000年の石油総備蓄量は37日間の消費量に相当する。韓国石油公社（KNOC）が世界最大石油ターミナル（3,000万バレル）を整備して以来、備蓄量は51日分になった。2004年までに、韓国の備蓄量は84日分に達すると思われる。さらに2000年時点で、韓国企業は23ヶ国の53のプロジェクトに参加しており、そのうち19件は生産プロジェクト、4件は探査プロジェクト、30件は開発プロジェクトである。産出油田にはイエメン、アルゼンチン、ペルー、ベネズエラ、北海の油田が含まれている¹⁷。

中国政府も石油備蓄の増加と海外の石油探掘に関する努力を続けている。備蓄量は800万トンから10年間で2,000万トンに増やす予定である。さらに、CNPCはロシアの石油資源及び上流の石油プロジェクトへの投資に関心を示している。CNPCはカザフスタン、ベネズエラ、スーダン、イラク、イラン、ペルー、アゼルバイジャンの油田の採掘権を獲得している。Sinopecも海外上流資産の購入を目指し始めた。中国政府は、自国企業がアクセスを目指す「戦略的地域」として、中央アジア、ロシア、中東、北アフリカ、

¹⁷ 韓国に関する分析調査は<http://www.eia.doe.gov/emeu/cabs/skorea.html>。

南米を挙げている。東南アジアの国々も中国との近接性から資源確保戦略の目標となっている。政府は海外油田開発支援のための特別な支援ファンドなど、資金調達・税金政策を検討している。

現在、中国は国内資源の5%に相当する5億トンの海外石油資源を確保した。これは7億トンと評価されるアンガルスク - チタ - 大慶パイプラインの輸送能力よりはるかに低い。CNPCは2005年までに海外で3,500万トンの石油産出を予定しているが、持分としては、そのうちの1,800万トンしか獲得できない。2001年、CNPCの海外産出量は2,100万トンに達したが、CNPCの管理下にあるのはその半分に過ぎなかった。これは同社の総生産量の18%に相当した。日本、中国、韓国の場合、ロシア石油部門への資本参加を妨げるものは、これらの国の石油企業における意思決定の仕組みが完全に中央集権的であることである。

対照的に、BPIは最近67億ドルを投資して、TNKと共同で新会社を設立し、ロシア国内の大量の原油及び天然ガス資源を確保した。新設された企業は、ルシアペトロリアム¹⁸の62%の株を支配している。これは、ロシア国内で行われた最大の外国投資である。今回の買収劇が意味するのは、多国籍企業が現行の税制と法的環境を受け入れ、PSA協定なしでもロシアの資産に関与する用意があるという点である。

環境の制約

ロシア、日本、中国の「石油パイプライン・ジレンマ」を抜け出すために考えられる最良の方法は、調査・開発に巨額の投資を伴う2つのパイプラインプロジェクトの組み合わせかもしれない。トランスネフチの提案するルート（アンガルスク - ナホトカ）は大慶にも役立つ。スコボロディノは、黒龍江省北端にある塔河から国境をはさんだ反対側にある。もう一つは、ブラゴベシチェンスク - 黒河周辺の国境である。しかし、最も重要な要素は、8,000万トンもの能力を持つこのような二重構造の建設並びに運用を正当化できるような経済効率性をもたらすだけの石油資源の存在である。

トランスネフチの提案するパイプラインの「北ルート」は、3つのルート代替案などを持つ現ユークス案¹⁹の環境面での行き詰まりからの道を拓くこともできる。ブリヤート共和国の一部を迂回する東ルート案は、イルクーツク州内で39の川・流水・水路を横切るが、その中にはバイカル湖に流れ込む河川もある。このルートは数地点で湖に近い位

置（最短16.5km）を通る。予備調査によると、石油が漏れた場合、湖まで約1～2時間で到達する。そのため、調査担当者たちは東側ルートは最も受け入れにくいものとしている。

その先のブリヤート共和国内でも、パイプラインが横切る河川はバイカル湖から120km離れた地点で交差するスネジュナヤ川など全て流れが非常に速いため、東側ルートは問題がある。このルートでは、流出油の湖までの推計到達時間は5時間から2日間である。また東側ルートはブリヤート共和国内の4つの自然保護区を通過する。

中央ルートもセレンガ川経由でバイカル湖につながる河川を通過する。このルート案では5本の河川を横断するが、これらの河川からの流出油の推計到達時間は1～2日間である。ブリヤート共和国では、このルートはトゥンキンスキー国立公園、ボルゴイスキー保護区、アルタチェフスキー連邦保護区、トゥングイスキー保護区を通過する。トゥンキンスキー国立公園では、法律によりパイプライン、送電線、幹線道路の建設は禁じられている。しかし、予備調査では、パイプライン延長のうちの80kmは公園内の最も保護された地区を通るといふ。

西側ルートは、イルクーツク州内でアンガラ川並びにバイカル湖流域の中小河川をそれぞれ21カ所、59カ所横断し、流出油の到達時間は3日間とされている。このルートもトゥンキンスキー国立公園を通過するが、建設の影響が及ぶ125kmのうち、最も保護された地区は14kmだけである。

要約すると、トゥンキンスキー国立公園を迂回する東側ルートは、バイカル湖にとってリスクがある。他の2ルートは、イルクーツク州内では問題が少ないが、ブリヤート共和国のトゥンキンスキー国立公園を通過する。また、たとえ連邦法が改正されても、パイプラインが通過するブリヤート共和国内の5つの行政区域の39箇所、建設にあたり事前の考古学的発掘と保存が義務付けられている。たとえば、完全に資金手当てができ、人員が配置されても、このような大規模な調査作業は少なくとも2～3年を要するであろう。

チタ州では、パイプラインはバイカル湖流域とアムール川流域を通る計画で、大小123河川を通過する。湿地を通るルートの一部もあり、パイプライン建設後の環境安定性を確かなものとするための詳細な予備調査が必要とされる。

¹⁸ ルシアペトロリアムは東シベリアのコピクタガス田（埋蔵量1,882BCM）を開発中。

¹⁹ *Investment Requirements Assessment for the Russia-China Pipeline, vol. 7, Environmental Impact Assessment from the Construction and Exploitation of the Oil Pipeline, Book 1 <<OBOC>> Non-Technical Resume* (Moscow, 2002), <http://www.yukos.ru/pdf/OBOC.pdf>参照。

結論

ロシアに関して言えば、ユーコスのパイプライン計画がBPP計画かを選択するという問題は、正当な商業的利益と、採算性だけの観点から単純に正当化することはできない長期的発展と社会的進展のゴールとの間の選択である。ユーコスの経営陣の一人が述べた通り、中国は大慶へのパイプラインルートを地域開発と関連付けているが、ユーコス社にとってはこの計画の経済性が最重要課題であって、ルート選択は問題ではない²⁰。他方、ミハイル・ホドルコフスキー氏は、ロシアの長期エネルギー戦略について語った際、パイプライン並びに鉄道の計画には、たとえそれが企業資金による計画であろうと中央の調整が必要であることを認めた²¹。

あたかもこの原稿執筆作業の最後の仕上げとなるかのよう、モスクワのエネルギー省で会議が開かれ、その中でアンガルスク - 大慶間、アンガルスク - ナホトカ間のパイプラインを一つのプロジェクトにまとめる提案がなされた。これは、アンガルスク - ナホトカ・パイプラインと大慶に至る支線を引く計画である。もし政府がこの提案に同意すれば、中口のエネルギー協力にとっても、日口のエネルギーパートナーシップにとっても勝利である。しかし、当面はエネルギー省がどのルート案を支持するか様子を見守るしかない。

日本エネルギー経済研究所主催の2003年太平洋エネルギー協力会議で、ロシアエネルギー省パイプラインシステム開発部のイーゴリ・コジン部長は、大容量の石油パイプライン（年間9,000万トン）をシベリア東部から沿海地方のナホトカ港近くまで引く計画の概要を示した。この計画では、西シベリアガスパイプライン網と結合される大容量ガスパイプライン（約30Bcm）を平行して建設することも提示している。

この「バイカル・太平洋パイプラインシステム(BPPS)」案は、バイカル・アムール鉄道に沿ってティンダまで進み、そこからスコボロディノまで南に下がり、シベリア鉄道に沿って進む。スコボロディノは中国国境に非常に近く、バイカル・太平洋パイプラインシステムの支線を大慶まで延ばすことで、ユーコスとCNPCが進めているアルガンスク・大慶パイプラインの代替となる。

この計画は十分に経済性があるように思われる。トランスネフチ社の石油パイプライン建設費の見込額を踏まえる

と、石油とガスのパイプラインを同時に引くBPPS建設の費用は110～130億米ドルと見積もられている。これにより、天然ガスの輸送費を千立米当たり45～50米ドルに維持することができる。

ガスパイプラインの支線を平壤やソウルにまで延ばす案もあり、これは恐らく韓国が資金を提供することになる。もし、中国が大慶・ハルビン地域へ天然ガスパイプラインの支線を受け入れた場合、ロシアの追加的費用負担無しにBPPSの経済性がさらに高まることになる。これら全ての点から、ロシアの多数の石油・ガス源と北東アジアの各市場を結ぼうとする石油・ガス供給インフラ計画において、BPPSは望ましい案である。

投資及び運用コストの削減のほか、ロシア東部の地域発展と投資環境に好影響を及ぼすことや、東シベリア及び極東地方のガス・石油の探査・開発を早めることが、BPPS構想の利点である。西シベリアの石油・ガス資源と連結する案は、BPPSの信頼性を高め、現状では基幹パイプラインに結ばれていない遠隔地の小規模な新規石油・ガス田の商業開発が成り立つようになる。

BPPSは、ロシア東部における大規模なGTL²²生産、とりわけ、中国のモータリゼーションにより出現した市場をターゲットとした生産の可能性を開くであろう。他方、中国が大慶への石油と平行してガスパイプラインの建設に同意すれば、日本のガス変換技術は中国の石油安全保障に貢献できる。これは、明らかに地域経済発展と雇用の創出に貢献する。この意味で、天然ガスが運輸部門における石油への依存を軽減させる可能性をより詳細に研究すべきである。

プーチン大統領がロシア極東に注意を払っていることを考えると、基本的に、この巨大プロジェクトが実施に移される可能性は高い。2002年、ロシア政府は極東地域及びバイカル湖隣接各州の社会・経済的發展を目指すプログラムの修正版を再採択した。この計画の実行には、国家・地方財政が提供できる以上の投資を必要とすることから、BPPSのようなインフラ計画は様々な面で非常に重要である。日本が最近（小泉 - プーチン会談の際）、こうした考え方に非常によく似た計画を包括的に支援しようとしたことにより、本プロジェクト実施に向けた状況は大きく改善された。

²⁰ ユーリ・ベイリン氏のインタビュー参照。 <http://www.yukos.ru/119.shtml>

²¹ Kommersant, 2002年5月29日参照。 <http://www.yukos.ru/805.shtml>

²² GTL (Gas-to-Liquid) は、天然ガスを化学反応で液体燃料に換える技術である。

Japan-Russia Action Plan: Prospects for Economic Cooperation

Vladimir N. Metelkin

Deputy Trade Representative

The Trade Representation of the Russian Federation in Japan

The proactive role of governments in supporting and promoting economic exchange between Russia and Japan is vital to the development of cooperation in the fields of trade and investment. The bilateral Russia-Japan Intergovernmental Commission is a body that formulates proposals for future activities, identifying problems in bilateral economic exchange, as well as with regard to the specific interests of both sides.

Over the last several years, important steps have been taken by the governments of Russia and Japan, both in the development of policy dialogue and in actual trade and economic relations, including new forms of economic interaction.

The most recent such step is the jointly developed Action Plan adopted by the leaders of Japan and Russia on January 10, 2003. Among other important goals, the Action Plan proposes a set of broader and more efficient measures for promoting trade and economic exchange. The basic principles behind the economic section of the Action Plan are "trust, joint efforts and mutual benefits".

It is worth mentioning that over the last several years, bilateral economic exchange between Russia and Japan has been facilitated by a number of favorable factors, including an improved policy climate and Russia's economic performance. Both Japan and Russia seem to have identified their longer-term policy needs and economic interests vis-à-vis one another, including those relating to their policies in the Asia-Pacific region. In addition to bilateral efforts, regional economic cooperation within the APEC framework provides both Russia and Japan with many opportunities to boost bilateral trade and diversify economic exchange.

The foundations for this new phase in bilateral economic exchange were laid during the informal 1997 summit in Krasnoyarsk, when the Yeltsin-Hashimoto Plan was presented. This plan provided both sides with both immediate and mid-term goals for developing economic links and exchange, including investment cooperation, energy sector development and Japanese support for Russian economic reform.

The two sides expedited the adoption of the Investment Protection Agreement. They also developed an exchange program for government officials and managers of enterprises, which has allowed many groups and individuals from Russia to visit Japan and receive professional training in the areas that interest them. In addition, Japan has extended support and technical assistance relevant to Russia's membership of the Asia-Pacific Economic Cooperation Forum (APEC) and its accession to the World Trade Organization (WTO). Yet another important outcome of the Yeltsin-Hashimoto Plan was the establishment of new links, contacts and exchanges

among government agencies in such areas as the peaceful use of atomic energy, space exploration and space technology. Regular Russo-Japanese consultations on energy issues have begun to take place, responding to both countries' needs and priorities.

However, Russia and Japan are still in the initial stages of developing a comprehensive framework for large-scale economic exchange that fully reflects the economic and technological potential of both Russia and Japan. To get beyond this initial phase, bilateral trade and investment links require consistent support from both governments, as well as efforts at the private sector level.

In this context, Russia and Japan should continue working to implement the bilateral Economic Cooperation Program adopted in September 2000, which supplements the 2003 Action Plan in opening new horizons in Russo-Japanese relations, including opportunities for progress in economic cooperation, such as comprehensive and ever-expanding trade and investment links. It is important to note that the qualitatively new policy environment in Russia-Japan dialogue would greatly facilitate the achievement of new goals in economic cooperation, contributing to progress in other areas, including those where solutions have yet to be found.

The 2003 Action Plan is expected to serve several purposes and goals. The first is the expansion of bilateral trade. The second is the exploration of opportunities for cooperation in new areas, including Russia's involvement in regional cooperation and economic integration in the Asia-Pacific region. The Action Plan stipulates that the governments of Japan and Russia will undertake concrete measures in support of (1) trade and investment cooperation; (2) Russia's integration into the global economic system and its membership of the WTO; (3) technical assistance and intellectual support; (4) energy sector development; (5) peaceful use of nuclear power; (6) environmental protection; (7) bio-resource protection and management; (8) science and technology; (9) space exploration; (10) transportation and tourism; and (11) development of mutually beneficial trade and economic exchange at the provincial and regional level.

Promotion of Trade and Investment

The Action Plan stipulates that the Japan-Russia Intergovernmental Committee, which forms the core of the bilateral cooperation mechanism, will carry out this role, which is important for the furthering of Russo-Japanese economic relations. Moreover, in order to seek new forms of constructive cooperation, improve the business environment and eliminate obstacles to economic exchange, the active utilization of both the Japan-Russia Intergovernmental Committee on Trade and Economic Affairs

and the Subcommittee on Trade and Investment is emphasized.

Improvements to financial support mechanisms will continue to be implemented, including the diversification of forms of loans and guarantees for joint projects and visible trade. Economic mechanisms should be used in providing finance and guarantees for export and import trade of mechanical equipment, and a framework for risk management by banks, businesses and regions should be constructed. In addition, the conditions for granting Japanese trade insurance for Russia-related projects should be eased, as this would be an effective means of developing bilateral trade.

Whether it is possible to implement joint Russo-Japanese projects successfully depends greatly on whether investor-friendly economic and legal conditions are put in place. Moreover, with the Russian economy growing steadily, the provision of information to the Japanese business world regarding the state of progress with economic reforms in Russia is an extremely important issue.

In order to strengthen frameworks for exchange at the private sector level, it is essential to continue efforts aimed at the establishment of a Japan-Russia Trade and Investment Promotion Organization as soon as possible, as well as expanding cooperative relationships between companies, associations and research institutions by actively dispatching missions to both countries and supporting trade fairs, exhibitions and seminars in the fields of trade and the economy, and science and technology.

Integration of the Russian Federation into the International Economic System

Japan asserted that it would support Russia's integration into the international economic system, i.e. supporting Russia as it seeks to join the WTO. It is possible for Japan to share with Russia the knowledge and experience necessary for joining the organization, with the aim of ensuring that Russia's laws conform to WTO standards and rules. It is hoped that talks and negotiations between Japan and Russia regarding the latter's accession to the WTO will also involve consideration of the conditions of its entry and of its access to product/service markets that would be acceptable for both.

Technical and Intellectual Assistance for the Russian Federation

In order to support the development of a market economy in Russia, Japan confirmed its intention to advance its technical and intellectual assistance to Russia through the Japan Centers in certain priority fields, including the promotion of small and medium-sized enterprises. At the same time, there are plans to draw up a new memorandum regarding the activities of the Japan Centers in the field of Russo-Japanese trade and economic exchange. Furthermore, cooperation in the training of business managers and civil servants will continue as part of the program of technical and intellectual assistance.

Energy

Taking an interest in the development of energy

resources in Russia's Far East and Siberia regions and bearing in mind various promising projects that have been implemented over a long period of time, both sides have decided to support economic cooperation in this field, formulating a document on energy cooperation. Both Japan and Russia are willing to cooperate actively with regard to energy security in the Asia-Pacific region and to consider the potential for the development of infrastructure for supplying fossil fuel resources to the countries of Northeast Asia, including Japan. The creation of a Russo-Japanese Long-term Energy Development Program is thought likely to become possible as a result of such cooperative activities.

The main issue in constructing a large-scale long-term cooperative framework in the field of energy is the development of an environment favorable to securing the success of the Sakhalin I and II projects, in which Japanese companies are also participating.

Within the framework of the Japan-Russia Energy Consultations, both sides will continue to exchange opinions on the expansion of energy cooperation and specific measures, based on mutual interests and experiences of cooperation between the two countries. This will make possible the coordination of the Asian energy policies of both countries and contribute to the stability of energy resource markets.

Studies will also continue with regard to the possibilities and necessary conditions for implementing projects under the joint implementation framework, based on the trading of greenhouse gas emissions. In order to construct this kind of framework, both countries must calculate their emission volumes and consider the potential for a mechanism that allows the transfer of emission credits.

Peaceful Use of Nuclear Power

By continuing cooperation in researching the peaceful use of nuclear energy through joint participation in the most promising projects (such as fast breeder reactors), it is expected that the scale of Russo-Japanese cooperation in the development of advanced nuclear power-related technologies will increase remarkably. Japan, which is actively promoting the development of nuclear power, could become the biggest partner for Russia, which has new nuclear power technologies and the ability to enrich and supply uranium. In order to expand cooperation in this field, Russia is proposing to improve the legal foundations for it, by formulating an inter-governmental treaty on the peaceful use of nuclear power.

Environment

Strengthening cooperation aimed at solving global warming and constructing common rules for all countries with regard to protecting the environment are priority issues that are in the interests of both countries. It is planned to intensify the activities of the Japan-Russia Joint Committee on Environmental Conservation and steadily implement bilateral environmental conservation projects.

In addition, within the framework of existing agreements, both sides will continue cooperation in such areas as preventing the pollution of the Japan Sea, the Sea

of Okhotsk, and the Northwest Pacific Ocean and with regard to the Acid Deposition Monitoring Network in East Asia.

Preservation and Utilization of Biological Resources

It is extremely important for both sides to develop cooperative relations in the fishing industry, such as the joint construction of cooperative mechanisms and effective measures aimed at the normalization of visible trade relating to the supply to Japan of biological resources in Russia's exclusive economic zone (EEZ).

With regard to sustainable forestry management, both sides will strengthen cooperation within the framework of the Asian Forest Partnership and other such organizations with regard to the prevention of illegal logging.

Science and Technology

Bearing in mind the scientific potential of Japan and Russia, in order to strengthen cooperation in the field of science and technology, both sides should seek forms of cooperation that make it possible to achieve aims relating to the development of the field in both countries. Moreover, the active participation of private companies in this must be encouraged. The foundations for expanding cooperation in this field could be laid by deepening dialogue in the Japan-Russia Science and Technology Cooperation Committee.

IT and communications is one promising field for cooperation. Furthermore, discussions relating to the International Thermonuclear Experimental Reactor plan will allow considerable expansion of cooperation and the coordination of activities by both countries.

Space

Both sides will continue to consider the possibilities for expanding bilateral cooperation within the framework of the Japan-Russia Joint Committee on Cooperation in Space. One aspect of this is international cooperation in the use of the international space station.

Transport and Tourism

The swift conclusion of a new Russo-Japanese aviation agreement is one aim in this area. Moreover, continuing to study the possibilities for using the capacity of the Trans-Siberian Railway for the transport of Japanese

freight and transit freight between Europe and Asia is deemed to be an important issue. As the Trans-Siberian Railway has an advantageous geographical location and a large transport capacity, Japan and Russia can play an important role in developing the transport service market in the Asia-Pacific Region and transport corridors, including the Trans-Korean Railway.

By means of active exchange and initiatives in the private sector, excellent prospects have appeared with regard to the promotion of tourism, the improvement of tourism in the Russian Far East, the development of tours in provincial areas and the exchange of information relating to tourism.

Cooperation at the Regional Level

The Far East Subcommittee of the Inter-governmental Committee will contribute greatly to strengthening economic links between Japan and the Far East and Siberia regions of Russia. The next meeting of the Far East Subcommittee is due to be held in the Russian Far East at the same time as the private sector-oriented Russo-Japanese Economic Conference.

Moreover, in order to expand dialogue between Japanese prefectures and the regional entities of the Russian Federation, it is necessary to organize the exchange of missions with the aim of studying the business environment and finding new partners. Both sides will provide the support necessary for promoting small and medium-scale business and implementing small-scale projects in the Russian Far East.

It is obvious that the potential for expanding Russia-Japan economic ties is huge and numerous opportunities have yet to be explored and utilized. In this context, the Action Plan appears to be the most important bilateral agreement for guiding Russo-Japanese economic relations in the foreseeable future. Both the governments and the business communities of Japan and Russia should join forces in designing and undertaking concrete projects and initiatives that will lead to the successful implementation of the Action Plan.

(Translated by ERINA.)

日口行動計画：経済協力の展望

駐日ロシア連邦通商代表部副主席 ウラジーミル・N・メチョルキン

日口貿易・経済協力の発展のためには、日口間の経済交流を両国政府が積極的に支援・促進することが重要である。「貿易経済に関する日露政府間委員会」は、二国間の経済交流の課題や両国の個別利害を特定しつつ、今後取るべき行動計画を提示している。

近年、ロシア及び日本の両国政府は、政治対話の進展の面と、新たな形態や分野での経済関係など貿易・経済の面との両面で、重要な進展を見せている。

最近では、共同で準備した日口行動計画が2003年1月10日の首脳会談で採択された。行動計画の中には、貿易経済交流を促進するために有効な一連の広範な措置も盛り込まれている。この計画の経済協力に関する部分は「信頼・行動 - 相互利益へ」という原則に基づいている。

この数年間にわたって、ロシアにおける政治環境改善や経済の回復傾向などの有利な要因により、二国間経済関係は活発化してきた。両国にとって、二国間及びアジア太平洋地域での長期的な政治課題および経済的な相互利益は何かということが明確になってきているように思われる。二国間での努力のほか、APEC枠内での地域経済協力もロシアと日本が貿易を拡大し、経済関係を多様化させる機会が生じている。

この新しい段階の経済協力の基盤は、橋本・エリツインプランが採択された1997年のクラスノヤルスク非公式首脳会談の時に作られた。この文書には、投資協力、エネルギー開発、ロシアの改革支援など経済交流発展のための両国の短期・中期的な課題が盛り込まれていた。

これに基づき、双方は投資保護協定を締結した。さらに、公務員及び企業経営者のための交流プログラムを実施し、ロシアから多くのグループや個人がそれぞれ関心のある分野に関する訪日研修を受けた。また、日本はロシアのAPEC及びWTOへの加盟への支持及び技術支援を行った。そのほかにも、橋本・エリツインプランの重要な成果としては、原子力の平和利用、宇宙開発及び宇宙技術といったこれまで疎遠であった分野の政府機関相互に新たな関係が確立され、交流が始まったことが挙げられる。日口エネルギー対話は、両国のニーズ及び優先課題に応えるものであり、定期的開催されるようになった。

しかしながら、ロシア及び日本の経済的・技術的な潜在力を完全に反映するような、大規模な経済交流のための包括的な枠組みの構築は、緒に就いたばかりである。この初

歩的段階から先に進むためには、二国間貿易・投資関係の発展に向けた政府の支援及び民間部門の努力が不可欠である。

こうした中、ロシア及び日本は2003年の行動計画を補完する意味で、2000年9月に採択された「貿易経済分野の協力の深化のためのプログラム」の実施を継続すべきである。行動計画は、包括的な貿易・投資の恒常的拡大など日口経済関係を前進させる新しい展望を開くものであろう。日口対話において質的にまったく新しい政治環境が形成されたことで、経済協力での新しい目標の達成が大いに促進され、未解決の問題も含めた他の分野における進展にも大きく寄与するであろう。

2003年の行動計画の実施により、第1に二国間貿易の拡大、第2にアジア太平洋地域における地域協力及び経済統合へのロシアの関与など新規分野における協力可能性の模索といった目標の実現に近づくであろう。行動計画は、日本及びロシアの政府が以下の諸課題に資するような具体的措置をとることを規定している。(1)貿易投資の促進、(2)国際経済体制へのロシアの統合及びWTO加盟、(3)技術・知的支援、(4)エネルギー、(5)原子力の平和利用、(6)環境、(7)生物資源の保護及び管理、(8)科学技術、(9)宇宙開発、(10)輸送・観光、(11)地域レベルでの相互有益な貿易・経済交流の拡大

貿易及び投資協力

行動計画では、二国間の協力体制の中核である日口政府間委員会が日口経済関係の前進に重要な役割を果たすものとされている。また、新しい形の建設的協力を探求し、ビジネス環境を改善し、経済交流への障害を除去するために、貿易経済に関する日露政府間委員会及び貿易投資分科会を積極的に利用することが強調されている。

共同プロジェクトや貿易取引への融資・保険の形態の多様化など、資金面での支援メカニズムを改善していく作業は、引き続き行われる。設備の輸出入取引に関する融資・保証する際に経済的なメカニズムを利用すること、銀行や企業、地方レベルでの商業上のリスク対応の体制を構築することが重要であろう。日本の貿易保険も、そのロシアに対する付与条件が緩和されれば、二国間貿易発展の効果的な手段となるはずである。

日口共同プロジェクトを実現できるかどうかは、まず、

投資家にとって好ましい経済的・法的な環境の整備にかかってくる。また、ロシアの経済が着実に成長している中で、ロシアにおける経済改革の進展状況等に関する情報を日本の業界に提供することは重要な課題となっている。

民間レベルの交流の枠組みを強化するために、日口貿易投資促進機構の早期設立を目指す努力を続ける必要がある。また、ミッションを積極的に派遣し合い、貿易経済・科学技術分野の見本市、展示会及びセミナーの開催を支援するなど、企業、経済団体、研究機関の間の協力関係を拡大することも不可欠である。

ロシアの国際経済への統合

ロシアの国際経済体制への統合、すなわちロシアのWTO加盟を日本が支持することが表明された。ロシアの法制度をWTOの基準及びルールに合致させることなどを目的とし、加盟のために必要な知識及び経験を移転する可能性に言及している。ロシアのWTO加盟に関する日口協議・交渉では、ロシアの加盟及び財サービス市場へのアクセスにあたって、双方が受け入れられる条件の検討もなされるものと期待されている。

ロシアに対する技術・知的支援

ロシアにおける市場経済の発展を支援するために、中小企業振興を始めとする重点分野で日本センターを通じた技術・知的支援を発展させる意向が確認された。同時に、日口貿易経済交流の分野における、日本センターの活動に関する新しい覚書を作成することとされている。技術・知的支援の一環として、企業経営者及び公務員養成における協力が継続される。

エネルギー分野

両国は、ロシアの極東及びシベリア地域のエネルギー資源開発に対する関心を持ち、長期間にわたって一連の有望なプロジェクトを実施してきたことを念頭に置き、エネルギー分野の協力を係る文書の策定などの形で、この分野での経済協力を支持することを決定した。日本及びロシアはアジア太平洋地域のエネルギー安全保障や、日本を含む北東アジア諸国へ化石燃料を供給するインフラ整備の可能性の検討といった問題により積極的に協力していく。こうした協力を実施することは、日口エネルギー協力長期プログラムを作成の基礎となる。

日本企業も参加するサハリン1・2プロジェクトが成功裡に実現するような好ましい環境を整備することは、エネルギー分野における長期的かつ大規模な協力体制を構築する

ための重要な要素である。

日口エネルギー協議においては、エネルギー協力の拡大及び日口協力の経験や相互利害に基づく具体的施策に関して意見交換を継続する。これにより、アジア地域における両国のエネルギー政策の調整が可能となり、エネルギー市場の安定性に貢献するであろう。

温室効果ガス排出権取引に基づく「共同実施」枠組みでのプロジェクト実現の可能性及びそのための必要な条件の検討を引き続き行う。二国間にこうした枠組みを構築するためには、両国は排出量の評価や排出権委譲メカニズムに関する検討を行う必要がある。

原子力の平和利用

最も有望なプロジェクト（高速増殖炉等）への共同参加を通じた原子力の平和利用に関する研究の協力を継続することにより、原子力関連の先端技術における日口協力の枠はかなり拡大されるであろう。原子力開発をかなり積極的に進めようとしている日本は、最新原子力技術及びウラン濃縮・供給能力を持つロシアの最大のパートナーになり得るであろう。ロシアは、この分野における協力を拡大するために、法的基盤の強化を図ること、すなわち日口政府間原子力平和利用協定締結の可能性を検討することを提案している。

環境

地球温暖化問題の解決を目指す協力を強化し、すべての国のために統一ルールを策定することは、両国の利益に適う優先課題である。日口環境保護合同委員会の活動を活発化し、二国間環境保護協力プロジェクトを着実に実施していくことが予定されている。

日本海、オホーツク海及び北西太平洋の汚染防止、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワークに関して、既存の協定の枠内での協力が継続される。

生物資源の保存・利用

漁業に関し、協力メカニズムを共同で構築したり、ロシア経済水域内の生物資源の日本への供給に関わる貿易取引の正常化を目指す有効な措置を実施したりするなど、互恵的な協力関係を発展させることは両国にとって非常に重要である。

持続可能な森林経営に関しては、アジア森林パートナーシップ等の枠内で行う森林の違法伐採の防止における協力を強化する。

科学技術

日本及びロシアが持つ科学技術力に注目すれば、この分野における協力を強化するためには、両国の科学技術の発展に関する基本的な諸課題に対応するような科学技術協力の形態・方向性を探求することが重要である。また、この作業への民間企業の積極的な参加を奨励しなければならない。日口科学技術協力委員会における対話を深化することにより、この分野の協力を拡大する基盤が作られるであろう。

有望な協力分野の一つとしては、通信及びITがあげられている。また、ITER（国際熱核融合実験炉）計画に関する協議により、両国の協力拡大や活動調整が可能となろう。

宇宙開発

日口宇宙協力合同委員会において、両国間の協力拡大の可能性の検討を続けていく。その一つは、国際宇宙ステーションの利用に関する国際協力である。

輸送・観光

新しい日口航空協定を早期に締結することが、一つの目的とされている。また、シベリア鉄道の能力を日本貨物及びヨーロッパ・アジア間の通過貨物の輸送に利用する可能性の検討を継続することも重要な課題とされている。シベリア鉄道は地理的に有利な位置にあり、輸送能力が大きいため、日本とロシアは、アジア太平洋地域の輸送サービス市場の発展及び朝鮮半島縦貫鉄道を含む輸送回廊の整備に

において重要な役割を果たし得るであろう。

民間レベルでの積極的な取組や交流により、観光の振興、極東地域における観光分野の改善、地方の観光商品の開発や観光関連の情報交換などに関して、明るい展望が見られるようになった。

地域レベルの協力

日露政府間委員会の極東分科会は、日本と極東シベリア地域間の経済関係の強化に大きく貢献するであろう。次の極東分科会は、民間の日口経済会議と同時に極東地域で開催される予定である。

また、日本の都道府県とロシア連邦構成主体との間の対話を拡大するため、ビジネス環境の調査や、新たなパートナー探しを目的としたミッションの交換を行う必要がある。両国は、極東地域における中小ビジネスの振興及び小規模プロジェクトの実施に必要な支援を行うこととした。

以上から明らかなように、日口経済関係の拡大の可能性は大きいものの、まだ多くの潜在的機会を利用し切れていない。こうした状況の下、行動計画は、将来の日口経済関係の道筋を示す最も重要な二国間協定であると考えられる。両国の政府及びビジネス界は、力をあわせて行動計画の実現成功へ導く具体的なプロジェクトや取組を検討・実施するべきである。

（ロシア語の原稿をERINAにて翻訳）

ロシアにおける鉄道改革

サンクトペテルブルク国立鉄道大学総長 バレリー・I・コバレフ
同校教授 アレクサンドル・T・オシミーニン

鉄道の構造改革は、ロシアの全17鉄道管区で実施されており、ロシア国民すべてに影響を与えることになる。1998年5月15日、「連邦鉄道構造改革構想」が、ロシア政府令第448号として提出された。その後、同「構想」は、2001年4月12日連邦政府により、同月25日国家評議会幹部会により承認された。

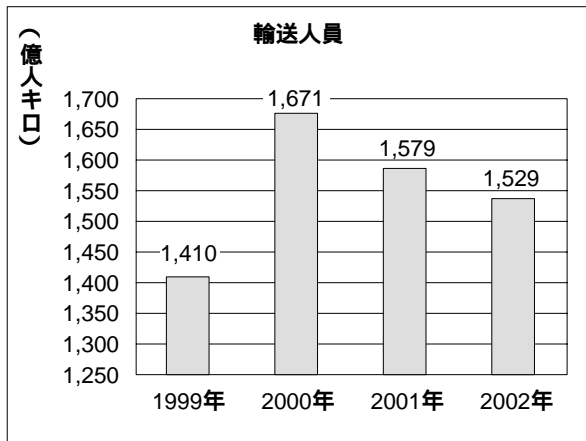
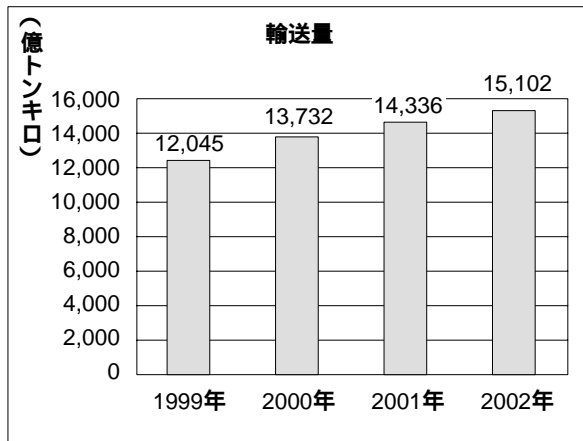
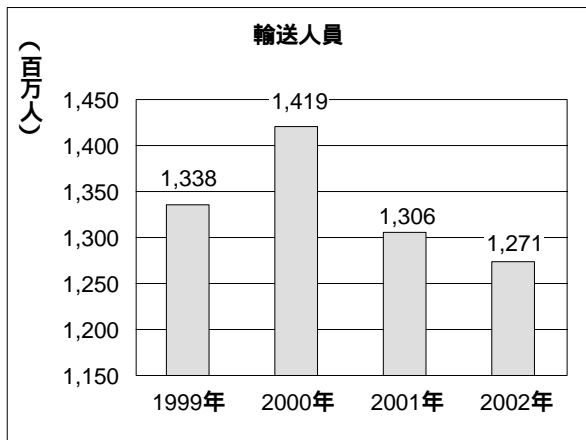
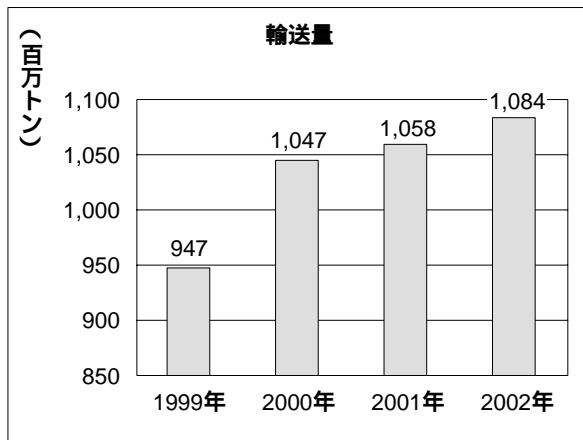
4月27日、28日の両日ロシア鉄道省の拡大省内会議が開

催され、「構想」実施に向けた省内行動計画が作成された。「構想」は5月18日付け第384号政府令で「計画」として最終決定された。

改革の根幹は、鉄道管理体制の変革であり、国が管理、監督するに適した機能を営業的機能から分離することにある。国の鉄道輸送政策の実施、及び法的な鉄道の管理、監督は、ロシア鉄道省の業務として残す計画である。

ロシア鉄道の現状

(出典はロシア鉄道省ホームページ <http://www.mps.ru>より)



1. 鉄道改革

鉄道改革は3つの段階に分けて行われる。第1段階の実施は2001-2002年¹、第2段階は2003-2005年、第3段階を2006-2010年としている。

第一段階（準備）のロシア連邦鉄道組織図



注 = 民営化が可能な領域
イタリック = 分社化、子会社化が計画されている部門

第1段階では次のようなことが計画されている。

- A. 連邦鉄道債務の返済方法、条件の見直し。
- B. 構造改革計画実施の為に必要な法律の整備、作成。
- C. 複数の鉄道貨物輸送会社を設立し、鉄道貨物輸送分野における競争を促進する。
- D. 鉄道インフラ設備へのフリーアクセスのための条件整備。
- E. 鉄道の上下分離実施に際し、インフラを有する機構と実運送を担う機構が、相互に相手側にアクセスできるように処置を講ずる。
- F. 鉄道資産関連のデータ整備。
- G. 鉄道輸送における管理、監督機能と経営機能を分割し、公開型株式会社「ロシア鉄道」(以下、㈱ロシア鉄道とする)を設立する。
- H. 民営化を更に推し進める。運行管理及び復旧・修理業務とは無関係な、潜在的に競争原理が働く部門の民営化を拡大し、これらを民営化企業とし、連邦鉄道機構から分離する。

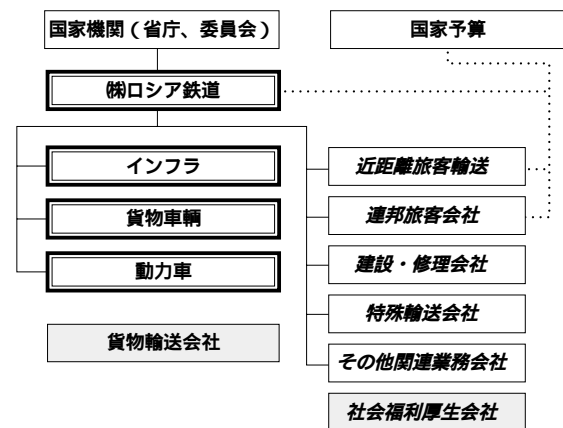
I. ㈱ロシア鉄道の社内に、種々の鉄道サービス（長距離・大都市近郊輸送、特殊貨物輸送、修理・部品製造、その他輸送に関連しない業務）に応じた独立採算部門を設立する。

J. 不採算部門である旅客輸送への支援体制整備²。

K. 連邦特別行動計画「2002-2005年ロシア国民雇用促進」の鉄道分野における専用プログラムを作成・提出する。

L. 資産損失などのリスクを回避あるいは最小限にする為の外的・内部的監査機能の創出。

第二段階のロシア連邦鉄道組織図



注 = 民営化が可能な領域
..... = 政府支援
イタリック = 分社化、子会社化が計画されている部門

第2段階では次のような改革が進められる。

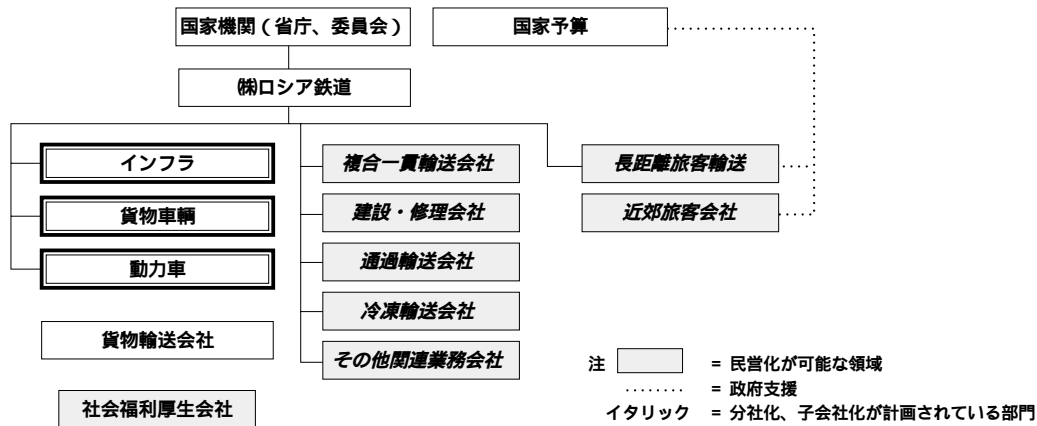
- A. ㈱ロシア鉄道の各収益部門の子会社化を実施し、㈱ロシア鉄道を再編する。
- B. 内部補助を段階的に縮小する。
- C. 貨物及び旅客輸送における競争強化に向けた条件を整える。
- D. 競争力のある部門における運賃設定の自由化。
- E. 利用輸送業者が幹線用動力車を取得するための条件設定。
- F. 鉄道輸送発展の為に投資誘致。
- G. ㈱ロシア鉄道から貨物輸送部門を分離、独立させるための法的プロセスの検討、及びその分離の影響（結果）の評価。

第3段階では、㈱ロシア鉄道そのものや関係子会社の株式の公開及び上場により、鉄道輸送への投資増大を計画している。

¹ 物理的に2002年は終了しているが、この訳注記載時（2003年2月）25あまりの関係法令が中央政府で審議されており、はっきりとした形での具体的成果は未だ見えていない。

² 広大な国土を有するロシアは、競合モードが少ない貨物輸送が黒字で、飛行機等との競合がある長距離旅客輸送部門は赤字となっている。

民営化完了後のロシア連邦鉄道組織図



営業活動機能は、鉄道改革の結果生まれる(株)ロシア鉄道に移譲される。(株)ロシア鉄道は運行管理、予算作成、労務管理業務を行う。改革の進展とともに、鉄道事業は地域割を基本としていたものを、業務内容別に変えてゆく。

(株)ロシア鉄道の設立者はロシア連邦政府となり、鉄道輸送は国家にとり極めて重要であるため、新しい法律に基づき、その株式の100%を国が保有する。鉄道関連国営企業の資産は(株)ロシア鉄道に移譲され、鉄道インフラ自体も(株)ロシア鉄道の保有となる。鉄道輸送部門は、次第に自然独占のセクターと競争(潜在的な競争)原理が機能する二つのセクターに分かれていく。自然独占のセクターには鉄道インフラ関連の業務が、競争セクターには貨物・旅客の輸送及び荷主・旅客に提供されるすべての実輸送関連業務が含まれる。国家の料金認定制度は、独占セクターでは存続し、競争セクターでは廃止される。これらの措置の導入により、鉄道事業に投資を誘致することが可能となる。

鉄道事業への投資を魅力的にするため、運行管理システムの改善もしなければならない。現在の体制は、鉄道省、地方鉄道管区、管区内鉄道局及び運行管理関連企業の、中央から地方への3レベルからなっている。

新しい体制は、以下の異なった3レベル³の構造となる：

- 運行管理センター(株)ロシア鉄道の運行管理センター)
- 統一指令センター(将来には、地域指令センター)
- 支援センター

しかし、ファデーエフ鉄道大臣は、「新しい管理体制は輸送業務合理化に必要ではあるが、拙速に導入してはいけない。鉄道インフラ側はそれに見合った、必要な準備がまだ出来ていないからである」と明言している。

運行管理は、一方で貨車運用管理体制にも直接的にかかわってくる。新しい運行管理体制へ移行する前に、各管理レベルがどんな役割を持っているか、そして運行管理体制の各レベル評価のためには、どのような指標(実績数字)を使うか、ということを確認しておくなければならない。極めて重要なことは、新しい運行管理体制の中で、業務上の成果を客観的に評価するための仕組みを作ることである。このような客観的な評価システムは、操車場の列車編成担当員から輸送局長クラスにいたる、すべての職員を対象とした奨励制度を背景に設置されるべきである。

構造改革プログラムは、一連の小改革の積み重ねにより達成され、鉄道輸送の主要問題を解決して行くものと考えられる。漸進的かつ革新的な変革導入により、鉄道輸送の安定性及び安全性が確保されるべきであり、そのために必要とする投資を誘致し、設備・技術面での近代化を確保するべきである⁴。

2. 鉄道改革の課題

2002年4月3日に行われたロシア鉄道省の省議では、省として鉄道改革の原則を根本的に見直したことが明らかになった。鉄道大臣は、曖昧でぼやけた改革目標を、より明確かつ、具体的な実行計画として次のように打ち出した。

- 1) 改革の重要な前提は、債務(その中の960億ルーブル：日本円で約3,500億円は予算処置が講じられる)の返済である。債務返済スケジュールの遵守が肝要である。今年400億ルーブルを返済する予定である。現今のロシア鉄道省の債務が(株)ロシア鉄道に移転されると、債

³ これら3つのレベルでどのような運行管理が実施されるかは未定であり、業務内容不詳のまま、露語から逐語的に日本語に置き換えた。

⁴ この章の後、諸外国(特に欧州)の鉄道改革の状況が述べられるが、ここでは割愛する。

権者が(株)ロシア鉄道に譲渡債務の返済を迫る場合、株式としての返済を要求できるようになり、(時期尚早な内に、第三者が鉄道業務に関与し)これは輸送システムの統一性に打撃を与え、国家安全保障上の脅威となる。

- 2) 鉄道の線路及びCTC(列車集中制御装置)、通信、給電などの設備が随時劣化、消耗してくる。老朽化の進行により、2002年には修理費用を平年の1.5~2倍に増やすことが必要となっている。国の財務体質は脆弱で、逆に政府は鉄道省からの収入に期待している。経済成長を抑制しないように低廉な運賃を提供しなければならず、鉄道省の財政負担能力にも限りがある。国の経済活動に寄与する、全国的規模のインフラである鉄道省自体にも、電力、エネルギーを安価に調達できるよう、国より特典が与えられている。しかし、このような特典による支援でも、鉄道事業を発展させることは困難である。従って、株式市場進出を前提とし、国営企業という組織形態を廃止し、国が株式の100%を保有する株式会社を設立する必要がある。
- 3) 運賃設定は、経済合理性に基づき、透明な論議の下で実施されるべきである。今後の課題としては、運賃体系から政策関係の費用(黒字部門の貨物輸送から赤字部門の旅客輸送への内部補助、鉄道省の社会福祉厚生関連費用など)を排除すること、国内輸送運賃を統一すること、事業の採算性に基づいて、大口貨物ごとに基本運賃を設定すること、物価上昇率を運賃設定システムの中に明確に反映させることなどである。これらの問題は多くの関係者の利害に強く結びついており、その是正には複雑な調整を必要とするが、各界各層の意見を聞きながら、このような調整を行うことは可能である。鉄道の収益性及び利用者の支払能力の関係、つまり経済活動を抑えてしまうような、高い運賃の悪影響も考慮に入れるべきである。と同時に、国による運賃の強硬な管理・調整という極端にも走ってはいけない。それは、鉄道を犠牲にした上での、ロシア経済強化の方策を許すことになるからである。
- 4) もう一つは、鉄道の管理の問題である。鉄道網は全国にくまなく広がっており、様々な方面に向かう数千本の列車が同時に走行し、列車再編成のための操車場が全国130ヶ所以上もあるような状況下においては、輸送

管理を担う機関の使命は極めて大きいといわざるを得ない。その解決策として、統一運行管制センター設立の構想もあるが、現状での運行管理は各鉄道管区の権限で行われている⁵。8億ドルもの多額の投資をして、通信システムを更新したが、深刻な問題が表れた。これは、導入した近代的なシステムが、現行の組織体制下(鉄道管理区ごとの運行管理)では不具合を発生させてしまうことが判明したのである。これを教訓とし、鉄道省の上層部は、鉄道管理システム改革に関する計画を見直すようになってきている。

- 5) 労働生産性の向上は鉄道の輸送効率に大きな影響を与える。そのためには、資産目録を完全にし、独立会計制度を導入し、人員整理などを含む、経費縮小の為の措置をとる必要がある。鉄道省は、従業員数を13%削減し⁶、リストラされた人の再教育のプログラムを実施する予定である。従業員数を削減しても、新しい機材の導入により、能率を向上することは可能である。
- 6) 鉄道向け投資事業は、より効率的、集中的に実施する必要がある。投資案件の提示は、競争原理に基づき、投資家にとっても、管理機関にとっても、公明正大なものとしなければならない。鉄道省は、投資案件の優先順序を検討するために特別な委員会を設立し、不足している資金を集中的に活用するため、鉄道事業に直接関係のない案件は拒否する意向である。
- 7) 上記の諸問題解決の方法が具体的に決定した後で、鉄道改革の法律的な側面を整備することになる。これとは逆に、現場から乖離して法律的な理念だけが先走りした場合、法律は改革目的の達成に役立たないだけでなく、鉄道輸送、更にはロシア経済全体に破壊的な影響を与えるものになる恐れがある。

2002年6月26日、ロシア下院では鉄道改革法律基盤整備に関する諸法案が第一公聴会を通過した。例示すれば、「ロシア連邦鉄道輸送」という法案は、改革実施中の鉄道事業における、国家の効率的な参画を確保し、国家が新しい枠組みの中で、鉄道という公的輸送機関の管理にどうか関わってゆくかを規定する法律である。この法案によれば、鉄道輸送事業関係者として、実輸送人、輸送インフラの保有者及び輸送サービス利用業者の3つを定め、鉄道輸送を

⁵ 現状一般的にどのような形で列車の運行が行われているかは未詳であるが、一例として、ロシア鉄道では貨物列車に時刻表が無いことを指摘したい。各鉄道管区内で編成された貨物列車は、運行にかかわる関係鉄道管区がそれぞれリレーして運行管理を実行する。時刻表は旅客、ロシア国内通過国際コンテナ専用列車には存在する。

⁶ 2002年(暦年)には64,200人の人員整理を実施、2003年には48,600人の人員整理が予定されており、2005年までに191,400人の人員整理が計画されている。

新しい観点から規定し直している。

「ロシア連邦鉄道運送規則」では、鉄道輸送事業及びその他関連事業の受託、その実現、完遂に関する条件を新たに設定している。

「鉄道資産管理及びその特別規定」法案では、鉄道事業の民営化、それにかかわる法的な諸規定が定められ、国が株式の100%を保有し、その株式の転売が禁止されることになる公開株式会社「ロシア鉄道」の設立に関する規定も盛り込まれている。この法案により、現在国営企業体である各管区鉄道は、法人資格を失い、(株)ロシア鉄道の支店となる⁸。ロシア連邦は(株)ロシア鉄道の株式保有者としての権利を、株主総会場で行使し、鉄道インフラに対する国の管理を100%確保する。

「自然独占」に関する法律の改正により、自然独占を管理する機関の機能は、鉄道輸送における自然独占体の事業管理から、鉄道インフラを利用してサービスを提供する自然独占体の事業管理へと変わる⁹。輸送部門における自然独占を管理する連邦機関の活動は、ロシア連邦政府の決定のもとに行う。

鉄道大臣は、改革の法律基盤整備に関する一連の法案が、下院第一公聴会を通過したことに着目し、歴史的な意義を持っていると高く評価した。さらに、特記すべきは下院議員の政治的な立場は様々であるが、これらの法律を支持する投票が必要数を著しく上回ったことである。しかし、連邦鉄道構造改革の構想を批判する声も、一部ではあることも確かである。構想が急進的過ぎるといった意見もあり、逆に根本的な変化がないのではないか、といった意見もある。鉄道省内には、改革により鉄道輸送体制が破壊される恐れがあるため、改革実施の必要は全くない、と見る専門家もいる。予定されている鉄道輸送企業の設立は、効率のアップ及び運賃値下げをもたらすわけでもなく、鉄道輸送部門での競争が高まる可能性も殆どない。輸送モード間の競争は以前からあり、他の輸送機関にとっても、競争を避けながら、共同で統一した輸送網を整備し、消費者に対し、質的に新しくより安価なサービスを提供する方が有効である、とする見方もある。さらに、鉄道車両を輸送業者に分配することで、空運行車両比率が増加し、これが輸送費用の上昇を招き、運賃が高騰するという意見もある。また、

車両のみを保有する企業を設立しても、これらの企業間に競争は生まれない。例えば、石油製品を運び輸送業者は木材を運ぶ企業と競争することはないであろう。さらに、輸送担当エリアがまったく異なる企業間でも競争は発生しないであろう。しかし、同一貨物を同一方向へ輸送する企業間の競争においても、輸送期間の短縮、運賃の低下は実現困難であろう。これは、輸送コストに占める車両運行関連比率は大きくなく(約11%)、残りは、車両に関係ない費用であるからである。

利用者が簡単に鉄道インフラにアクセスしたいとする要求については、種々の企業形態を有する、無数の輸送業者を経由することにより実現できるようになっている。旅客専用輸送企業の設立も旅客運賃の引き下げをもたらさない。これにより、貨物に対するタリフが若干安くなるが、その分は連邦及び地方の負担となる。¹⁰

批判者の多くは旧来のテクノクラート(技術官僚)的立場から次ぎのような批判をしている。輸送費用の縮小を可能にするのは、最新技術の導入、エネルギー資源価格の値下げ、産業・生産の再興及び輸送量の増加である。鉄道は輸送部門において順調に稼働する唯一の機関であり、それを分解すると、部門内の競争が生まれただけでなく、全体の体制が破壊される可能性が高い。

ロシア鉄道省の管轄下にはあるが、直接輸送業務に関連しない企業については、これを独立・民営化する必要がある。民営化を契機とし、これらの企業は競争し、費用を縮小し、商品及びサービスの改善を行うことができる。鉄道省の他に資金源を持っていない組織も必要ない。それらは鉄道員が稼いだ資金を横取りするだけで、鉄道への還元を行うことはない。¹¹

2002年6月の第6回サンクトペテルブルグ経済フォーラムで車両保有者協会のポツダワシュキン会長が発表し、鉄道改革実施に際しては、失敗が許されないので、各対策を徹底的に検討した上で実施しなければならない、と強調した。検討の場には荷主、実運送人、輸送業者などを招聘し、実務者が改革から何を期待するかを明確に理解しなければならない、新しい法案、運賃政策、輸送管理を徹底的に検討しなければならない。早急な改革実施は必要ではない。最も重要なのは、鉄道省、鉄道サービスの受益者及び国家の利

⁷ 語彙的には矛盾しているが、数年後には株式が「公開」され転売が可能になることが決められており、名称が先行している。

⁸ この部分は理解しがたい。鉄道は国家の原材料・資源輸送で重要な役割を果たしており、産地を有す各鉄道管区に対し関係省庁(軍)から、直接指示がいくこともあったと想定される。民営化後の指揮系統はロシア鉄道本社経由で、通常の会社組織的にピラミッド構造になると思われる。

⁹ この部分は分かりにくい。上下分離された鉄道の「上」を国家が管理し、「下」は(株)ロシア鉄道の業務範囲になると想定すると理解しやすい。

¹⁰ 旅客輸送を別会社化することにより、貨物から旅客への補助はなくなる。但し、補助は行政が行うようになるとの意。

¹¹ 誰を指すのかは不明。筆者からの明確な返答もなし。

害を考慮に入れて、計画的且つ透明裡に行うことである。

現在、鉄道輸送の現場では規則が頻繁に変わり、利用者は新しい状況に対応するため、業務の調整を大慌でしなければならない。その結果、経済的にも、精神的にも損害を受けてしまう。鉄道輸送関係者は、債務を取り立てたり、貨車を購入したり、業務計画を立案したり、法律に則った業務を実施したいのである。鉄道輸送部門がどんな状況にあるか、将来にどうなっていくか、車両の所有権は法律で認められるか、投資環境は改善されるか、などをはっきり知りたいのである。

協会の専門家は、運賃が鉄道省だけでなく、経済開発省、反独占政策省、連邦エネルギー委員会などの国家機関にとっても透明なものでなければいけない、という結論を出した。そのためにはまず、鉄道部門におけるすべての資金の流れの透明性を確保する必要がある。これは非常に難しい課題であり、解決するには長い時間がかかると思われる。しかし、これを解決すれば、特典、割引、貨物輸送の収入による旅客輸送への赤字補填、運賃の中に占める（社会的要請による）政策割合率などを、完全に明確にすることが可能となる。

現在、タリフの透明性の問題は非常に重要な課題である。2002年4月に鉄道省は運賃表10-01の新しい案を発表したが、その中には依然として私有車両での輸送への差別待遇が残っていることが明らかになった。国内貨物と輸出用貨物における運賃面における歪み（格差）といったものは誰も望んではいない。これは経済及び生産に非常に悪い影響を与える。

ロシア港湾までの鉄道輸送¹²に対する安価な料金設定が問題を生むと、予期できなかったことではない。（これへの見返りに）鉄道省の決定により、ロシアの港湾まで貨物を運ぶ際に、鉄道省の車両、または鉄道省からレンタルした車両のみを使うという規定が打ち出された。港湾への影響はなかったが、規定外の私有車両は、港湾での荷役を長く待たなければいけないようになった。（鉄道省関係車両輸送が優先され、私有車両は後回しになった。）車両不足の問題が著しく深刻化している。運賃政策がこの問題をさらに深刻化させている。これは、タリフ表10-01には私有車両を利用する企業に対する優遇が考慮されていないから

である。運賃の割引制度は考慮されているが、私有空車返却費用及び（鉄道省）貨車レンタル料金が別立てで存在し、私有車両より鉄道省の車両を利用の方が総合的に安い。従って、新しいタリフ表には、私有車両保有者への優遇処置を加える必要がある。

鉄道省には車両購入の資金がないため、車両不足の問題を解決することが困難である。

改革の最大目標の一つは、鉄道輸送部門への投資の誘致である。改革は透明で、理解しやすいものであり、投資しやすい環境整備に寄与するものでなければならない。堅実な企業は、独占企業体である鉄道省と同じ土俵内で張り合う、といったような高リスクの中では、新規ビジネス参入のメリットを徹底的に検証しない限り、投資は行わないであろう。

鉄道改革は、競争原理が導入できる部門の分離と、そのような部門の発展を目指している。現在、競争原理が存在しているのは車両関連部門のみである。輸送コストを細分化してゆくと、他の部門においても競争原理導入のチャンスが出てくる。他の部門というのは、発着・到着作業、途中の引っ込み線における作業などである。動力車サービスは、幹線輸送でも、到着、発着線上でも、また途中の引っ込み線での作業においても想定できる。この種の作業は非常にコストが高いため、このような業務に参入したい企業は少ないと思われるが、これらの業務への自由参入も保証されなければならない。

協会の専門家は、輸送管理機能を(株)ロシア鉄道に移譲することに反対している。鉄道は国家のものであるため、運行管理も鉄道省により集中的に行われるべきである、という立場である。(株)ロシア鉄道は貨車市場においても動力車市場においても活動できるが、運行管理は鉄道省のような国家機関が行うべきである。一つの民間輸送業者（(株)ロシア鉄道）が他の民間輸送業者を管理することは、競争原則に矛盾するので、このような体制を構築してはいけない。改革は、鉄道輸送部門及び国民に悪影響が出ないようにして、社会の発展のために行うべきである。

（ロシア語の原稿をERINAにて翻訳した。）

¹² 輸出貨物の鉄道による国内輸送

Unemployment and Impoverishment in Mongolia: A Close Look at the Reality

Enkhbayar Shagdar

Visiting Researcher, Research Division, ERINA

I. Introduction

"Mongolia's transition from a socialist to a democratic state has brought huge benefits offering fresh vistas of political and economic opportunity. But not everyone has gained in the first decade of the transition" (Human Development Report Mongolia, 2000, p.9). Owing to the relatively well-maintained social protection system put in place during the communist era, Mongolia was able to claim certain successes in its social development prior to the 1990s. However, the social protection system has deteriorated along with the deterioration of the economy during the process of transitional reform. At the same time, new social problems have emerged, such as unemployment and poverty.

The results of the two Living Standards Measurement Surveys (LSMS)¹, which were conducted in 1995 and 1998, revealed a strong correlation between unemployment and poverty in Mongolia. Furthermore, in 2000, a survey based on a participatory approach - the first of its kind - enabled poverty statistics to be augmented with qualitative indicators. This "Participatory Living Standards Assessment" (PLSA)² again demonstrated that the source of poverty is decreased employment opportunities. Moreover, it reported that the deepening of income poverty leads to other types of poverty, such as human insecurity, poor access to institutions, weak governance and corruption.

Indeed, the Population and Housing Census of 2000 (hereafter referred to as the 2000 Census)³ reported an unemployment rate 3.8 times higher than the country's official rate. Therefore, this paper tries to gain some insights into the true situation in Mongolia regarding unemployment and impoverishment, which continue to be the most critical problem affecting the nation.

II. Discrepancies in Registered and Actual Unemployment

During the initial years of Mongolia's economic transition from a centrally-planned economy to a market-oriented one, the start of which dates back to the early 1990s, the Mongolian economy underwent a substantial

contraction followed by a lengthy recession. It experienced consecutive negative growth of 2.5-9.5% in 1990-1993, although the economy began to regain its momentum from 1994, to some extent. GDP grew at modest rates of 1.1-4.0% in 1994-2001, apart from a surge of 6.3% in 1995.

During the 1990s, there were few opportunities for laid-off workers and new entrants to the labor market to find suitable jobs, as the labor market was shrinking due to a massive decline in industrial activity, especially in the manufacturing sector. The output of the manufacturing sector declined by 72% on 1990 levels in 2000. On the other hand, in years to come, a substantial number of new entrants to the labor market is expected to be accounted for by those who are currently studying, as well as the younger generation reaching working age. 33% of the country's total population was aged under age of 15 as of 2001.

Prior to 1989, unemployment was not officially recorded in Mongolia. However, after 1990, when the unemployment rate began to be officially recorded, unemployment ranged between 4.6% and 8.7%⁴ during the period 1990-2001. Nevertheless, these numbers represented only part of the true picture, as they include only those who had registered with the Employment Regulation Office. According to the 2000 Census, only one in four of those actively looking for a job was registered with the Employment Regulation Office; thus, the actual unemployment rate is said to be 17.5% - almost four times higher than official figures would suggest. The Census numbers indicated that the male unemployment rate (18.2%) was higher than their female counterparts (16.6%), going contrary to the yearbook data (Table 1).

Among the prime reasons for not registering with the office are: (i) a lack of incentives to register due to limited eligibility for and the paltry value of unemployment allowances⁵; (ii) poor development of the labor market, with the Employment Regulation Offices offering only limited services matchmaking job seekers and employers; and (iii) low awareness among the population of the existence and roles of such offices.

¹ Conducted by the National Statistical Office (NSO) of Mongolia in cooperation with the World Bank and UNDP.

² Conducted by the NSO with the assistance of the World Bank and other donors.

³ Conducted by the NSO on behalf of the UNSD and UNFPA.

⁴ The unemployment rate is the proportion of unemployed persons registered with the Employment Regulation Office of Mongolia, to economically active population.

⁵ According to the "Law of Mongolia on the Issuance of Unemployment Allowances from the Social Security Fund", a person will be eligible for receiving unemployment allowance if he/she has paid the fund's unemployment insurance premiums for not less than 24 months, with continuous payments having been made for the last 9 months prior to him/her becoming unemployed. Unemployment allowances are paid to the beneficiary for a maximum of 76 working days.

Table 1 Comparison of Recorded and Actual Unemployment Data in 2000, %

Indicators	Yearbook*	Census**
Total unemployment rate	4.6	17.5
-male	4.1	18.2
-female	5.0	16.6

Source: *-NSO, Statistical Yearbook 2001;

**-NSO, Population and Housing Census 2000.

The labor force, or economically active population, is defined in the 2000 Census as the total number of employed and unemployed people aged 15 years old and above (i.e. population of working age) at the time of the census, with a person being considered as employed if he/she worked at least one day during the last week prior to the census data being collected. The unemployment rate is the proportion of the labor force that is not working, but is actively looking for work. It should be noted here that those who could potentially be counted in the labor force were considered to be economically inactive if they did not work during the previous week and were not actively looking for work at the time of the census, because they felt that no work was available for them. These persons were included neither in the labor force figures nor the unemployment ones. They are classified in the census as "discouraged workers". If we take these discouraged workers into account in both the labor force and the unemployed, Mongolia's unemployment rate jumps to 24.7%, and increases further to 33.7% in urban areas (Table 2).

Table 2 Number of Employed and Unemployed Population Aged 15 and Above, 2000

	Total		Urban		Rural	
	Number	%	Number	%	Number	%
Labor force (broad definition) ⁶	1,034,400	100.0	551,900	100.0	482,500	100.0
Employed	779,100	75.3	366,000	66.3	413,100	85.6
Unemployed	164,900	15.9	117,800	21.3	47,100	9.8
Discouraged workers	90,400	8.7	68,100	12.3	22,000	4.6
Total unemployed and discouraged workers	255,200	24.7	185,900	33.7	69,400	14.4

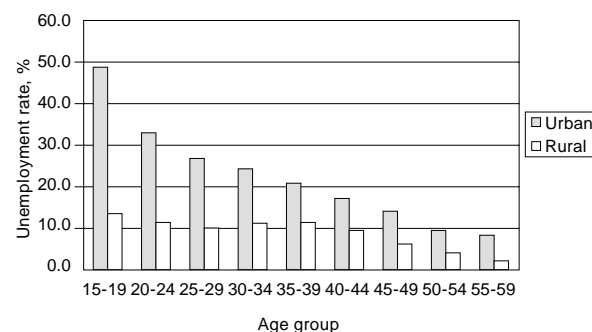
Source: NSO, 2001a.

As the 2000 Census revealed, unemployment rates in urban areas were substantially higher than those in rural locations for all age groups (Figure 1). This pattern was true for both male and female residents (Table 3). Furthermore, the 2000 Census reported that unemployment rates in village and *sum*⁷ centers were higher than in the capital and provincial centers, standing at 30.9% and 27.8% respectively in the former areas, compared with 24.0% in the latter (NSO, 2001c).

Since young people prefer to work and settle in urban areas rather than being employed in agriculture or herding livestock, many of them find it difficult to find work in the limited labor market; at the same time, the percentage of people in this age group entering the labor market is relatively high compared with other age groups. According to data from the 2000 Census, those in paid work employed

by others accounted for 43.1% of the total employed, while self-employed workers and unpaid family workers comprised 56.5% of all employed people in Mongolia in 2000.

Figure 1 Unemployment Rate by Residence and Age Group in Mongolia, 2000



Source: NSO, 2001a.

Table 3 Unemployment Rate by Age Group, Residence and Sex, 2000

Age group	Total, %			Urban, %			Rural, %		
	Total	Male	Female	Total	Male	Female	Total	Male	Female
15-19	25.5	24.4	27.2	48.7	47.1	51.0	13.7	12.5	15.3
20-24	21.0	21.5	20.4	32.8	33.5	31.8	11.2	11.0	11.4
25-29	18.5	19.7	17.0	26.4	28.7	23.8	10.0	10.3	9.7
30-34	18.4	19.0	17.8	23.9	25.7	22.0	11.4	10.8	12.0
35-39	16.9	18.2	15.5	20.5	22.6	18.4	11.4	11.8	10.9
40-44	14.0	15.7	12.3	17.2	19.4	15.1	9.2	10.3	8.1
45-49	10.6	13.0	7.6	13.7	16.8	10.1	6.2	7.9	4.0
50-54	7.0	9.6	2.5	9.4	12.8	3.5	3.9	5.6	1.3
55-59	4.5	5.8	0.9	7.9	9.6	2.1	1.8	2.5	0.3
Total	17.5	18.2	16.6	24.4	26.0	22.4	10.2	10.2	10.3

Source: NSO, 2001a.

Structural changes in the Mongolian economy have affected not only unemployment patterns, but also internal migration. For example, there was a significant decline in urban population in 1998, when the figure fell to 49.6% of the total population from 57.0% in 1989, as a result of increased migration from urban to rural areas due to diminished opportunities and the massive lay-off of workers in urban locations, and increased opportunities in the agricultural sector, especially in livestock farming, arising from the nationwide privatization process. However, these movements were only temporary; due to huge livestock losses in consecutive *dzuds* in recent years, there was a significant movement back to urban areas in 1999-2001, and the number of urban dwellers as a percentage of the total population bounced back, reaching 57.2% in 2001. Nevertheless, there is still insufficient capacity in terms of employment and business opportunities in urban areas to absorb these extra workers; thus, unemployment in urban areas will tend to increase unless robust economic growth alleviates the high level of unemployment (NSO, 2001a).

Moreover, in urban areas, the highest rate of unemployment was reported among the least educated segment of the population, i.e. those who had not

⁶ Labor force (broad definition) is defined as the total labor force plus discouraged workers as defined in the text. Thus, the percentage of unemployed in the broadly defined labor force is lower (15.9%) than the percentage of unemployed in the definition of labor force that excludes discouraged workers (17.5%).

⁷ Mongolian term for an administrative division within a province.

completed primary education. Unemployment rates among those who had not completed primary education, who had completed the primary level alone and those who had completed their secondary schooling were 35.5%, 31.6% and 31.4% respectively. It was noticeable from these statistics that the unemployment rate among all age groups has always been higher in urban areas than the national level and rural locations, irrespective of people's levels of education. In particular, nearly half of the urban population in the 15-19 age group was unable to secure a job; neither did they have an opportunity to upgrade their education level, partly due to the increasing cost of education (Tables 3 & 4).

Table 4 Unemployment Rate by Education Level and Age Group in Urban Areas, 2000

Age group	Degree-level and above	Technical and other non-degree level	Secondary level	Primary level	Less than primary level
15-19	-	45.3	49.3	46.4	47.2
20-24	15.1	24.4	36.7	35.1	31.7
25-29	10.2	21.3	32.1	40.8	39.0
30-34	8.5	20.3	29.8	34.1	34.1
35-39	8.0	17.4	26.9	33.5	35.8
40-44	6.7	14.9	23.4	25.3	31.1
45-49	4.8	11.3	20.1	20.4	25.7
50-54	3.8	8.4	14.9	14.0	16.3
55-59	3.4	7.7	12.8	10.7	10.5
Total	7.9	17.9	31.4	31.6	35.5

Source: NSO, 2001a.

III. Evolution of Poverty in the 1990s

Before 1990, basic needs were met and the full range of guaranteed social services was provided through the mechanism of central planning, therefore there was no officially registered poverty. According to the Participatory Living Standards Assessment (PLSA) made in 2000, the living standards of the population were generally similar until 1992. Between 1992 and 1995, newly poor and rich people emerged, and polarization between the poor and the rich intensified further during 1995-2000. While those groups with access to information and having "connections" with local officials were able to take advantage of new economic opportunities and become quite wealthy, many were not. The number of poor and extremely poor households increased substantially during 1995-2000 at the expense of moderately well-off households, as more people fell into poverty than escaped from it (NSO and WB, 2001).

By the end of 1992, the government estimated that about 16% of the population lived below the poverty line, a figure that increased to 18% in 1993 and 26.5% by March 1994. According to the LSMS, poverty incidence increased further to 36.3% in 1995, and 35.6% in 1998. It should be noted here that a greater incidence of poverty was reported in urban areas in both periods, given that more than 50% of the total population was living in urban areas. These urban areas include the capital city, provincial centers and villages. The high rate of unemployment, due to the closure of public sector enterprises and migration from rural areas, has contributed to 48% of the population in the provincial centers being poor (Table 5).

Table 5 Percentage of Mongolians Living Below the MLS (poverty line), %

	1995	1998
All urban	38.5	39.4
Ulaanbaatar city	35.1	34.1
All rural	33.1	32.6
National	36.3	35.6

Source: NSO, LSMS (1998).

The Minimum Living Standard (MLS) was used to establish the poverty threshold. According to the "Law on Defining the MLS", 14,700-19,300 Tg⁸ (i.e. equivalent to US\$ 13.4-17.6) per capita per month was considered to be the MLS as of the end of 2000. Households with an income per household member lower than 40% of the MLS or who cannot provide for their food needs are considered to be extremely poor households (GOM, 2002).

The PLSA survey pointed out that the number of poor people has increased in all places, with the reasons for this tendency being: the bankruptcy of enterprises, unemployment, the closure of cooperatives, some technical mistakes in the privatization process, the abandonment of the old trade network within the country, and the introduction of fees for health and education services.

Furthermore, it was indicated that the lack of a favorable business environment and the mismatch between private sector requirements for job vacancies and the existing capabilities of the unemployed were the prime reasons for high unemployment, and therefore income poverty. The participants in the survey described the negative consequences of poverty to be children's dropping out from school, deterioration of one's health, mental stress, violence, crime, homelessness, divorce, an increasing number of single parent households, wide-spread alcoholism, debt, and malnutrition.

The various surveys (LSMS, PLSA) revealed that five categories of household are likely to fall into poverty: (i) single parent households with many children; (ii) households with fewer than 100 head of livestock (depending on the size and structure of the household); (iii) the unemployed; (iv) the uneducated (i.e. without basic education); and (v) vulnerable groups (the elderly, the disabled, street children and orphans). The main reasons for poverty were defined as follows:

Thousands of people in urban areas became unemployed due to the collapse of many enterprises in the production and service sectors, which arose from the drastic changes that took place during the transition;

Although many herdsmen and rural people received livestock during the privatization of livestock herds, many have lost their livestock due to their lack of herding skills and lack of preparedness for meteorological difficulties;

Many children who dropped out of school during the first years of the transition remained without education and professional skills, and lost their opportunity for employment;

The real value of benefits and allowances granted by the state has decreased significantly compared with the

⁸ Mongolian Togrog = Unit of Mongolian currency. (The annual average exchange rate in 2000 was US\$1= 1097 Tg)

situation prior to 1990;

The real income of the population has decreased (GOM, 2002).

The PLSA reported that the increase in the proportion of poor and very poor households was even more marked between 1995 and 2000. "By 2000, poor and very poor households were perceived to account for the majority of residents in almost all of the urban communities surveyed, whether large or small" (p.13).

With the beginning of economic transition in Mongolia, people began to experience a radical change in their lives, from a stable, long-term income in the form of regular wages and state benefits to a much riskier environment of informal sectors and self-employment. Although some groups managed to adapt to these changes and exploit the new opportunities that arose, particularly in trading for those who had assets and "connections" to begin with, most of the others, particularly the young and the elderly, were less capable of such a shift.

Some examples of the responses of those interviewed for the PLSA survey are provided below.

"We used to be concerned about things like having a shower and beautifying ourselves - a lot of fancy things ...Now, we have stopped feeling like this. Food is becoming more important. Now, we only worry about food for today. Before, the maternity homes provided clothes and other necessities for the babies of herder women. That's why we say that the children born today are born in a beggars' time" 49 year old woman, Tariat (rural bag⁹), Arkhangai aimag (p.12).

"We survive only by picking up whatever waste food and other things that we can find in rubbish bins. There are many such old and young people, who are known as scavengers. They are generally people with no job, no money, and no relatives who can help them, who rely on assistance from others, who lack education and motivation, and who will do anything to survive. It is hard for me to tell you how difficult are their living conditions" Woman from Baganuur, satellite town of Ulaanbaatar (p.29).

"Since the transition to the market economy, we have stopped going to hospital. This is not because we have become healthier, but because we have become poorer. For someone with no money it is easy to die" Women's group, Sukhbaatar district, Ulaanbaatar (p.36).

Transfers from other households were very often the major, if not the only, source of survival for most poor households. For example, in rural communities poorer households herd for the richer households or do odd jobs (cutting wood for fuel, slaughtering animals, cleaning and repairing shelters, helping to move camp) for them in return for food, shelter, clothes, and/or cash.

"Both my children look after livestock for other families during the summer. In return, these families have agreed to give them forty notebooks and a pair of boots in the autumn. We are not able to borrow from others because people and shopkeepers tell us that we will not be able to repay them. My son got married and lives separately from us now. We hope that he will not ask us for help or cause us

any trouble" Ganbaatar, a man below the middle income category, Munkhkhairhan (*sum* center), Kovd aimag (p.19).

"Baatar and Ouyun sent their 14 year old son to herd livestock for a rural household in November. He returned home for Tsagaan Sar¹⁰ with goat meat and intestines. He has also been promised two goats and a cow" Esunbulag (aimag center), Govi-Altai aimag (p.19).

Many communities indicated that accessibility to urban centers, particularly Ulaanbaatar, has an important impact on their livelihoods, in terms of access to markets, services and information.

"We are very far from the market and the only people who come here are traveling traders. But they discriminate against people according to their property and the number of animals they have. They look at a herder's enclosure and if there aren't many animals, they skip that household. Herders look through binoculars and go to households where the traders stop. They won't offer cash in return for our livestock products, only goods, but they sometimes pay cash to wealthy herders when they want to make a large deal" Men's group, Dashbalbar (rural bag), Dornod aimag (p. 34).

Residents of remote areas have to pay higher prices for many daily necessities, whether for food and services. Petrol prices in these areas are much higher than in the capital or less remote locations.

"The main reason for poverty is the rise in prices. We are suffering very much because of the increase in fuel prices. Our pensions and allowances provide no assistance, because increases in the prices of flour and rice are much higher than our pension increases" A group of men, Herlen sum, Dornod aimag (GOM, 2002, p.15).

Moreover, the PLSA survey indicated that rural livelihoods, and those of certain groups such as traders and casual workers, are highly seasonal in Mongolia. However, those in urban settlements with steady sources of income, either from salaries or from pensions and allowances, do not suffer such seasonal fluctuations in their income.

"Spring is the hardest time as food prices increase, households use up the last of their winter stocks of meat and dairy products, and many go short of food. Although in the autumn there is enough food, milk and dairy products, a lot of money is required to pay school fees and related expenses. By the end of winter, all money is spent in preparing for the Tsagaan Sar celebrations; most loans are taken out at this time" Bayanzurkh sum (rural bag), Khuvsugul aimag.

Generally, studies of poverty analyses reveal that there are a number of factors affecting both the income and expenditure patterns of households, and it is impossible to disclose all of them. Common or covariant shock and idiosyncratic shock (common shock is defined as a shock that affects all households in the locality, while idiosyncratic shock affects only a certain household) are considered to be the most common conceptual factors that affect poverty dynamics (see Baulch & Hoddinott, 2000). A common feature is that the poorest parts of a community

⁹ Mongolian term for a sub-district: the smallest administrative unit in Mongolia.

¹⁰ Mongolian New Year in the traditional lunar calendar. It is usually celebrated in late January or early February.

are highly vulnerable to such shocks as they often lack the capacity and ability to cope with them.

As the PLSA revealed, the loss of employment was the most commonly mentioned shock for poor and very poor households, followed by the illness of a household member and the associated cost of medical treatment. However, the cost of children's education was the most frequently mentioned factor among moderately well-off households and this often contributed to the impoverishment of such households, as it prevents them from accumulating assets to ensure that they are "risk-proofed" against other unexpected contingencies or shocks. Other shocks for households in the moderately well-off category were those that threatened household asset holdings or cash flow, such as natural hazards, fuel price increases, and the theft of livestock. Although the abovementioned factors were stated to be shocks affecting moderately well-off households, they also affected poor and very poor households, albeit to a lesser

extent. This is because fewer of these households are able to use and access education services compared with moderately well-off households, and they have fewer assets to put at risk.

The characteristics of poor and very poor households by location defined by the PLSA survey are provided in Table 6. It can be seen from these that there is not a great deal of difference between poor and very poor households, and poor households could easily become very poor ones, were they to experience negative shocks affecting their livelihoods. In particular, the income sources of poor households in rural locations (*aimag*, *sum* centers and rural *bags*) are extremely vulnerable to natural disasters, such as *dzud*¹¹ and droughts due to the resultant loss of livestock - the prime (if not only) means of making a living. In recent years, such phenomena have occurred frequently in Mongolia.

Table 6 Characteristics of Poor and Very Poor Households by Location

	Poor households	Very Poor Households
Ulaanbaatar	<ul style="list-style-type: none"> Have a poor house/dwelling or no home Irregular source of income Whole household lives off one person's salary/allowances Unable to work Some female-headed households No livestock, no land Monthly income is no more than 15,000 Tg Poor appearance, some collect garbage Sometimes sleep without having anything to eat 	<ul style="list-style-type: none"> No income at all Homeless, wander the streets Sleep in entrances of apartments Scavenge Have no relatives
Provincial centers and villages	<ul style="list-style-type: none"> Small dwelling with torn covers, most without a fence Few livestock (20-50 heads) Many children Household with only one employed member Would not survive without the regular support of relatives Some have to spend a lot on medical treatment Some addicted to alcohol Some are single-parent households 	<ul style="list-style-type: none"> Poor dwelling No source of income, no property, no livestock Big family One member of household may receive pension/ allowance Some engaged in vending, collecting dung Face constant hunger due to lack of food Some resort to stealing or begging Some have to send children to work for better-off households in return for some food or a little cash Single-parent households or alcoholic husband
Rural	<ul style="list-style-type: none"> Own about 150 head of livestock Big families Receive pension and allowances Could be able to sell some cashmere, but not enough to meet all expenses Unable to pay any taxes or even health insurance premiums Some grow potatoes on about a hectare of land and may have some pigs and chickens 	<ul style="list-style-type: none"> Herd size less than 50, so unable to make ends meet No support from relatives Big family Pensioners living on their own Many small children Some are single-parent households Always face lack of cash Are forced to trade their livestock in return for essential food items Unable to pay taxes or health insurance

IV. Conclusion

The foregoing reveals that unemployment and poverty have become a serious problem in Mongolia and, indeed, the actual unemployment rate is much higher than the figure based on those registered as unemployed. The 2000 Census revealed that, due to a lack of incentives to register, only one in four of those actively looking for a job have registered with the Employment Regulation Office, therefore the actual unemployment rate in the country is about four times higher than its current level of 4.6%. The unemployment rate is higher in urban areas than in rural

locations. In particular younger people (those up to the age of 25) with technical and non-degree-level training and secondary education find it harder to secure a job, and so they have higher rates of unemployment. Obviously, as these people often tend to be short of funds to obtain income-generating assets, they have little opportunity to run their own business. Moreover, due to the increasing cost of education in the country, they also find it difficult to upgrade their education level. Furthermore, the increasing trend of internal migration from rural and remote areas to urban locations tends to cause a rise in the unemployment

¹¹ Mongolian term for a severe winter preceded by a drought, when large numbers of livestock can be lost due to feed shortages and severe cold.

rate in urban areas, but migrants have few job opportunities compared with their non-migrant counterparts.

Therefore, the high actual rate of unemployment in the country is the biggest factor contributing to poverty. Accordingly, one may suspect that Mongolia's relatively low rate (in single digits) of annual inflation, which has prevailed since 1998, was achieved at the expense of such high hidden unemployment in the country, and therefore cannot be attributed to proper policy management.

As research has revealed, unemployment and economic insecurity in the form of income poverty has led to widespread social malaise, alcohol abuse, rising crime, domestic violence and marital breakdown, which all have many adverse consequences. Unless employment opportunities are generated, the situation may worsen further, thereby increasing the economic, social, and physical insecurities of the population.

Nevertheless, with the aim of addressing these acute problems, the government of Mongolia initiated the National Poverty Alleviation Program (NPAP) in June 1994 in consultation with and with the support of specialized UN agencies, international institutions and donor countries, and approved the two-phase (1st phase in 1996-2000, 2nd in 2001-2010) "National Program on Unemployment Reduction". In March 2000, the government concluded the Poverty Reduction Partnership Agreement with the Asian Development Bank and agreed on a three-year (2001-2004) Poverty Reduction Growth Facility with the World Bank. Parliament passed the "Law on Employment Promotion", which became effective in June 2001. Furthermore, the government outlined the medium term priority policy issues regarding poverty reduction in the Poverty Reduction Strategy Paper (PRSP); these included economic growth, the deepening of structural reforms, unemployment reduction, public sector management reform, support for regional and rural development, the improvement of access to and delivery of basic services, and an increase in the living standards of the people.

Based on the policy issues and strategic action plans outlined in the above documents, the government of Mongolia is making efforts to meet its international commitments under the Millennium Development Goals and aims to reduce the proportion of the people living in extreme poverty by at least 25% by 2005, and by half by 2015. In addition, it has a target of reducing the proportion

of people living below the officially defined poverty line (the MLS) by at least half by 2005, and by a further 25% by 2015 (GOM, 2002).

There can be no doubt that the action resulting from the above initiatives by the Mongolian Government has contributed to mitigating the adverse effects of rising unemployment and poverty in Mongolia; however, the outcomes have often fallen short of desirable levels, as described in this paper. The major shortfall has been the government's perception of poverty issues as a social issue alone, rather than being linked to comprehensive economic development policies. Therefore, this situation requires policy makers to embark upon a program of active revitalization of the entire economy aimed at creating employment opportunities, while maintaining the balanced development of the regions and place the economy on a sustainable growth path. In particular, there should be greater focus on the creation of employment opportunities for the younger generation, along with supporting educational services.

References

- Baulch, B. & Hoddinott, J. (2000). Economic Mobility and Poverty Dynamics in Developing Countries. *The Journal of Development Studies*, V.36, No.6, 1-24.
- GOM (2002). *Poverty Reduction Strategy Paper*. First draft. Ulaanbaatar: Government of Mongolia.
- NSO (National Statistical Office) (1999). *Living Standards Measurement Survey 1998*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001a). *Population and Housing Census 2000. Economic Activity: Analysis Based on the 2000 Census*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001b). *Population and Housing Census 2000. The Main Results*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001c). *Population and Housing Census 2000. Statistical Booklet: National Results*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2001d). *Population and Housing Census 2000. Administrative Report. Volume I*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO (2002). *Mongolian Statistical Yearbook 2001*. Ulaanbaatar: NSO.
- NSO and WB (2001). *Mongolia: Participatory Living Standards Assessment 2000*. Ulaanbaatar: Admon.

モンゴルの失業と貧困化 - その実態の考察（抄訳）

ERINA調査研究部客員研究員 エンクバヤル・シャグダル

「モンゴルの社会主義から民主主義国家への移行は、政治的・経済的な機会に新しい展望を与え、多大なる恩恵をもたらした。しかし、この移行初期の10年間、全ての人々が利益を得たわけではない」（モンゴル人間開発報告書2000年、P9）。共産主義時代に社会保障制度が比較的よく整えられていたことで、1990年代以前のモンゴルは確実に社会的発展を進めることができた。しかし、移行・改革の過程における経済の悪化に伴い、社会保障制度は崩れていった。これに対して、失業や貧困という新しい社会問題が出現した。

モンゴルで経済の移行が始まると、人々の生活は、基本給や国の給付金という安定した長期的な収入から、非公式部門や自営業など、もっとリスクの大きいものへと急激に変化した。とりわけ、第一に資産と「コネ」のある人々との取引など、このような変化にうまく対応し、この新しいチャンスをものにした人たちもいた。若年層や高齢者を中心に、大半はこのような移行にうまく適応できなかった。

失業については、1989年以前のモンゴルでは正式に記録されていない。しかし、失業率が正式に記録されるようになった1990年以後は、その率は4.6%から8.5%の間を推移した。しかし、この数字は雇用調整庁に登録した人数だけしかカバーしておらず、現実の状況の一部を表しているに過ぎない。2000年国勢調査では、失業率を雇用調整庁の公表値の3.8倍、調査の行われた時点の総労働力の17.5%（都市部では24.4%）と報告している。

また、失業率は全ての年齢層において農村部に比べて都市部の方が著しく高い。とりわけ、若年層でその傾向は顕著である。国内で農村部や辺境地域から都市部へ移動する

傾向にあり、それが都市部の失業率の上昇を招いている。さらに、2000年国勢調査で、首都や地方の中心都市よりも、小都市や村における失業率の方が高いことがわかった。

一方で、失業者の増加は国内の貧困を進展させている主な原因であった。2000年の生活水準アセスメント（PLSA）によると、1992年までは国民の生活水準はほとんど変わらなかった。1992～1995年、貧困と裕福な人々が新しく登場し、1995～2000年にその格差が広がった。貧困から抜け出すよりも、いっそう貧困に陥る数の方が多く、中流家庭を推して貧困・極貧世帯は1995～2000年で大幅に増加した。政府は、1992年末、人口のおよそ16%が貧困ライン以下であると推定したが、この数字は1993年には18%、1994年には26.5%に増え、さらに1995年に36.3%、1998年には35.6%となった。

PLSAによると、貧困の数はあらゆる場面で増加している。その理由は、企業破産、失業、企業閉鎖、民営化過程での技術的誤り、昔からの国内貿易網の放棄、健康・教育サービスの有料化などである。このアセスメントからわかるように、雇用喪失は貧困層にとって最も一般的な打撃で、家族の病気とそれに伴う治療費がそれに続く。

国内の失業・貧困削減のための政府方針や様々な対策にもかかわらず、望ましい結果は出ていない。失業と経済的不安定により、多くの不運な結果をもたらす社会病理の拡大、アルコール中毒、犯罪増加、家庭内暴力、離婚などが現れている。それゆえ、政策立案者は、バランスの取れた地域の発展を維持し、経済を持続的に成長させながら、雇用機会を創出するための経済全体の積極的な活性化計画に乗り出すことが要求される状況である。

韓国・盧武鉉新政権の対内外政策 - 概要と課題

ERINA調査研究部客員研究員 李燦雨

同 主任研究員 辻久子

2003年2月25日、韓国の大統領当選者・盧武鉉氏が第16代大統領に就任し、韓国で新しく盧武鉉大統領時代が開幕した。盧武鉉氏は2002年12月19日の大統領選挙で、与党・民主党の候補として、戦後（1946年）生まれの「若さ」を背景に「世代交代」を掲げ、30代以下の若い世代の支持を集め当選した。与党への支持率は野党・ハンナラ党より低く、党内基盤も弱かったが、盧氏に対する一般大衆の支持が高かったことが勝因であった。

これには盧氏の経歴と政治家としての個性が影響を与えたといわれている。韓国東南部の貧農出身の高卒で、10年間に及ぶ独学で1975年に司法試験に合格し、1980年代に人権派弁護士として活躍したことが一般大衆の好感を得た。1990年代には西南部の全羅道を基盤とする金大中氏の民主党に加入したが、慶尚道出身の政治家として国会議員選挙に3回も落選し、釜山市長選挙でも落選した。しかし、若い世代を中心にインターネットを通じて盧氏を支援する市民団体「ノサモ」（盧武鉉を愛する人々の集い）が結成され、他の政治家とは異質の支持基盤を形成した。

盧武鉉・新政権の誕生によって、長年にわたって韓国政治の特徴であった地域間の対立構図が薄められ、与野党の党内改革と政治システムの変化が加速化する可能性がある。また、北朝鮮の「核開発」問題を巡る朝鮮半島の緊張が高まる中で韓国の新政権がどのような政策をとるかは内外の注目するところである。

本稿では盧武鉉・新政権が明らかにしている対内外政策の内容を分析し、その課題を提起することとする。

A 盧武鉉新政権の対内外政策の概要

1. 国政運営の基本政策

盧武鉉・新大統領は2月25日の大統領就任式で、「平和繁栄政策」と呼ばれる国政運営の基本政策を発表した。まず、次のような国政運営の原則が示された。

全ての懸案は対話を通じて解決していく。

相互信頼を優先し、互恵主義を実践する。

対北朝鮮政策では南北当事者による解決を原則とし、円滑な国際協力を追求する。

対内外的な透明性を高め国民参加を拡大し、超党派の協力を得る。

このような原則からみて、盧新政権は「対話」、「信頼」、

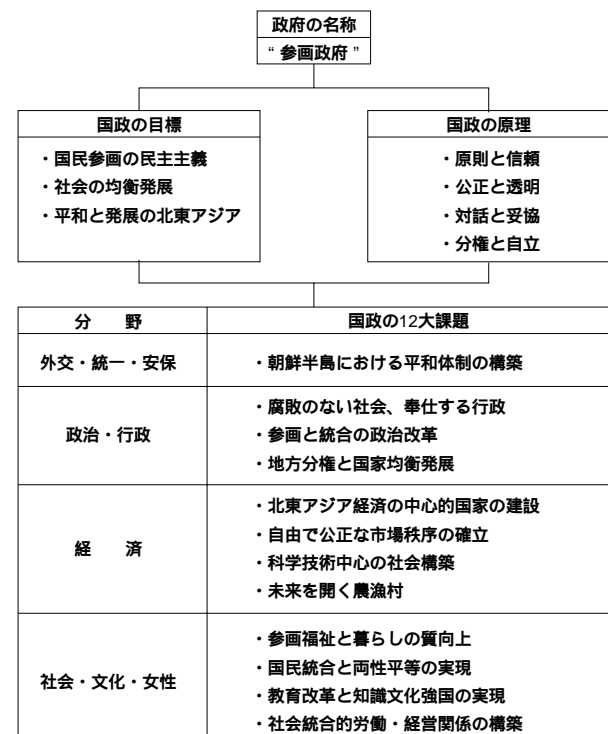
「国民参加」を重視していることが分かる。

この原則は、対外的な政策にも現れ、北朝鮮の核問題に対しては、北朝鮮は核開発計画を放棄しなければならない、北朝鮮の核問題は対話を通して平和的に解決されなければならない、米国、日本との協調を強化し、中国、ロシア、EUなどとも協力する、など対話路線が打ち出された。

また、米韓同盟に対しては、韓国の安全保障と経済発展に大きく寄与してきており、発展させていく、平等互恵の関係により成熟させていく、と発言し、選挙期間中に韓国内で盛り上がった反米感情を抑えながら、同時に対等な米韓関係を追求することを明らかにした。

盧武鉉大統領の就任式で発表された基本政策は、韓国政府から「政府の名称、国政の目標、国政の原理、国政12大課題」として次のようにまとめられた。

図表1 「韓国政府の名称、国政の目標、国政の原理 12大課題」



(出所) 韓国政府(大統領府) <http://www.president.go.kr>

盧武鉉・新政権が政府の名称を「参画政府」と名づけた理由は、大統領選挙で一般市民による募金と自発的な選挙運動参加により勝利したことを強く意識し、国政運営にも国民の参画を実現させようとしたためである。したがって、国政の目標にも次のような内容が明記された。

国民参画の民主主義

国民が国政の過程に積極的に参画できる制度を構築する。

国民と公務員が共に行う改革を推進する。

社会の均衡発展

一極集中の社会を分散・分権型社会に変えることによって国民統合を実現する。

経済成長と分配の好ましい循環、首都圏と地方、都市と農漁村の均衡発展、労働・経営間の新しい協力体制、教育・文化・福祉の公共性強化、環境と経済が共存する持続可能な発展、貧富格差の解決、男女平等など各種差別の解決。

平和と繁栄の北東アジア時代

「信頼」「対話」「対等」の原則に従う。

北東アジアには資本と技術、生産と物流が集中している。

韓国が北東アジア時代を主導する。

北東アジア時代を導くための必修条件は、朝鮮半島の平和体制を形成すること、韓国を北東アジアの中心的国家として建設すること、国民の意識と文化水準を向上させることである。

韓国政府の説明によると、盧武鉉新政権は韓国の現在の発展段階を実質的民主化の段階と位置付け、過去10年間の形式的民主化（金泳三、金大中大統領時期：制度としての民主主義の実現）の段階から、国民の直接参加による民主主義の実現を成し遂げようとしている。

2. 新政権の対外政策

(1) 朝鮮半島平和体制の構築と対米政策

盧武鉉新政権は登場以来、北朝鮮の核開発を巡る国際的緊張に直面しており、韓国が米韓関係や南北関係をどの方向で解決していくのが注目されている。新政権は、外交・統一・安保分野の最大の課題として「朝鮮半島における平和体制の構築」を前面に出し、次のような推進方向を示している。

南北当事者による解決の原則と国際社会の協力を確保。南北間の「包括的協力」と実用主義外交の並行を推進。

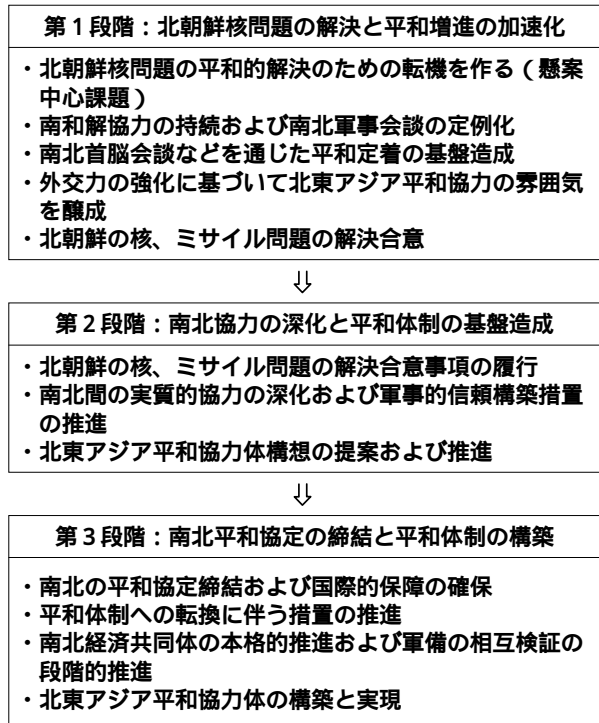
平和体制に対する実質的保障と制度的保障の並行を推進。

強力な軍隊の育成を通じて平和体制の軍事的保障を確保。

平和増進に従い、韓米関係の未来志向的発展を追求。国民の合意と支持に基づいて推進。

目標の実現のために次のような段階別推進戦略を定めている（図表2）。

図表2 朝鮮半島平和体制の構築の段階別推進戦略



（出所）韓国政府（大統領府）<http://www.president.go.kr>

このような韓国新政権の外交の原則は前政権の政策を基本的に堅持し、南北首脳が2000年6月15日に合意した「6・15共同宣言」を実行することであるといえよう。さらに北朝鮮との軍事的信頼構築を重視することは、前政権が達成できなかった南北間の軍事的平和構築を実現しようとするものである。また、新政権は、韓国が国際的緊張関係緩和に大きな役割を果たせると考えており、北朝鮮と米国との関係回復についても韓国が仲裁するという立場を取る。新政権の朝鮮半島に関する外交方針は次のようにまとめられる。

「北朝鮮崩壊」と「北朝鮮核保有」の両方を否定し、同時包括的解決を目指す。

「南北協力」と「米韓同盟」の両立。

南北間軍事会談など「軍事的信頼構築」の実現。

米朝間の問題解決と多国間枠組み形成を並行して行う。

韓国新政権は米国との関係を「対等な関係」で強化するという立場をとっており、例えば、1950年代以降基本的に変化がなかった米韓同盟の位相に、「SOFA¹：駐屯軍地位協定」の改正を要求している。

(2) 対北朝鮮経済協力

盧武鉉新政権は北朝鮮との経済協力及び経済支援を継続する考えである。当面は核問題の解決に力を入れるが、交流・協力という経済的関係を重視している。その理由は、北朝鮮の国際社会への依存度を高め、北朝鮮の経済的安定と共に改革・開放への変化を求めることにある。2000年の「6・15共同宣言」以降、南北政府間に閣僚級会談が9回も開催され、北朝鮮政府が韓国政府を信頼し始めており、北朝鮮側が南北間の経済協力に対し大きな関心を持っていることもその背景となっている。南北経済協力の代表的なプロジェクトは鉄道・道路の連結と開城工業地区の開発である。

鉄道・道路の連結

第1回と第2回の南北閣僚級会談（2000年7月、8月）で、京義線の再連結および開城～汶山間の道路連結が合意され、その後5回の軍事實務協議で軍事保障合意書が締結された（2001.2.8）。韓国側の工事区間は鉄道12km（汶山～軍事境界線）、道路5.1km（統一大橋～軍事境界線）で、2000年9月18日に着工され、2002年4月11日に出入国管理機能を担う簡易駅を完工した。北朝鮮側の工事区間は12km（軍事境界線～開城）であるが、着工が遅れ、2002年4月に韓国の大統領特使が訪朝し、京義線と東海線の鉄道・道路の早期連結に合意した。これにより、2002年9月に第1回南北鉄道・道路連結実務協議会が開かれ、9月18日には南北同時の京義線、東海線連結工事着工式が開催された。その後工事は順調に行われ2002年11月に東海線臨時道路CIQ²（国境通過）の施設が完成し、京義線臨時道路のCIQ施設も設置された。鉄道は非武装地帯の地雷除去が終わった（2002.12.15）。韓国側が資材・装備を北朝鮮側に供与しているが、南北政府が連結日を決定するという政治的決断が残っている。南北間の鉄道・道路の連結工事費用は3,472億ウォン（約2.9億ドル）と推計される。

開城工業地区

2000年8月、鄭夢憲・現代峨山理事会議長が訪朝し、北朝鮮側と「工業地区建設・運営に関する合意書」（現代峨

山 朝鮮アジア太平洋平和委員会）に署名し、開城地域に南北合弁の工業地区を建設するプロジェクトが始まった。2000年11月には、現代峨山と韓国土地公社の実務者グループが開城市を調査訪問して敷地を確定した。その後2002年4月に韓国の大統領特使が平壤を訪問し、開城工業地区建設などを議論する実務協議会を設置することで合意した。2002年10月の第1回開城工業地区建設実務協議会では第1段階の100万坪開発を2003年までに完工させることに合意し、開城工業地区通関・通信・検疫に関する合意書が妥結され、工業団地着工のための制度的保障がまとまった。北朝鮮も最高人民会議常任委員会が、2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』という政令を出し、開城工業地区の設置を宣言した。さらに2002年11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。2003年1月27日には軍事境界線通過に関する軍事保障合意書が締結され、着工式のための問題点は解決されたが、2003年3月現在、着工式はまだ行われていない。

現代峨山がまとめた建設計画案（2002年12月）は次の通りである。

事業方式：50年間の土地使用権を確保、工業団地として開発し国内外の企業に分譲。

面積：2010年までに総計2千万坪（66.6km²）を開発（既存の開城市530万坪、工業団地850万坪、新都市620万坪）、インフラ建設

- ・ 鉄道・道路：南北政府が建設。
- ・ 電力・ガス：韓国から商業ベースで供給（所要量：第1段階10万kW、総計80万kW）。
- ・ 用水：水源地から引入れ、商業ベースで供給。
- ・ 通信：韓国から商業ベースで提供。衛星通信可能。

誘致業種：中小企業中心の履物、繊維、電機/電子、金属/機械など。

労働力雇用効果：総計16万人（第1段階では100万坪を開発し2万人の労働者を雇用する計画）。労働者は韓国企業が直接採用できる。

開城工業団地の造成は現代峨山と韓国土地公社が共同で担当しており、第1段階（着工後1年以内）では100万坪を軽工業などの労働集約的業種を中心的に誘致する計画である。現代峨山によると、2003年3月現在、繊維・衣類・履物などの企業350社、カバン・玩具・化学製品などの企業

¹ Status of Forces Agreement

² Customs Immigration and Quarantine

100社、電気・電子・機械・金属などの企業250社、文具・メガネなどの雑貨生産企業200社など、約900社の韓国企業が開城工業地区への入居を希望している。

韓国全経連の推定によると、北朝鮮側が着工9年目（3段階の工業団地完了後1年）までに人件費収入、原資材販売収入、鉄道運賃収入など合計41.8億ドルの直接的な外貨収入を得る見込みである。新都市建設、輸出増加などによる間接的経済効果まで入れると、154.1億ドルの経済的効果を得る計算になる。また、韓国側は人件費節約、原資材販売収入だけで302.2億ドルの経済的利益を得ることとなっている³。これらの試算から、南北の双方に利益を与える開発事業となるものと期待されている。

開城工業地区と既存の特区である羅先経済貿易地帯、及び計画中的新義州特別行政区の比較を図表3にまとめた。

図表3 北朝鮮の経済特区比較

区分	開城工業地区	新義州特別行政区	羅先経済貿易地帯
特区指定日	2002.11.13	2002.9.12	1991.12.28
管理運営機構	中央指導機関、地区管理機関	立法会議、長官、行政部など	中央貿易指導機関、市人民委員会
中央政府の機能	内閣の統一的指導	外交・国防以外は不関与	内閣の統一的指導
外資企業の形態	不明	不明	合併、合作、単独
投資分野	工業、貿易、商業、金融、観光	金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光	貿易、中継輸送、輸出加工、金融、観光、サービス
投資承認	地区管理機関	特別行政区の行政部	中央貿易指導機関
承認処理期間	10日	不明	合併・合作：50日 単独：80日
労働力採用	個別的に直接雇用	不明	労働力斡旋機関を通じた間接採用
企業所得税	一般部門：14% 奨励部門：10%	未定	一般部門：14% 奨励部門：10%
企業所得税減免	不明	未定	3年間免除 その後2年間50%減免

(出所)「開城工業地区法」、「新義州特別行政区基本法」、「羅先経済貿易地帯法」

(3) 対日政策

盧武鉉大統領は金大中前大統領と違い、日本との関係で個人的に十分な経験があるわけではない。しかし、「長期的に見るとアメリカより日本が最も重要である」(2002.12.24、駐韓日本大使との面談)という意見を表明するなど、北東アジア地域協力という枠組みで日本の役割を重視する立場をとっている。これは、大統領選挙中に北東アジアの平和構築のために韓国、北朝鮮、米国、中国、日本とロシアを含む「6者協議」の枠組みを公約として提示したことも反映されている。

盧武鉉新政権の対日政策は基本的には金大中前政権の方針を踏襲するものとみられる。すなわち、1998年の日韓首脳による「21世紀の新しい日韓パートナーシップ共同宣言」に基づいて、過去の歴史問題を整理し、未来指向的な友好協力関係を構築する方針には変わりがない。しかし、盧武鉉大統領のブレーンに対日スタッフが手薄いことも事実である。

3. 新政権の経済政策

盧武鉉新政権の経済政策の姿勢は「国政12大課題」に取り上げられた「北東アジア経済の中心的国家の建設」と「自由で公正な市場秩序の確立」に現れている。

「北東アジア経済の中心的国家建設」とは、地域経済協力としての北東アジア時代が到来するという認識から、韓国が大陸と海洋を結び掛け橋として北東アジアに「繁栄の共同体」を作り、「平和の共同体」に発展させるという「平和繁栄」のビジョンから出された政策である。盧武鉉新政権はその推進方向として、

競争と協力：北東アジア経済ネットワーク形成と比較優位に基づいた善意の競争で効率的国際分業構造を形成

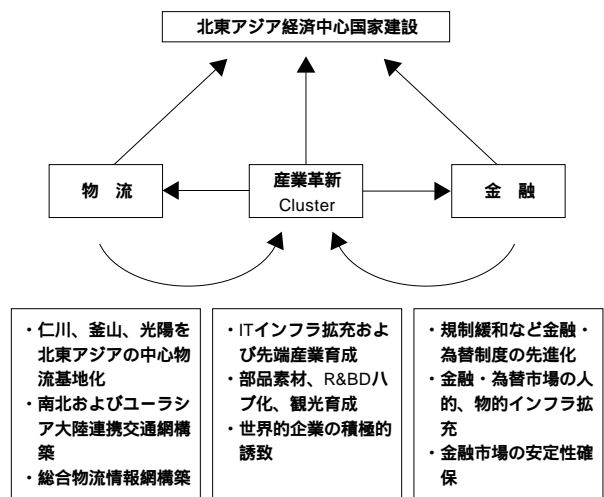
新しい成長動力：ITなどの先端産業と物流、金融などサービス業の同時発展

国土の均衡的開発

環境保全と持続可能な発展：首都圏産業を環境にやさしい構造に転換

南北経済協力の促進および友好的外交環境の造成などを挙げ、物流、先端産業、金融を中心とする経済開発のモデルを提示した(図表4)。

図表 4 北東アジア経済の中心的(Hub)国家建設の推進体系



(出所) 韓国政府(大統領府) <http://www.president.go.kr>

³ (出所) 韓国全経連北東アジア経済センター、「開城工業団地開発の経済的効果」2002.10.8

このような政策形成を行った背景には、韓国の情報技術（IT）分野の急速な発展がある。2002年のIT産業の対GDP割合は16.8%となり、5年前の1997年の7.7%に比べて2倍以上である。

図表5 韓国IT産業のGDPに占める割合の推移

	(単位：%)							
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
IT産業/実質GDP	5.7	6.2	7.7	10.0	12.7	15.1	15.6	16.8
半導体/製造業生産	8.6	10.1	12.4	20.3	23.8	NA	NA	NA

(出所) 韓国統計庁

盧武鉉新政権の「北東アジア経済の中心的国家建設」政策は、基本的には金大中前政権時代にまとめられた政策の延長線にある。すなわち、2001年12月、韓国開発研究院（KDI）が、『ビジョン2011』という報告書を発表し⁴、このなかで、韓国は北東アジア地域の中心地として発展するというビジョンが提示された。この報告書の内容を見ると、まず国際経済協力が2国間協力主義から多国間協力主義へ変化する世界的潮流に沿って、アジア地域の経済協力も緩い経済協力から制度的結びつきの強固な形に移行するであろうと分析している。

北東アジア地域の政治的緊張の解消、経済的格差の解決などがこの地域の協力の前提となり、韓国は、「北東アジアにおける経済協力の枠組みの形成」を通じて朝鮮半島の安定と統一に有利な国際環境を醸成できるとの立場を明確にしている。また、韓国、中国、日本の3国間の経済協力枠組みを構成することが北東アジア経済協力枠組みを作るための初めの一步であると判断している。この過程で韓国は、北東アジア各国間の調整役を果たすというリーダーシップを発揮する必要があると明示している。特に、韓国は北東アジア地域の交通インフラの連結を通じて、「物流およびビジネスの拠点」になる戦略を採るべきであると提案している⁵。

同報告書を受けて、金大中前大統領は2002年の年頭記者会見（2002.1.14）で、北東アジアにおける韓国の発展戦略に関して次のように述べている。

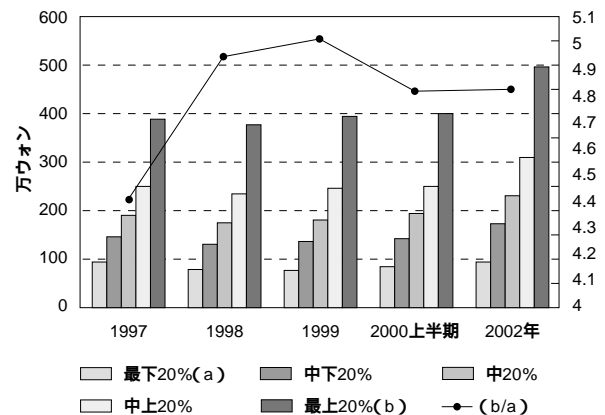
「政府は、韓国が『北東アジアビジネスの中心的国家』に発展するための青写真と戦略を用意する。これには、今年中に仁川国際空港、京釜高速鉄道、釜山港の第2期拡張事業に着手し、世界的規模の物流インフラを建設する計画が含まれている」と言明した。

盧武鉉新政権の「北東アジアビジネスの中心的国家論」は、従来の戦略を金融面でのハブも含む発展戦略に改編したのである。

第2の「自由で公正な市場秩序の確立」という目標は、健全な市場経済を育成するためには総ての企業に自由で公正な活動の舞台を保証することが必要であるとの認識を示している。具体的には企業支配構造の改善と経営の透明化を要求するもので、従来財閥の慣行であった同族による企業支配から、一般株主の権利が保護される制度に変わることを求めている。

この背景には韓国の所得分配構造の問題がある。最上位20%所得者の月間所得が最下位20%所得者の4.82倍（2002年）となっている事情から分かるように、富の不均衡な分配が社会的問題となっている（図表6）。

図表6 韓国の階層別所得の推移



(出所) 韓国統計庁

一方、韓国に直接、間接投資で進出している外資が韓国主要企業の大株主となっている現状において、盧武鉉新政権の政策がどうなるかが注目を浴びている。新政権は外資誘致に対して前政権と同じく積極的な政策を持っているが、既に外資が大量の株を所有している中で、安定的な政策運営が問われている。

例えば、「北東アジア経済の中心的国家建設」政策の一つの重要分野である「金融」産業では、外資の株保有率が2000年末の30.1%から2002年末に36.03%に上昇した。中でも銀行業における外資の市場シェアは1999年末の41.7%から2002年末に50.1%になっており、外資が5大銀行（第一、韓米、外換、ハナ、国民）の最大株主である。証券業の市場シェアは16.3%（2002年末）、保険業の市場シェアは42.6%（同）である。「金融」分野でハブ機能が効力を有

⁴ 韓国開発研究院、「2011ビジョンと課題；開かれた世界、柔軟な経済」、2001年12月

⁵ 具体的には、「南北の朝鮮半島を繋ぐ物流システムを構築するためには対北朝鮮経済協力を通じた物流システム構築が重要であり、このインフラが中国、ロシア、日本と連結され、韓国が北東アジアの物流中心地域としての役割を果たす」となっている。（出所）韓国開発研究院、前掲書、p270

するためには「外資」の理解を得なければならない状態である（図表7）。

図表7 国内主要企業の外国人持ち株率（2002年末）

国民銀行	三星電子	浦港製鉄	SKテレコム	現代自動車	三星火災	韓国電力
69.78	53.90	61.63	39.24	47.19	53.47	24.95

注：SKテレコムは通信業法により外国人の所有限度が49%である。

B 新政権への期待と課題

盧武鉉新政権が打ち出した対内外政策を実行に移す上でどのような問題があるのか、また新しい政策は韓国や国際社会にとってプラスに働くのかなど期待も大きい。以下では盧武鉉政権への期待と新政権が直面する課題について考えてみる。

1. 国内世論の統一と求心力の確立

盧武鉉大統領の就任後、韓国の国内世論は大きく二分される形となっている。新大統領就任後間もない3月1日に、ソウル市内で保守陣営の10万人とも言われる大規模なデモが繰り広げられたことは記憶に新しい。同じ日に革新陣営もデモを行っている。特に対北朝鮮政策に関しては、国内世論もマスコミも日本では考えられないような極端な分裂状況にある。

太陽政策を高く評価する革新陣営は北朝鮮との関係改善を最優先課題とし、北の核問題や人権問題を一先ず棚上げて、経済協力や対北援助を積極的に行うべきだと考える。同陣営は、既に実現した離散家族再会や進行中の南北鉄道連結事業が太陽政策の成果であると強調する。このグループの親北的志向が民族主義的思考と結びつき、北朝鮮に厳しい態度を取る米国への反感となって現れる傾向がある。特に昨年、駐韓米軍兵士が韓国人女学生を死亡させた事件は反米感情に火をつけるきっかけとなった。また、ソウル北方のDMZから北に攻撃され、街が戦火に包まれるのが怖いという自己防衛的理由で、ある程度北に妥協して南北関係を良好に保つ必要があると考える一般庶民も多いと見られる。

一方、ハンナラ党に近い保守陣営は、太陽政策では北の脅威に対する認識が甘く、経済支援が北の軍備拡張に利用された可能性があるとして警戒している。同陣営は、対米関係では在韓米軍撤退を阻止してアメリカと同一歩調を取るべきだと主張する。特に北の核開発が現実のものとなる流れの下で、もし北が核を持てば、南に対する要求も大きくなり、南は北の言いなりになるであろうと危機感を募らす。一部には北との戦いも厭わぬとする強硬派もある。

このように分裂する世論を背景に就任した盧武鉉大統領

の支持基盤は磐石ではない。先ず、昨年の大統領選挙の結果を見ても分かるように、盧武鉉氏は僅差で李会昌候補に勝ったに過ぎない。国政の議会では少数派であり、地方組織も脆弱とされる。数が支配する政治の世界では多くの局面で妥協を余儀なくされるであろう。

大統領選挙で盧武鉉候補に投票した人の多くはインターネット上で集合した若者達であったといわれている。選挙当日にインターネットで投票を呼びかけて動員を図ったという説もある。インターネット上だけで繋がった仲間達は互いの顔を知らないかもしれないし、面と向かって議論したこともないであろう。一箇所に集まって集会や議論を重ね、各地で支持活動を盛り上げていく従来の政治手法と違って、ドットコム仲間は結束力が弱いと考えられる。そのような若者が支持基盤では心もとない限りだろう。このような弱い政治基盤の上に立って、分裂した世論をまとめていくのは容易ではない。

財閥を中心とする経済界と盧武鉉氏との関係もあまりよくないと言われる。特に、新政権が労働者を保護するような政策を掲げている点は経営者にとって不安要因であろう。しかし、新政権にとって経済界との関係改善が政権運営上欠かせないことは明白であり、そのためには大統領の旗印でもある話し合いの精神と柔軟な姿勢が望まれよう。

国内世論を統一し、求心力を確立するには盧武鉉大統領のリーダーシップと柔軟な姿勢が必要である。

2. 国際的課題：韓米関係

米国ブッシュ政権は2002年教書の中で、イラク、イランと共に北朝鮮を悪の枢軸と名指ししたことから分かるように、北朝鮮政権に対して強い不信感を示している。特に昨年秋に北朝鮮の核開発再開が明らかになって以降、KEDOの協定に従って行われてきた北朝鮮への重油供与を中止し、核開発の中止を強く求めている。対する北朝鮮は核拡散防止条約（NPT）脱退や黒鉛減速実験炉の再稼働など核開発路線をエスカレートさせ、ミサイル実験も行うなど国際社会を威嚇する行動に出ている。

米国は対北朝鮮政策では対イラクとは対照的に話し合い重視、外交努力中心の方針を打ち出している。北朝鮮は米国との直接対話を求めているが米国はこれに応じず、韓国、日本、中国、ロシアを含めた多国間による話し合いで北朝鮮の核問題を解決したいとしている。

米国は対イラク攻撃を最優先としているが、イラクの次は北朝鮮を狙う可能性がある。米国の対アフガニスタンやイラク政策を見ても分かるように、ならず者国家やテロリストと自ら定義した国々に対してブッシュ政権は武力行使

をためらわない。もし北朝鮮が核開発の継続にこだわり、米国本土に届くような長距離ミサイル実験を行うようなことになれば、米国は北朝鮮への武力行使を主張する可能性がある。

ブッシュ政権が好戦的な態度に出る背後には米国軍事産業の後押しがあるといわれている。政権関係者には有力軍事産業の顧問などを勤めているケースも多い。

米国は金大中政権時代も太陽政策に疑念を持っていたが、その路線を継承するとされる盧武鉉政権にも慎重は姿勢で臨むことになろう。昨年秋に米軍兵士による暴行事件を受けて韓国内で反米運動が起こった際、米国内で韓米軍縮小・撤収論が出た。この在韓米軍を引き上げるという話は以前から米国内で検討されてきたものであるが、もし韓国が反米姿勢を強めるようなことがあれば米国は本気で実行に移すかもしれない。

盧武鉉政権は基本方針として北との対話や援助と並行して米国と協調する路線を打ち出しており、韓米同盟や在韓米軍も維持する方針である。また、北の核開発にも反対の姿勢を打ち出し、米国が考える6ヶ国協議による解決という方針にも賛成している。盧武鉉政権は多国間協議を進める中で米朝協議も行うことができると考えている。また、早い時期に盧武鉉大統領が訪米することが検討されている。

こうしてみると現在のところ韓米間に大きな対立点は見当たらない。しかし、もし北朝鮮が核武装の姿勢を崩さない場合、国連安全保障理事会で対北経済制裁が決定される可能性がある。さらに米国が軍事行使に踏み出す可能性すらある。その中で韓国の対北対話路線は効果的なのか。開城工業地域などで対北経済支援を続けることが可能なのか。あるいは韓国が米国に同調姿勢を示した場合、北の暴発が起こる可能性があるのか。朝鮮半島における平和に不透明な要素が残る。

3. 経済面での課題

(1) 財閥改革は進むか

アジア金融危機下に登場した金大中政権は財閥改革、金融改革などの構造改革に積極的に取り組んだ。30グループあった財閥は17グループに整理され、不良債権も150兆ウォンを投入して処理された。

しかし財閥経営や相続における不透明性、オーナーに過度に集中した権力といった財閥に固有の経営体質が改革されたわけではない。盧武鉉政権は「自由で公正な市場秩序の確立」を謳っており、財閥改革にも乗り出すと期待されているが具体策は示されていない。改革を実行する場合、盧武鉉氏との関係が良くないとされる財閥企業や議会での

抵抗も予想される。

財閥改革を実現するには透明性を義務付け、非上場の持ち株会社を上場、あるいは廃止するなどの思い切った措置が必要とされよう。

(2) 北東アジアの中心的国家とは

新政権が掲げる「北東アジア経済の中心的国家の建設」も全体像は明らかにされていない。

具体的に明確化されているのは韓国が北東アジアの交通のハブとなるという構想である。既に釜山港整備や仁川空港建設が進んでおり、名実共に北東アジアの海と空のハブとなっている。さらに現在進行中の南北鉄道を連結し、既存の中国やロシアの鉄道に繋げるという構想を描いているものと思われる。確かに京義線が連結されれば南北間や韓国と中国東北部を結ぶ貨物輸送に利用できるし、東海線が完成すれば韓国とロシア沿海地方が鉄道で結ばれる。しかしこれらの国際路線が経済的競争力を持つには、北朝鮮国内の鉄道施設の近代化、朝口間積替え施設の建設（東海線）、あるいは韓国国内鉄道の整備（東海線）など、巨大なインフラ投資が必要となる。北朝鮮の経済力を考えると、北朝鮮部分も韓国が支援する必要がある。整備に必要な巨額の資金を韓国単独で工面することが可能か。

また、韓国政府は京義線や東海線が欧州まで繋がるという夢を披露しているが、繋がることと経済的競争力を持つことは別であることを認識する必要がある。これらの長距離鉄道は接続されたとしても、韓国からロシアやフィンランド以外の欧州への輸送には経済的競争力を持たないと予想される。特に、北朝鮮が通過料を要求する場合、価格競争力に影響する可能性がある。荷主は複数の輸送ルートの中から早く、安く、確実に届くルートを自分の判断で選ぶものである。

韓国が金融面で北東アジアのハブになるということはどういうことであろうか。外資が金融機関の主要株主となっている状況下で、新政権の具体策と展望を待ちたい。

韓国が様々な面で「北東アジアの中心」となることを強調すると、周辺国家との競争や摩擦が起こることも考えられる。自己中心主義ではなく、周辺国家とも協調し、地域全体の同意が得られるような政策を打ち出す必要がある。

(3) 日韓FTA

様々な分野で「北東アジア経済協力」が謳われているにも関わらず、自由貿易協定（FTA）や関税同盟のような経済的地域統合への具体的取り組みが示されていない。日韓FTAは北東アジア経済統合の第一歩となると考えられ、

既に日韓で研究が進められている。日韓FTAをベースに将来は中国も含めた地域統合が考えられよう。韓国は対日貿易赤字増大が気がかりでFTAに踏み込めないとの声もあるが、新政権の北東アジア重視姿勢の第一歩はここから始まるのではない。

4. 南北経済関係の課題

1995年から2002年までに行われた韓国の対北朝鮮支援は、軽水炉建設7.5億ドル、人道的支援7.4億ドル、金剛山観光代価4億ドル送金、現代グループの5億ドル送金など約24億ドルに上る。このうち現金支援は9億ドルである。同期間中に韓国以外の国際社会は食糧、医薬品など17.7億ドルの人道的支援を北朝鮮に供与した。韓国の北朝鮮への経済協力が南北間の緊張緩和に資する効果があったことを否定はできないが、それによって北朝鮮の経済が国際社会に開放することまで至ってはいない。盧武鉉政権は北朝鮮への人道的支援が国民の合意の下で行われ、透明性を確保する責任を持つ。

一般企業の北朝鮮への投資は2002年12月末現在、25件で、軽水炉工事以外に投資実行中の件数は17件である。投資金額の面では投資契約合計約2.9億ドルで、1.9億ドルが投資実行されている（図表8）。

そのうち現代グループの金剛山観光開発事業が契約金額約2.0億ドルで1.4億ドルが実行され、圧倒的なシェアを占めている。また、現代グループと韓国土地公社が共同で推進している開城工業地区造成事業（1段階に1億8,500万ドルの投資計画）は2002年12月に韓国政府の経済協力者承認（投資承認の前段階）を受けている。

現代グループ以外の企業による北朝鮮への直接投資は、減少傾向にあり、既に投資した企業も新たな投資を考えているところは殆どない。

現代グループ以外の対北投資が活発でない理由としては、先ず北朝鮮では国家主導の計画経済の統制を受けるため、

図表8 韓国企業の対北朝鮮投資(2002年12月末現在)

(単位:万ドル)

企業	業績	承認日	地域	契約金額	実行金額
大宇	シャツ、ジャケット、カバン	95.5.17	南浦	512	512
太昌	ミネラルウォーター	97.5.22	金剛山	580	553
禄十字	医薬品	97.11.14	平壤	311	198
美興食品	水産物	98.3.13	元山など	47	6
韓国トウモロコシ財団	新品種開発	98.6.18	平壤など	1,800	513
LG商社 /太榮水産	ホタテ養殖	98.8.28	羅津	65	1
Korea Land	不動産開発	98.8.28	平壤	60	20
現代建設	金剛山観光	98.9.7	金剛山	20,533	14,461
現代電子	金剛山通信	98.11.11	金剛山	13	12
平和自動車	自動車組立	00.1.7	南浦	5,536	2,412
三星電子	S/W共同開発	00.3.13	北京	227	155
ハナビズ・ドット・コム	S/W共同開発	01.7.18	丹東	200	58
エントレク	S/W共同開発	01.8.22	平壤	400	85
G-ハンシン	ガラス製品	01.10.16	平壤	290	89
IMRI	スチロール樹脂	02.8.7	平壤	52	52
国洋海運	海上運送、埠頭改善	01.11.21	南浦	515	248
フンネット	S/W共同開発	01.12.29	平壤	20	20
合計				29,367	19,394

(注) 韓国政府の投資承認を受けた投資事業である。
(出所) 韓国統一省

韓国企業の独自性が発揮できないことや、合併とは言っても北朝鮮側が経営の全権を握っているなど、経営環境の問題がある。また、不十分な電力・通信やアクセスの困難など、投資環境に関する様々な問題点がある。北朝鮮は中国などと比較して、投資環境が劣っている。さらに、多くの場合、既存の投資で利益が期待したほど上がっていない。

しかし、北朝鮮側は開城工業地区においては韓国企業が自由な経営を行うことを認めており、それを受けて前に述べたように韓国企業の関心も高くなっている。韓国政府も開城工業地区を南北経済協力事業の柱としたい意向である。それにもかかわらず、現代グループの北朝鮮への送金疑惑や北朝鮮の核問題が事業進行に水を差す形になっている。

韓国新政権は安全保障問題と南北経済協力を同時に進めて「2兎」を捕ることができるか、注目される所である。

韓国の地方財政(Ⅰ)

国と地方の財政関係と歳入構造

横浜市立大学商学部助教授 鞠 重鎬
一橋大学経済学研究科博士後期課程 沈 政郁

1. 韓国の地方財政会計の特徴

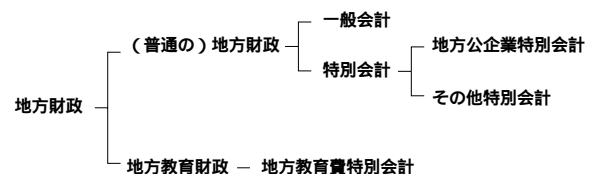
本稿の目的は、韓国の地方財政についてその特徴を調べることにある。本号の「韓国の地方財政(Ⅰ)」においては、韓国の地方財政会計の特徴や国と地方の財政関係、及び歳入構造を中心に、また次号の「韓国の地方財政(Ⅱ)」においては、自治体の自主財源と歳入構造について扱う。その際に日本との比較を行いながら議論していく。

韓国の地方財政会計は、一般会計¹、公企業特別会計、及びその他の特別会計からなる。この分類は日本において、地方政府会計が普通会計、地方公営事業会計、及びその他に分類されることと同じ関係といえる。もちろんこれは両国の地方政府会計がその会計別の項目までが一致することを意味しているわけではない。日本の普通会計と韓国的一般会計の間には、国と地方の財政関係あるいは地方財政調整制度(地方交付税・地方譲与金など)などで類似性もあるが、むしろ相違点が多く見られる²。

韓国の地方財政において、日本の地方財政の構造と特に異なるのは地方教育財政に関する部分である。日本の場合、地方教育財政は普通会計に組み込まれ、地方教育財政とその他の地方財政が一元的に運営される。これに対して韓国の場合、地方教育財政がその他の地方財政と独立に運営される二元的な構造となっている。韓国の地方教育財政の場合には、地方教育費特別会計として教育部(日本の文部科学省に相当)が主務官庁となっており、広域自治団体(広域市・道等)レベルの教育委員会が、他の地方行政機構とは分離した形で、財政を含む地方教育機能を担当している。このような韓国の地方財政を会計別にまとめると図1のように表すことができる。

図1からわかるように、韓国の地方財政において(普通の)地方財政と地方教育財政が独立的に運用されている点

図1 地方財政会計の分類



注：(普通の)地方財政は、行政自治部が総括しているが、地方教育財政は教育部の管轄の下で、地方教育費特別会計として、(普通の)地方財政とは独立的に運用される。

は、総務省が地方教育費も含めて地方財政会計を運用する日本の一元的な財政構造とは区別される大きな違いである。韓国の場合、地方教育費特別会計を除いた(普通の)地方財政は行政自治部(日本の総務省に相当)の所管となっている。その結果、(普通の)地方財政会計と地方教育費特別会計の内訳は別々にまとめられているのが現状であり、韓国の地方財政や地方税を理解する際には、この点に十分注意する必要がある。

2. 国と地方の財政関係

以下では政府間財政関係、すなわち国と地方との財政関係に関連して、韓国地方財政の姿をより具体的に調べる。

まず韓国の中央政府の財政について簡単に述べておく³。日本と同じく、韓国の中央政府は、内国税、目的税、関税収入からなる国税収入やその他の収入を用いて、国防、公共支出、社会開発など、公共サービスの提供だけではなく、地方政府への財源移転も行う。国税収入は個人所得税・法人所得税・付加価値税などの内国税、教育税・交通税・農漁村特別税などの目的税、及び関税からなる⁴。財政經濟部が発刊する『租税概要』によると、(関税や目的税を除く)内国税に占める割合は、個人所得税が24.6%、法人所得税が18.6%、付加価値税が32.6%であり、この3税の割合

¹ 日本では、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計を「普通会計」としているが、韓国では普通会計という用語は使わず一般会計という用語を使う。韓国では普通会計の概念が導入されていない。

² たとえば、日本の一般政府に含まれる地方政府の事業会計には、公共下水道・国民健康保険・公益質屋・及び公立大学付属病院などが含まれるが、韓国の地方財政の公企業特別会計には、上水道・下水道・公営開発・地域開発基金・及び一部の地下鉄事業が含まれる。日本の場合、地方の公営企業会計としての事業会計は一般政府ではなく公的企業に分類される。加藤治彦編(2001)『図説日本の財政』。

³ 日本の場合、政府を分類するとき、一般政府と公的企業を合わせたものが、最も広い政府の範囲となる。一般政府とは、政府及び政府の代行的な性格の強いものを言い、中央政府、地方政府、及び社会保障基金からなる。この一般政府の中の地方政府に含まれる会計が、普通会計、事業会計、及びその他である。一方、公的企業とは、独立の運営主体となっているものを指す。加藤治彦編(2001)『図説日本の財政』p.43。

が75.8%を占める（2000年の数値である。以下同じ）。

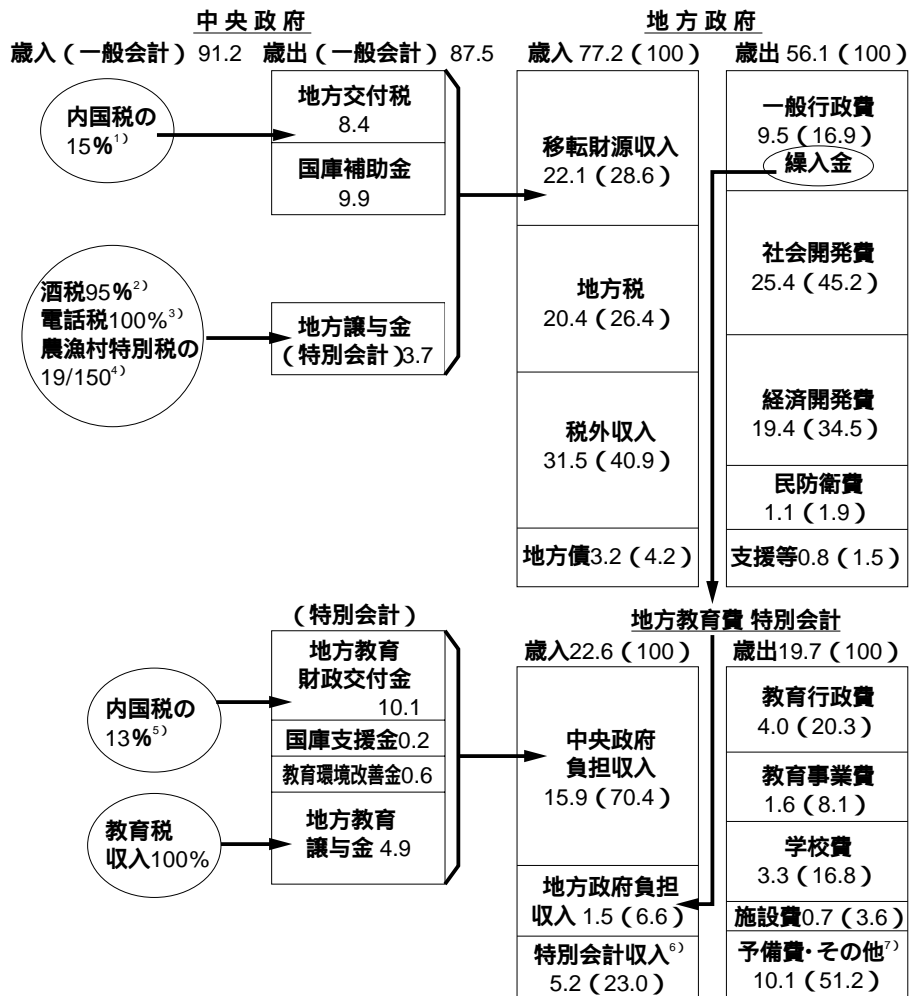
韓国の場合、交通税、教育税、農漁村特別税など支出目的が定まっている目的税の割合も高く、これらの3目的税が、（関税や目的税を含む）国税に占める割合は17.2%にのぼる。日本に比べ、相対的に付加価値税の割合が高いことや目的税の割合が高いことが、両国の国税の主な相違点と

いえる。

さて、国税と地方財政との関係について述べよう。内国税や目的税など国税収入は、地方への移転財源と密接に係わっている。国税収入や図1の地方財政会計上の特徴を取り入れ、国と地方との財政関係を描いたのが図2である。

図2 中央（国）と地方の財政関係（2000）

単位：兆ウォン（%）



注：1）1999年度までは、内国税税額の13.27%であった。2）2001年度より、酒税の地方譲与比率を95%から100%となった。3）2001年9月1日より、電話税が付加価値税に統合されるため、地方譲与金の補填のため、交通税額の14.2%を譲与することになった。（2001年は、2.4% 2,606億ウォン。）4）2002年度より23/150となる。5）1999年度までは、内国税税額の11.8%であった。6）特別会計収入とは、地方教育費特別会計負担収入を言い、これには、財産収入、入学金・授業料収入、使用料・手数料収入、繰越金、及び地方教育債が含まれる。7）その他には、教育委員会費、私学支援費、及び諸支出経費が含まれる。特に、予備費の規模は7.6兆ウォンにのぼる。

出所：行政自治部『地方財政年鑑』2001。財政経済部『租税概要』2000、2001、2002。

⁴ 教育税の目的、課税標準、税率については後述する。交通税とは、道路及び都市鉄道など社会間接資本の拡充に必要な財源を確保するために、10年間の時限（1994-2003）を設け、特別消費税の課税標準である揮発油（リットル当り691ウォン）と軽油（リットル当り160ウォン）を課税対象にして課する税である。また、農漁村特別税は、農漁村の競争力強化のための投資財源調達を目的であり、その課税標準は、租税減免額、証券取引額、取得税等に追加して課する附加税（surtax）であり、適用期間は1994.7.1から2004.6.30までの10年間である。財政経済部『租税概要』2001参照。

図2に見るように、自治体の一般財源としての地方交付税は、内国税収入の一定の比率（2000年から15%、その以前は13.27%）が配分されており、地方譲与金は、電話税や酒税などの国税がその財源をなし、特別会計として運営している（後述を参照）。また、国庫補助金は中央政府の一般財源から特定の事業への補助のために使われる。さらに、地方教育財政の財源は、内国税収入の13%（1999年までは11.8%）が地方教育財政交付金に、教育税の全額が地方教育譲与金の財源に回されるなど、国税収入とは欠かさない関係にある。

3. 地方財政調整制度

以下では、地方交付税、地方譲与金、及び国庫支出金という地方財政調整制度と、地方教育財政の財政調整制度についてその概略を紹介する。

（1）地方交付税

地方交付税とは、地方自治体の基本需要に充てるために、その用途を特定せず、一般財源にして中央政府から地方政府へ配分される移転プログラムである。地方交付税は、基本的な行政需要への財源保証と地域間の財政均等化に重要な役割を担っている。地方交付税の財源は、1999年度まで、内国税収入の13.27%であった。内国税収入とは、国税収入のうち目的税や関税を除いた所得税・法人税などの国税収入を言う。2000年度からは地方財政財源の拡充のために地方交付税の交付率が内国税収入の15%に引き上げられた。内国税収入が交付金算定の対象となっているため、目的税や関税などは交付税算出の対象から除外される。それに加え内国税のうち地方譲与金の財源となる電話税や酒税の収入も交付税算出の対象から除外されている。一方、日本の地方交付税は、所得税と酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、タバコ税の25%を財源としており⁵、その計算の仕方は異なるが、両国ともに国税収入が原資となっているのは同じである。

地方交付税の交付には、日本と同じく基準財政需要額と基準財政収入額との差額、すなわち財源不足額を基準にして、各地方公共団体に配分される。その配分を受ける地方公共団体は、広域市・道などの広域自治団体、市・郡など

の基礎自治団体である。地方交付税の11分の10は、普通交付税として配分されるが、11分の1は特別の目的のために使われる。特別交付税は、自治体の財政需要が足りないときや予期していなかった天災事変などが発生したときに交付される。図2に見るように、2000年度の地方交付税は8.4兆ウォンで、地方歳入の10.9%を占める。

（2）地方譲与金

地方譲与金は、特定の国税収入の全部や一部をその財源とし、自治体の財政基盤を拡充し、道路整備事業などを推進することによって地域の均衡発展を図るために使われる。この制度は、1990年韓国の税制発展審議会が、地方自治の本格的な実施に備え地方財政の拡充が必要であると判断し、日本の地方譲与税に類似な制度を建議したのがその始まりである⁶。同審議会は、一般財源としての地方交付税が既に存在していることを念頭に入れ、地域間の均衡発展のための特定事業について、その事業の財政需要に対応して配分することを強調した。以上のような経緯を持つ韓国の地方譲与金は、地方の社会間接資本への投資事業を支援する目的で、地域の均衡開発とその財政補填を担うために行われる特定財源として分類される⁷。

地方譲与金の財源は酒税の95%、電話税の100%、及び農漁村特別税の19/150からなる⁸。しかし、2001年9月1日より、電話税が付加価値税に統合されるため、地方譲与金の補填のため、交通税額の14.2%を譲与することとなり⁹、また2001年度より、酒税の地方譲与比率を95%から100%へ変更、2002年度より農漁村特別税の23/150となるなど、地方譲与金の改定が行われた。酒税と電話税が地方譲与金の財源となった理由は、これらの税目が地方税収の拡充のために国税から地方税への移譲対象税目として主張されてきたからではないかと考えられる。2000年、地方譲与金の規模は3.7兆ウォンで、地方歳入の4.8%を占める。

（3）国庫補助金

国庫補助金は、中央政府が特定事業の実施を地方公共団体に義務付けたり奨励したりする場合に、その執行に必要な経費の一部または全部を補助するために支出するものである。より具体的に言うと、ア)自治体が中央政府のため

⁵ 横浜商工会議所税制問題研究会（2001）『横浜商工会議所税制問題研究会答申 - 抜本的な税制改革の方向性と問題 - 』、p.11。

⁶ 日本の地方譲与税は、地方道路税（全額：揮発油が課税物件）、石油ガス税（1/2）、自動車重量税（1/4）、及び航空機燃料税（2/13）がその財源である（括弧はその譲与率）。池田篤彦編（2000、p.187）参照。

⁷ 一方、日本の地方譲与税は一般財源として分類される。韓国ではその資金の用途を包括的に指定して移転される地方譲与金と、具体的に指定して移転される国庫補助金とが、特定財源に分類される。

⁸ 農漁村特別税の課税標準は、租税減免額の20%、貯蓄減額の20%、証券取引金額の0.15%、取得税額の10%、総合土地税額（500万ウォン超過分）の10-15%、レジャー税額の20%、特別消費税額の10%（ゴルフ場入場は30%）である。財政経済部『租税概要』2002年度。

の行政機能を行うとき、イ) 地方事業を促進する必要があるとき、ウ) 国庫補助が必要であると判断されるとき、及びエ) 中央政府にも便益をもたらす事業を自治体が遂行するとき、などである。このように、国庫補助金は決まった配分公式ではなく毎年伸縮的に決定される。また各対象事業によって100%の完全補助から一部補助や定額補助まで、その基準補助率も様々である。2000年度国庫補助金は9.9兆ウォンで、地方歳入の12.8%を占める。

一方、図2に見るように、地方交付税、地方譲与金、及び国庫補助金を合わせると22.1兆ウォンで、地方歳入の28.6%を占め、地方税の26.4%より高い割合となっている。

(4) 地方教育財政における政府間財政関係

既に述べたように、韓国の場合、地方教育財政を、地方教育費特別会計という特別会計として独立的に運用している。地方教育財政は、その主な財源調達を中央政府からの移転支出に依存する構造となっている。したがって、韓国の移転財源を把握するには、(普通の)地方財政における地方交付税、地方譲与金、及び国庫補助金だけではなく、地方教育財政においても多額の財源移転が行われていることに注意する必要がある。

地方教育財政の財源移転システムの仕組みは、(普通の)地方財政のそれに倣っている。地方教育財政における財源調整制度の名前も、地方教育財政交付金、地方教育譲与金、及び国庫支援金である。これらの移転財源について説明しよう。

まず、地方教育財政交付金は、教育財政における支出目的を特定せずに、教育関連サービスを提供するための財源保証、教育財政の均等化、および標準教育サービスの需要に充てるために使われる。その財源は内国税の13% (1999年までは11.8%) となされ、地方教育財政(地方教育費特別会計)の中で、最も重要な収入源である。地方教育財政交付金は地方交付税と異なり、広域市・道などの広域自治団体を基準にその配分が行われる。

次に、地方教育譲与金についてである。韓国租税構造の特徴の一つとしては、教育税、農漁村特別税、交通税などの目的税が占める割合が高いことについては既に述べた。その目的税の一つである教育税の全額が地方教育譲与金の財源となって地方教育譲与金特別会計に繰入れられる。2000年まで一定の国税と地方税の税額が教育税の課税標準であったが、2001年より国税分の教育税を教育税(国

税)に、地方税分の教育税を地方教育税に分離して実施している。教育税(国税)の課税標準は、金融・保険業の収益金額の0.5%、特別消費税の30%、交通税の15%(2005年まで限定)、酒税の10%(酒税率が70%以上の酒類は30%)となっている⁹。教育税を財源とする地方教育譲与金は、地方教育財政交付金とは違って、教育環境の改善と教員厚生の向上のために用いられる特定財源である。しかし実際の運用においては、地方教育譲与金と地方教育財政交付金との区別が付かないのが現状である。

最後に国庫支援金(教育補助金)は国庫補助金のように、中央政府と地方公共団体が利害関係を持つ事業を対象に、その用途を特定し支給する依存財源である。教育補助金が教育関連事業の補助金に限定されるのに対して、国庫補助金はその範囲が教育以外の事業に及び。

4. 地方歳入の構成

日本の地方歳入の構成と同じく、韓国の地方歳入も、地方税や税外収入などの自主財源、中央政府からの移転財源、地方債収入からなる。韓国の行政自治部が発行する『地方財政年鑑』を用いて、地方歳入の構成がどうなっているかについて見てみよう。表1は地方公企業特別会計とその他特別会計を含む(普通の)地方財政会計の歳入に関する最近の推移をまとめたものである(しかし、地方教育費特別会計は含まれていない)。表2は特別会計を除く一般会計の最近の推移である。

表1 (普通の) 地方財政の歳入構成の推移 (韓国)

	1996	1997	1998	1999	2000
地方税	27.6	26.6	24.7	25.4	26.4
税外収入	43.8	44.5	42.5	40.7	40.9
移転収入	22.2	22.2	26.0	26.7	28.6
地方交付税	10.3	10.1	10.5	9.5	10.9
地方譲与金	4.7	4.1	4.2	4.0	4.8
国庫補助金	7.8	8.0	11.3	13.2	12.8
地方債	6.4	6.5	6.7	7.2	4.2
合計(兆ウォン)	100	100	100	100	100
	(63.1)	(69.6)	(69.1)	(73.1)	(77.2)

出所：行政自治部『地方財政年鑑』1997、1998、1999、2000、2001。

表2 一般会計の歳入構成の推移 (韓国)

	1996	1997	1998	1999	2000
地方税	38.8	36.6	33.8	34.8	35.3
税外収入	31.0	33.0	30.5	29.5	28.9
移転収入	28.6	27.7	31.7	32.5	34.4
地方交付税	14.2	13.4	13.9	12.2	14.7
地方譲与金	5.7	5.7	5.7	5.4	6.4
国庫補助金	8.6	8.6	12.2	14.8	13.3
地方債	1.7	2.6	4.0	3.2	1.4
合計(兆ウォン)	100	100	100	100	100
	(44.8)	(50.5)	(50.7)	(53.4)	(57.7)

出所：行政自治部『地方財政年鑑』1997、1998、1999、2000、2001。

⁹ 2001年は、交通税の2.4%、金額としては2、606億ウォンである。交通税の課税標準は、揮発油(630ウォン/リットル)と軽油(191ウォン/リットル)である。

¹⁰ 地方教育税の場合、地方税であった登録税、競走・馬券税(レジャー税)、住民税均等割、財産税、自動車税、タバコ消費税、及び総合土地税の一定の割合をその財源としている。

一方、日本の地方自治体の普通会計を対象として歳入構成項目の推移を見ると、表3のようになっている。

表3 普通会計の歳入構成の推移（日本）

	(%)				
	1996	1997	1998	1999	2000
地方税	34.6	36.2	34.9	33.7	35.4
税外収入	15.9	16.3	16.2	15.6	15.3
移転収入	34.1	33.4	34.2	38.1	38.2
地方交付税	16.7	17.1	17.5	20.7	22.6
地方譲与税	2.0	1.1	0.6	0.6	0.6
国庫支出金	15.4	15.2	16.1	16.8	15.0
地方債	15.4	14.1	14.7	12.6	11.1
合計（兆円）	100 (101.1)	100 (99.9)	100 (102.9)	100 (104.0)	100 (100.3)

注：1．1999年度、2000年度の地方交付税には、地方特例交付金が含まれている。

2．国庫支出金には、負担金・負担金が含まれている。

3．税外収入には、使用料・手数料、繰入金、繰越金、その他が含まれる。
出所：総務省『平成14年度版地方財政白書』第11表。

まず、各表を横断面的に見てみよう。表1の場合、2000年度地方税は26.4%、税外収入は40.9%、中央政府からの移転財源は28.6%、そして地方債収入は4.2%となっている。また表2から2000年度一般会計を対象として見ると、地方税は35.3%、税外収入は28.9%、中央政府からの移転財源は34.4%、そして地方債収入は1.4%である。表3の日本について見ると地方税は35.4%、税外収入は16.8%、移転財源は36.7%、地方債は11.1%である。

表2と3から、両国は60%以上の地方財源を中央からの移転財源や税外収入及び地方債に依存する仕組みとなっていることがわかる。その中でも韓国は日本より税外収入の割合が高く、日本は韓国より地方債への依存度が高いことが現れている。しかしこの表を解釈するとき注意が必要である。それは韓国の税外収入の中身に、本来の税外収入とは言い難い多額の繰越金などが含まれており、その額が過大となっているからである。この点についてより具体的にみてみよう。

一般会計に占める税外収入の割合を見ると、2000年度日本の自治体平均が15.3%であるのに対して韓国のそれは28.9%もあり、日本よりも韓国の方が非常に高くなっている。しかし韓国の税外収入においては、臨時的税外収入の項目として繰越金や純歳計余剰金が多く含まれている。純歳計余剰金とは地方財政収入額の推計額と実際収入額との差額を言う。便宜上繰越金と純歳計余剰金の合計を総繰越金と呼ぼう。たとえば道の場合、税外収入に占める総繰越金の割合は80.3%（2000年）にのぼる¹¹。このように税外収入の大部分を占めるのは総繰越金で、これは純粋な意味での税外収入とは言い難いものである。よって純粋な意味

での税外収入の値は表1や表2より小さくなるはずである。これについては次号で詳しく扱うことにする。

次に時系列で見ると、韓国の場合は98年の経済危機が一つの境目となっている。地方財政歳入に占める地方税の割合は、1996年27.6%（表2の一般会計では38.8%）から、経済危機があった1998年には24.7%（同33.8%）に下がっており、回復の軌道に乗った2000年には26.4%（同35.5%）に上昇する。これに対して、地方財政歳入に占める移転収入の割合は1996年22.2%（同28.6%）から1998年には26.0%（同31.7%）に上昇し、2000年には28.6%（同34.4%）まで上昇する。特に、地方財政歳入に占める国庫補助金の割合が1996年7.8%（同8.6%）から1998年11.3%（同12.2%）に急に上昇して、その後も高い水準が維持されていることがわかる。

以上より、韓国の地方税が安定的でない（経済変動に影響を受けやすい）こと、経済危機による地方財政の不安定性を国の特定補助金を用いて対応してきたことが言えよう。また、よく言われるように補助金の下方硬直性も伺うことができる。このように国に対する依存は年々高くなっており1995年に施行された地方自治の趣旨と逆行しているように見える。地方債の動きは、経済危機が起きた1998年と翌1999年に依存度が高くなっているが2000年からはもとに戻っている。

日本の場合については、移転収入と地方債の動きが目立つ。近年、移転収入は増加傾向にあり、その中でも地方交付税の増加が著しい。その反面、地方債の割合は1998年から減少している。日本の地方債の場合、事実上国が保証してことを考慮すると、両国とも中央に対する依存度が高いことが共通点と言えよう。

歳入の構成において、日本と韓国が特に異なるのが地方債への依存度である。2000年度日本の自治体平均の地方債依存度は11.1%であるが、韓国のそれは比較的低い。表1を見ると（普通の）地方財政の歳入に占める地方債の割合は、1996年6.4%、2000年4.2%に過ぎない。また表2を見ると、一般会計に占める地方債の割合は1997年1.7%、2000年1.4%に過ぎない。この数値より、韓国の地方債の発行は一般会計よりも、主に特別会計において行われていることがわかる。

¹¹ 行政自治部（2001）『地方財政年鑑』。最近、総繰越金を純歳計余剰金と繰越金とに区別して計上している。

参考文献

- Kook, Joong-Ho (2001), "A Comparative Study of Tax Systems between Korea and Japan" *The Korean Journal of Public Finance*, The Korean Society of Public Finance. 15-2, 251-286.
- Moon, Chang-Soo (1999), eds. *Local Government in Korea*, Korea Local Authorities for International Relations.
- 安鍾錫 (1997) 『地方税外収入の現状と政策示唆点』 韓国租税研究院。
- 横浜商工会議所税制問題研究会 (2001)
『横浜商工会議所税制問題研究会答申 - 抜本的な税制改革の方向性と問題 - 』 4月。
- 加藤治彦編 (2001) 『図説日本の財政』 東洋経済新報社。
- 韓国銀行 (各年) 『経済統計年報』。
- 韓国都市行政研究所 (2000) 『地方行政区域年鑑』。
- 韓国統計庁、 <http://www.nso.go.kr/>
- 鞠重鎬 (2000) 「韓国の地方債制度について」 『地方債月報』 第249号 (4月) 地方債協会、 pp.34-41.
- 教育部 (各年) 『教育統計年報』。
- 経済企画庁 (各年度) 『国民経済計算年報』。
- 呉然天 (1993) 『韓国地方財政論』 博英社。
- 行政自治部 (各年) 『地方財政年鑑』。
- 国税庁 (各年) 『国税統計年報』。
- 財政経済部 『財政金融統計』 2001、1/4半期。
- 財政経済部 『租税概要』 2000、2001。
- 自治省財政課編 (各年) 『地方財政要覧』、財団法人地方財政協会。
- 総務省編 (2002) 『地方財政白書』 財務省印刷局。
- 大蔵省 (財務省) (各年度) 『財政金融統計月報』 (租税特集)。
- 地方財務協会 (2001) 『地方財政統計年報』 平成12年度。
- 地方分権推進委員会 (2001)
『地方分権推進委員会最終報告 分権型社会の創造：その道筋』 6月14日。
- 池田篤彦編 (2000) 『図説日本の税制』 財経詳論社。
- 林宜嗣 (2000) 『地方財政』 有斐閣。

Local Public Finance and Intergovernmental Transfers in the ROK (Summary)

Joong-Ho Kook

Associate Professor, Faculty of Economics and Business Administration
Yokohama City University

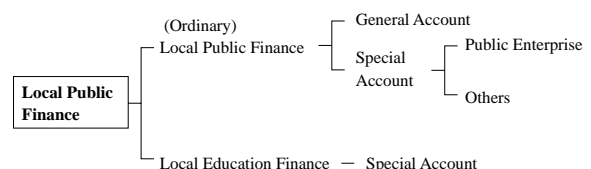
Jung-Wook Shim

Graduate School of Economics, Hitotsubashi University

1. The Characteristics of Local Public Accounts

Local public accounts in the ROK consist of one general account (GA) and two special accounts (SA), the latter being a special account for local public enterprises and another special account. Let us call the sum of these three accounts 'ordinary' local public finance, which is ultimately controlled by the Ministry of Government Administration and Home Affairs (MGAHA). However, local education finance is dealt with separately from 'ordinary' local public finance, in the form of a special account for local education under the control of the Ministry of Education. This separation of the administration of 'ordinary' local public finance and local education finance is a characteristic of local public finance in the ROK. Figure 1 expresses the situation in the form of a diagram.

Figure 1 Types of Account in Local Public Finance



2. Intergovernmental Transfers

Almost all central government revenues derive from national taxes, which consist of such internal taxes as individual income tax, corporate income tax, and valued-added tax. The combined revenue from three earmarked taxes - transportation tax, education tax, and special tax for rural development - accounted for 17.2% of national tax revenues in 2000. General and earmarked taxes are a major

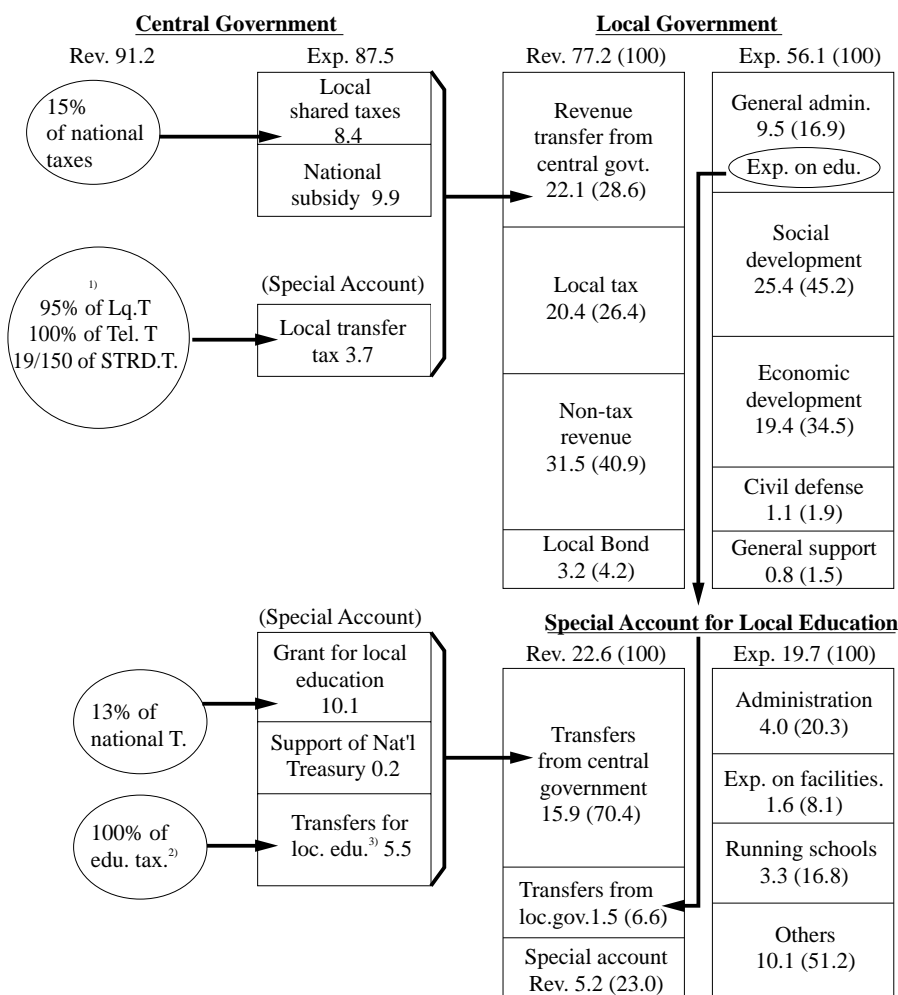
source of revenue for transfers to local governments.

There are three types of transfer from the central government to local governments: local shared tax, local transfer tax and national subsidies. Local shared tax is an unconditional grant while local transfer tax and national subsidies are conditional grants. There are also three types

of transfer in local education finance: financial grants for local education, transfers for local education, and national treasury support. These three types of transfer correspond to local shared tax, local transfer tax, and local subsidy, respectively. Figure 2 outlines the allocation criteria for transfers in greater detail.

Figure 2 Intergovernmental Fiscal Relations (2000)

Trillion Won (%)



1) 95% Lq.T., 100% Tel. T., and 19/150 of STRD refer to 95% of revenue from liquor tax, 100% of that from the telephone tax, and 19/150 of revenue from the special tax for rural development, respectively.

2) The tax bases and tax rates of education tax are described in the section explaining local education finance.

3) Transfers for local education also include 0.6 trillion Won of grants for improving the educational environment.

Sources: Ministry of Government Administration and Home Affairs, *Financial Yearbook of Local Government* 2001.

Ministry of Finance and Economy, *Tax Summary (Josegaeyo)*, 2000, 2001, 2002.

1) Local Shared Tax

The local shared tax promotes fiscal equalization and provides fiscal support for local governments in the form of a general grant. The size of the grant has been increased to 15% of the internal tax revenues of the central government. Ten-elevenths of it is used for ordinary purposes, while one-eleventh is designated as being for special purposes. However, the central government provides additional grants if the 15% is not enough to fulfill the expenditure requirements of local governments.

The term 'local allocation tax' is also used in Moon (1999) and the Statistical Yearbook of Local Government,

instead of local shared tax. Central government distributes the special local shared tax to local governments when the ordinary local shared tax is insufficient to meet the fiscal needs of local governments, or unexpected fiscal needs arise due to disasters.

2) Local Transfer Tax

The local transfer tax was introduced in 1991 to support certain local government projects: road improvements, regional development, water quality improvements, and the education of young people. This transfer tax is financed by 95% of liquor tax revenue, 100%

of telephone tax revenue, and 19/150 of the revenue from the special tax for rural development. The central government adjudicates on whether projects are eligible to receive local transfer tax.

3) National Subsidies

National subsidies are conditional grants transferred to local governments for specific purposes. Laws such as the Local Public Finance Law and the Law on the Budgeting and Management of Subsidies prescribe the specific purposes for which national subsidies may be used. For example, these subsidies are provided when a local government implements some administrative functions on behalf of the central government, needs to promote local business, and carries out a project that is also beneficial to the central government.

4) Local Education Finance

While the MGAHA deals with ordinary finance for all local governments as a whole, the Ministry of Education controls finance for local education (special account for local education). Even so, the transfer system in local education finance follows almost the same pattern as that for ordinary local public finance. Financial grants for local education, transfers for local education, and the support of national treasury correspond to local shared tax, local transfer tax, and local subsidy, respectively. Transfers to local education finance are confined to upper-level local governments, i.e. Seoul special metropolitan city, other metropolitan cities, and provincial governments, in which local education finance is separate from ordinary local public finance. In other words, the decentralization of local education finance is not established in lower-level local government.

Grants for local education take the form of general grants for education, the purpose of which is not specified. 13% of internal taxes are transferred to this special account. As shown in Figure 2, transfers for local education are financed from 100% of education tax revenue for the purpose of improving education and the welfare of teachers.*

In spite of the existence of transfers for education with specific purposes, in practice, the special account for local education operates in such a way that these transfers for a purpose are not distinguished from financial grants for local education.

3. Revenue Structure in Brief

Local governments not only have transfer revenues but also their own revenues. Local governments issue local bonds and manage some local public enterprises as a special account. Let us take a look at the local revenue items. Table 1 presents revenue items which both exclude and include local education finance.

Table 1 Revenue Structure of Local Government (2000)

	Amounts	%
Transfer revenues from central government	28.6	
Local shared tax	10.9	
Local transfer Tax	5.0	
National subsidy	12.8	
Local tax	26.4	
Non-tax revenue	40.9	
Local bond	4.2	
Total	100	

Sources: Ministry of Government Administration and Home Affairs, *Financial Yearbook of Local Government*, 2001.

As shown in Table 1, the shares of 'ordinary' local revenue in 2000 accounted for by transfer revenue, local tax revenue, non-tax revenue, and local bonds were 28.6%, 26.4%, 40.9%, and 4.2%, respectively. Judging from this, one may be tempted to assume that local governments in the ROK have high revenues of their own. One should be cautious, however, with regard to the characteristics of and practices relating to tax and non-tax revenues. Carried-over items in non-tax revenue actually include many transfers, something that will be explained in detail in the next edition of this report. The share of transfer revenue in total revenue is higher because local education finance is more reliant on transfer revenue from the central government than ordinary local public finance. This implies that local governments are more highly dependent on transfers than would seem to be the case from the values shown in Table 1.

* The structure of education tax is very complicated. The tax base and tax rate of education tax consist of various revenues from national and local taxes. Its tax bases (basic tax rate in parenthesis) are gross receipts from banking and insurance businesses (0.5%), plus revenue from the following taxes: liquor tax (10%), special excise tax (30%), resident tax (10%), registration tax (20%), horse race tax (50%), property tax (20%), aggregate land tax (20%), automobile tax (30%), tobacco consumption tax (40%), and transportation tax (15%). Ministry of Finance and Economy, Korean Taxation, 2001.

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた¹。これを受けて、本誌上において、これまで改正後の海外直接投資制度の概況、海外直接投資企業の類型と特徴、北朝鮮と中華人民共和国（以下、中国とする）の海外直接投資制度の比較について取り扱ってきた。

北朝鮮の対外経済関係法のうち、合弁法とそれに関連する規定、外国人投資企業と外国人の税金に関する法規は、1980年代中盤に制定され、その他の多くは、1991年末の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の制定以後、1995年ころまでに立法された。

今回はこれらの法規の中から、海外直接投資に直接的関連を持つ、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税金法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘することとする。

1. 外貨管理法

外貨管理法は、北朝鮮における外貨の取り扱いを総合的に規定する法律として、1993年1月に制定され、1999年2月に改正されている。この法律の目的は、「外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことにあり、北朝鮮の対外経済関係拡大の目的を象徴的に表している。外貨管理法には、外貨で規定する外貨とは、「転換性のある外国貨幣」等が属し（第3条）、決済に使用できる外貨は「外貨管理機関が定めた外貨」と外貨管理機関の承認を受けた場合に、「定められた外貨以外の外貨」である（第8条²）。また、国内での外貨現金の流通は

禁止されており（第6条）、公民の外貨保有は国家の定めた範囲内のみとされている（第15条）。

直接投資で設立された、合弁、合作、外国人企業と外国企業の支店は「外貨管理機関との合意の下に共和国の銀行に口座を開くことができ」、「必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる」（第18条）。非居住者取引は、羅先経済貿易地帯にある銀行に限って、外貨管理機関の承認の下に行うことができる（第19条）。

外貨現金や外貨有価証券、貴金属の持ち込みには、制限はないが（第22条）、持ち出しは入国時に税関申告書で明らかにした金額に限られる（第23条）。ただし、羅先経済貿易地帯では、外貨現金と外貨有価証券を許可文書または税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができることになっている（第24条）。外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までに限って共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる（第28条）。

制裁として予定されているのは、罰金と不法に取引した外貨および物の没収、銀行取引の停止である（第29条）。また、重大な違反には、「情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。」（第31条）との規定があるが、実際にどのような責任追及がなされるかは明らかではない。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更だけで、内容上の変更はない。なお、改正前の外貨管理法には施行規定が存在したが、2001年に発行された法規集には、施行規定は掲載されていない³。

2. 外国投資銀行法

外国投資銀行法は、1993年11月に制定され、1999年2月

¹ 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINAREPORT』第48号(2002.10)15~19頁を参照。

² 前者にはユーロ、日本円などのいわゆるハードカレンシーが、後者には人民元、ルーブルなどが含まれる。筆者が2002年9月に見た平壤の普通江ホテルの外貨両替所のレート表示でも人民元は、ハードカレンシーのあとに列挙されており、ルーブルは表示されていなかった。

³ 2002年9月に訪朝した際、現地の法学者に多くの法律の施行規定を含む行政法規が新しい法規集に収録されていないことについて関連して、それらが廃止されたのか、それとも有効なのかについて質問を行った。質問に対して、これまで制定された行政法規の多くは有効で、新しい法規集に収録されていないのは、法改正に伴う字句上の修正中であるからだという説明があった。これに対して、北朝鮮において、投資条件の詳細は施行規定によって規定されていることが多く、これを同時に改正し、法規集に掲載しないのは、外国の投資家にとって、北朝鮮の投資条件を知る手段が限られてしまうと反論したところ、旧規定の内容はほとんどそのまま受け継がれるため、それほど神経を使う必要はない、紙事情も悪いので、たびたび法規集を出版することは難しいという答えが返ってきた。確かに、北朝鮮国内の紙事情が悪いことは事実で、外国に出せる紙質の出版物を作るのは大変だろう。しかし、中国やベトナムなど周辺国の情報提供体制が北朝鮮のそれをはるかに上回っている状況の中で、投資誘致のための情報提供、法的透明性の拡大は急務である。インターネットや電子出版物で情報提供を行うなど、情報提供手段の多角化、高度化によって、紙事情は回避することができるし、北朝鮮にはそれを行うことができるだけの技術力もある。問題は、そのような力量を活用できない北朝鮮の現実であり、これは北朝鮮投資に対する魅力をも失わせてしまう。投資誘致のために、力量を集中できるシステムの構築が望まれる。

に改正された。この法律は、合併銀行と外国銀行、外国銀行支店を設立することを許すことにより、「世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことを目的としている。このうち、合併銀行は全領域で設立することが可能だが、外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる（第2条）。この法律では、第2章で外国投資銀行の設立及び解散を規定し、第3章で外国投資銀行の資本金及び積立金、第4章で外国投資銀行の業務及び決算、第5章で制裁及び紛争解決を規定している。

北朝鮮で外国投資銀行が行うことのできる業務は、1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金、2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引、3.外国為替業務、4.外貨投資、5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証、6.外貨送金、7.輸出入物資代金決済、8.非居住者間の取引業務、9.外貨有価証券の売買、10.信託業務、11.信用調査及び相談業務などである（第23条）。自己資本金は「債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上」保有することが義務づけられている。（第20条）。投資優遇として、1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減。2.北朝鮮の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除、3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金の免除することを定めている。法違反への制裁としては、罰金、営業中止が予定されている。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更のほか、この法律の制定趣旨が追加された（第7条）ことにとどまっており、内容上の変更はない。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

3. 土地賃貸法

土地賃貸法は、「外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立すること」（第1条）を目的とする、直接投資に関連する土地の賃貸、利用を規定する法律である。羅津・先鋒自由経済貿易地帯が1991年末に設置され、外国からの投資に伴う土地の利用を円滑に行うために、1993年10月に制定された。羅先経済貿易地帯だけでなく、全国的に通用する法律である。

国家が土地を所有する北朝鮮において、直接投資を行う当事者は、土地を所有するのではなく、賃貸することによって利用することになっている。海外直接投資関連の基本法である『外国人投資法』では、「外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する」（第15条）することが規定されており、土地賃貸法は、この規定を具体化するための立法であるといえる。

土地賃貸法では、第1章で土地賃貸法の基本原則を定め、第2章で土地の賃貸方法、第3章で土地利用権の譲渡及び抵当、第4章で土地の賃貸料、第5章で土地利用権の返還、第6章で制裁及び紛争解決を規定している。土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下に行うことになっているが、土地賃貸借契約は、道（直轄市）人民委員会または羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する（第4条）。ただし、土地を出資することにより、合併、合作を行おうとする国内企業は「企業所所在地の道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる」（第5条）との規定がなされている。賃借した土地の利用権は、賃借者の財産権となり（第7条）、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転貸借、贈与、相続）したり、抵当に入れたりすることができる（第15条）。

土地の賃貸は、協商の方法を原則とし、羅先経済貿易地帯では、入札と競売の方法も許容されている（第9条）。土地の賃貸にかかる費用としては、土地賃貸料と土地開発費がある。前者は、土地利用権を移転する価格と土地を利用する価格に分けて規定されており（第28条）、後者は土地整理、道路建設、上下水道、電気、通信、暖房設備などインフラ建設に要した費用が含まれる（第29条）。推奨部門と羅先経済貿易地帯に投資する場合には、土地使用料を10年まで軽減または免除することができる規定も置かれている（第33条）が、土地開発費が免除されるという規定はない。北朝鮮において土地使用料は、インフラ建設に要した費用を外国の投資者に支払わせることを前提とした体系となっており、土地開発費の方が土地使用料より高額になる可能性もあるので、諸外国との比較を行う時には、注意が必要である。

土地賃貸法も、他の多くの対外経済関係法と同じく、1999年2月に改正された。主要な変更点は、従来羅津・先鋒自由経済貿易地帯にあった一部の投資案件に対する許認可権がすべて中央政府に集中された結果として、土地賃貸に対する承認権が中央政府に一本化されたこと（第4条）⁴、

⁴ ただし、契約の締結は、各道（直轄市）羅先市の人民委員会と行うことになるため、中央政府の承認だけでなく、現地の地方政府との調整も行わなければならないのは、以前と同じである。

土地賃貸料を延滞した場合の延滞料が1日あたり土地使用料の0.1%であったものが、0.2%になったことがあげられる。また、改正前の土地賃貸法には詳細な施行規定が存在したが、今回の改正後に出版された法規集には、施行規定は含まれてはいない。今後、新たな施行規定が発表されるであろうが、土地賃貸に関する手続については、そちらを参照する必要がある。

4. 外国投資企業及び外国人税金法

外国投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合弁会社所得税法と外国人所得税法が集約されて、1993年1月に現在の名称となったものである。この法律は、1999年2月に改正された後、2001年5月にも改正が行われている。ここでは、1993年1月に制定されたものと、2001年5月に改正されたものを比較して検討することにする。

この法律は、「本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。」(第6条)と、直接投資を行う企業のほか、外国企業の支店や営業所、北朝鮮で働く外国人の税金について総合的に規定する。第1章で外国投資企業及び外国人税金法の基本、第2章で企業所得税、第3章で個人所得税、第4章で財産税、第5章で相続税、第6章で取引税、第7章で営業税、第8章で地方税、第9章で制裁及び申訴を規定している。

企業所得税の課税対象は、「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得」(第8条)である。また、北朝鮮の法人である外国人投資企業については、全世界所得が課税対象となる。税率は、決算利潤の25%(羅先経済貿易地帯では14%、特別な推奨部門では10%)である(第9条)。配当、利子、賃貸、特許料使用料等に対する企業所得税率は、20%(羅先では10%)である(第10条)。また、有利な資金提供、推奨部門、羅先経済貿易地帯に設立された企業などに対する優遇税制(第15条)、利潤の再投資に対する優遇(第16条)についても規定している。

個人所得税の課税対象者は、「共和国領域内で所得を得た外国人」と「共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人」であり、前者は北朝鮮で得た所得に対して、後者は全世界所得に対して、個人所得税を納めなければならない。個人所得税の税率は、労働報酬に対しては、所得

に応じた累進課税となっており、5~30%である。利子、配当、固定資産賃貸、知的所有権およびノー・ハウの提供に対しては20%、贈与は所得が1万ウォン以上の場合2~15%、財産販売に対しては25%となっている。

財産税とは、「共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機」に対して課税される税金である。羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税が5年間免除される(第25条)。財産税の税率は、居住地の財政機関に登録した価格(評価価格)の1~1.4%となっている(第28条)。

相続税は、「共和国領域内にある財産」を相続する場合と、「共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合」に課税される。税率は、当該相続財産を相続するときの価格から被相続人の債務を清算した残りの金額の6~30%である(第31条)。

取引税とは、生産部門の外国投資企業が生産物の販売収益金に対して課する税金である(第37~38条)。税率は、生産物販売額の1~15%である。輸出商品については、輸出が制限されているものを除き免除、羅先経済貿易地帯では、50%の軽減措置がある(第39条)。

営業税とは、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養(飲食)、娯楽、衛生便宜等のサービス部門と建設部門のサービス収入と建設物引渡収入に対して課される税金である(第43~44条)。税率は、当該収入金の2~10%である(第45条)。羅先経済貿易地帯においては、商業、給養業、娯楽業以外の業種について、50%の軽減措置がある(第48条)。

外国投資企業および外国人が納付すべき地方税には、都市経営税と自動車利用税がある。前者は、「公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するため」(第50条)である。税率は、外国投資企業の月労働賃金総額または居住する外国人の月収入額の1%である。自動車利用税は、自動車の利用に対して年間20~220ウォンである⁵。

この法律に対する違反への制裁としては、延滞料(1日当たり、0.3%)、罰金が規定されており、「重大な結果を引き起こした場合」には、行政的または刑事的責任も予定されている。また、紛争解決手段としては、申訴と訴訟が予定されている。ただし、民事訴訟法には訴訟当事者として、予算制の国家機関は含まれていないため、財政機関との意見相違等の紛争が発生した場合の訴訟手続の詳細は不明である。

1993年に制定された条文と、2001年に改正された条文とを比較すると、(1)営業税が新設され、サービス部門およ

⁵ 2002年7月の物価、賃金の改定以降、この金額がどのようになったかは不明である。

び建設部門に対しては取引税ではなく、営業税を課税することになったこと、(2)旧条文では、付録で詳細に税率を規定していたのが、新条文では税率の幅を規定するのみとなり、実際の税額は別に規定をおくことになったこと⁶、(3)地方税のうち、登録免許税の規定がなくなったこと、(4)企業所得について「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の」と例示が行われたこと、(5)「工業所有権」が「知的所有権」になったことなどがあげられる。また、税率も旧条文の付録で規定されているものよりも、新条文の方が高くなっているものが多い。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

5. 環境保護法

環境保護法は、1986年4月に制定され、1999年3月に改正された、環境保護についての国家の総合的な方針を規定している法律である。第1章で環境保護法の基本原則、第2章で自然環境の保存及び造成、第3章で環境汚染防止、第4章で環境保護に対する指導統制を規定している。第1章では、公害を防ぐための予防対策を重視し(第4条)都市や農村の建設、工場、企業所をはじめとする産業施設の配置において環境保護対策を講じること(第3条)を規定している。また、「国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。」と(第8条)環境分野での国際協調を規定している。

第2章では、自然環境の保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区と特別保護区を置くことを規定している(第11条)。また、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定めて(第18条)自然保護についての啓蒙を行うことを規定している。

第3章では、工場、企業所などに対する環境汚染防止対策について規定すると同時に、都市における環境整備、上下水道の整備、船舶による汚染物質の投棄の禁止、都市計画における工業地区と住宅地区の分離など、幅広い分野について広く浅く規定を行っている。

第4章では、環境保護行政に関する規定と、この法律の規定に反した場合の制裁措置が規定されている。制裁措置としては、工場などの操業停止、当該建物、施設物の撤収、違法行為に利用された物資および金銭を没収、また破壊さ

れた環境の原状回復が例示されており、その他情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる旨の規定がある。

1999年の改正では、旧規定の第4章「環境保護に対する指導管理」、第5章「環境被害に対する損害補償及び制裁」が統合され、「環境保護に対する指導統制」となり、環境保護秩序違反により損害を被った企業や公民の損害賠償請求権が削除されている。また、上下水道の整備について「飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。」(第25条)と水質基準の遵守を強調した内容に変更されている。また、13年間の法律の運用を反映して、漠然とした環境保護規定から、排出基準等の基準値の遵守を基本とする規定と変化している。さらに、この間の国際関係の変化を反映して、「わが国に友好的に接するすべての国」との交流、協力から、一般的な「外国及び国際機構」との交流、協力を行うように規定が変更されている。

おわりに

以上、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税金法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。1999年以降の改正は、1998年憲法改正に伴う国家機関の改編を反映した字句の修正、羅先経済貿易地帯に付与されていた投資案件の承認権の中央への返上、これまでの法運用経験の反映が内容の中心となっている。

今回の改正を見る限り、対外経済関係法に関しては、環境の変化に伴って、法規を逐次改正していく流れが北朝鮮においても定着したと考えられる。投資環境の透明性確保という点から、この流れは評価できる。ただし、今回の改正後に出版された法規集には、改正前の法律に存在した施行規定が掲載されていない。現在、改正作業が進んでいるようであるが、重要な手続規定が多く規定されている施行規定が法規集から落ちてしまうという事実は、外国の投資家が何を必要としているかを、北朝鮮の投資促進にあたる当事者がしっかりと認識していないのではないかという疑いを抱かせる。魅力ある投資環境を作るには、積極的に投資環境に関する情報を公開し、リスクを含めた投資環境の全貌が外国の投資家にわかるようにするシステムを樹立することが必要である。

⁶ 現在北朝鮮で発行されている法規集には、以前は存在した税率の詳細を規定する施行規定は含まれていないので、投資環境の透明性の観点からは後退だと指摘せざるを得ない。新条文に対応した施行規定の早期の公表が必要である。

資料（筆者による翻訳）

1.朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法

チュチェ82（1993）年1月31日 最高人民会議常設会議決定第27号として採択

チュチェ88（1999）年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外貨管理法の基本		第一章 外貨管理法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。
2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。	2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。
3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、その他外貨資金及び装飾品でない金、銀、白金及び国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。	3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、外貨資金、装飾品でない金、銀及び白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。
4	国家は、外貨管理機関を通じて共和国領域内で取り引きされる外貨を掌握して管理する。	4	国家は、外貨管理機関を通じて外貨を掌握して管理する。
5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。
6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。	6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。
7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。	7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。
8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定める。外貨管理機関の承認を受けて定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。	8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定めた外貨とする。外貨管理機関の承認を受けて、定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。
9	朝鮮民主主義人民共和国領域内で合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。	9	合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。
10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び朝鮮同胞にも本法を適用する。
第二章 外貨の利用		第二章 外貨の利用	
11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引	11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引
12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。	12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。
13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。	13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。
14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。	14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。
15	共和国公民は、外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。	15	共和国公民は、合法的に得た外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。
16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。	16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。
17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。	17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。
18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
19	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	19	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。	20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。
21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。	21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。
第三章 外貨の搬出入		第三章 外貨の搬出入	
22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。	22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。	23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。
24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。	24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。
25	自由経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。	25	羅先経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。
26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。	26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。
27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。	27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。
28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。	28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。
第四章 制裁		第四章 制裁	
29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。	29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。
30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。	30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。
31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民は、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負う。	31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民には、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。

2. 朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法

チュチュエ82(1993)年11月24日 最高人民会議常設会議決定第42号として採択

チュチュエ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外国投資銀行法の基本		第一章 外国投資銀行法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。
2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、自由経済貿易地帯にのみ設立することができる。	2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる。
3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。	3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。
4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。	4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。
5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法及び規定に従い行う。	5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法規に従い行う。
6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。	6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、共和国領域内に投資し、銀行を設立運営することができる。	7	本法は、外国投資銀行の設立、運営、解散と関連する原則及び秩序を規制する。
第二章 外国投資銀行の設立及び解散		第二章 外国投資銀行の設立及び解散	
8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。	8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。
9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。	9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。
10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理成員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理成員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。	12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。
13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)行政経済委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)人民委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。	14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。
15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。	15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。
16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。	16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。
17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。	17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。
第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金		第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金	
18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する転換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する転換性外貨で保有しなければならない。	18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する転換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する転換性外貨で保有しなければならない。
19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。	19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。
20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。	20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。
21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。	21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。
22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、外国投資銀行が定める。	22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、自身で定める。
第四章 外国投資銀行の業務及び決算		第四章 外国投資銀行の業務及び決算	
23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務	23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務
24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。	24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。
25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かなければならない。	25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かなければならない。
26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。	26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。
27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。	27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。
28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、国外に無税で送金することができる。	28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、共和国領域外に無税で送金することができる。
第五章 制裁及び紛争の解決		第五章 制裁及び紛争解決	
29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出しなかったり、事実反して作成、提出した場合	29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替し、又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害し、又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出せず、又は事実反して作成、提出した場合

旧条	旧条文	新条	新条文
30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。	30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。
31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。	31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。
32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。	32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続で解決する。

3.朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法

チュチェ82(1993)年10月27日 最高人民会議常設会議決定第40号として採択

チュチェ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 土地賃貸法の基本		第一章 土地賃貸法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序の確立することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立することに寄与する。
2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、本法に基づき土地を借り受けて利用することができる。	2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。
3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。	3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。
4	土地の賃貸は、国土管理機関が統一に行う。 自由経済貿易地帯での土地の賃貸は、地帯当局が行う。	4	土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下で行う。 土地賃貸借契約は、道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する。
5	合併企業、合作企業に土地を出資する共和国の機関、企業所、団体は、国土管理機関の承認を受けて土地利用権を有することができる。	5	合併企業、合作企業に土地を出資しようとするわが国の機関、企業所、団体は、企業所所在地の道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる。
6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。	6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。
7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。	7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。
8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。	8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。
第二章 土地の賃貸方法		第二章 土地の賃貸方法	
9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。自由経済貿易地帯内では、入札及び競売の方法で行うことができる。	9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。羅先経済貿易地帯内では、土地賃貸を入札及び競売の方法でも行うことができる。
10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態	10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態
11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請文書を土地賃貸機関に提出する。 2.土地賃貸機関は、土地利用申請文書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地賃貸機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地賃貸機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。	11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請文書を土地を賃貸する機関に提出する。 2.土地を賃貸する機関は、土地利用申請文書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地を賃貸する機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地を賃貸する機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。

旧条	旧条文	新条	新条文
12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地賃貸機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。</p> <p>2.土地賃貸機関は、応札対象者に入札文書を販売する。</p> <p>3.土地賃貸機関は、入札と関連した商談を行う。</p> <p>4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。</p> <p>5.土地賃貸機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。</p> <p>6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び建設及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。</p> <p>7.土地賃貸機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。</p> <p>8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地賃貸機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。</p> <p>9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。</p> <p>10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金は返還しない。</p>	12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地を賃貸する機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。</p> <p>2.土地を賃貸する機関は、応札対象者に入札文書を販売する</p> <p>3.土地を賃貸する機関は、入札と関連した商談を行う。</p> <p>4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。</p> <p>5.土地を賃貸する機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。</p> <p>6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び建設及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。</p> <p>7.土地を賃貸する機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。</p> <p>8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地を賃貸する機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。</p> <p>9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。</p> <p>10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金を返還しない。</p>
13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地賃貸機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。</p> <p>2.土地賃貸機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。</p> <p>3.落札者は、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。</p>	13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地を賃貸する機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。</p> <p>2.土地を賃貸する機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。</p> <p>3.落札者は、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。</p>
14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地賃貸機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>	14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地を賃貸する機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>
第三章 土地利用権の譲渡及び抵当		第三章 土地利用権の譲渡及び抵当	
15	<p>土地賃借者は、土地賃貸機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転賃借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>	15	<p>土地賃借者は、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転賃借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>
16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転賃借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>	16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転賃借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>
17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>	17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>
18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。</p> <p>2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地賃貸機関に提出して承認を受ける。</p> <p>3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該国土管理機関に土地利用権名義変更登録を行う。</p>	18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。</p> <p>2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地を賃貸する機関に提出して承認を受ける。</p> <p>3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該中央国土環境保護指導機関に土地利用権名義変更登録を行う。</p>
19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地賃貸機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>	19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地を賃貸する機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>
20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転賃借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転賃借申請書を土地賃貸機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>	20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転賃借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転賃借申請書を土地を賃貸する機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>
21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>	21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>
22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>	22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>
23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、当該国土管理機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>	23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、土地を賃貸した機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>
24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>	24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>
25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>	25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。	26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。
27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。	27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。
第四章 土地の賃貸料及び使用料		第四章 土地の賃貸料	
28	土地賃借者は、土地賃貸機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権の価格である。	28	土地賃借者は、土地を賃貸する機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権を移転する価格及び土地を利用する価格である。
29	土地賃貸機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。	29	土地を賃貸する機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。
30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地を賃貸する機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。	30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地賃貸機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。
31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。	31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。
32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.1%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。	32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.2%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。
33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び自由経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。	33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び優先経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。
第五章 土地利用権の返還		第五章 土地利用権の返還	
34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地賃貸機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。	34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地を賃貸した機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。
35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。	35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。
36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6カ月前に、土地賃貸機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。	36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6カ月前に、土地を賃貸した機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。
37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地賃貸機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。	37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地を賃貸した機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。
38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地賃貸機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6カ月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。	38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地を賃貸した機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6カ月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。
第六章 制裁及び紛争解決		第六章 制裁及び紛争解決	
39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。	39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。
40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。	40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。
41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関より一級上の機関に申訴、請願し、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。	41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関の上級機関に申訴を行い、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。
42	土地の賃貸又は賃貸した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	42	土地の賃貸又は賃貸した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合は、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

4.朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法

チュチェ82(1993)年1月31日 最高人民会議常設会議決定第26号として採択

チュチェ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

チュチェ90(2001)年5月17日 最高人民会議常任委員会政令第2315号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本		第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。
2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。務登録、変更、取消手続を行う。外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及びではない外国企業が属する。	2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税外国投資企業には、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及び共和国の法人共和国の法人ではない外国企業が行う。
3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。	3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。
4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。
5	外国投資企業及び外国人の税金納付状況に対する監督統制事業は、財政機関が行う。	5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。
6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。
7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した協定で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。	7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。
第二章 企業所得税		第二章 企業所得税	
8	外国投資企業は、共和国領域内で企業活動を行って得た所得並びにわが国内で得た利子所得、企業活動を行って得た所得並びに利子所得、配譲渡所得、工業所有権、ノー・ハウ、経営と関連したサービスを提供して得た所得をはじめとした企業の所得に対し企業所得税を納めなければならない。外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。	8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、財産当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。
9	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。	11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。
10	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。	12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。
11	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。 予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、清算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。	13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。 予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。
12	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。自由経済貿易地帯に設立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。	9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門及び資源開発並びにインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は、10%とする。
13	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとしたその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。自由経済貿易地帯では、10%の税率を適用して計算する。	10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。
14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。

旧条	旧条文	新条	新条文
15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行が共和国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2.奨励部門及び自由経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3.サービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4.自由経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。	15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2.奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3.羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4.羅先経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。
16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。	16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。
第三章 個人所得税		第三章 個人所得税	
17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。	17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。
18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得 2.配当所得 3.工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得 4.利子所得 5.賃貸所得 6.財産販売所得 7.贈与所得 8.個人企業所得	18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得 2.利子所得 3.配当所得 4.固定資産賃貸所得 5.財産販売所得 6.知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7.経営と関連したサービス提供による所得 8.贈与所得
19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬による所得税は、月労働報酬額が2,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には本法付録1で定めた通りとする。 2.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得による所得税率は20%とする。 3.贈与所得による所得税率は本法付録2で定めた通りとする。 4.財産販売所得、個人企業所得による所得税率は25%とする。	19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1.労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5~30%とする。 2.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3.贈与所得に対する個人所得税は所得が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2~15%とする。 4.財産販売所得に対する所得税率は25%とする。
20	労働報酬による個人所得税は、本法付録1で定めた超過累進税率を適用する方法で計算する。	20	労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法で計算する。
21	配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、贈与による所得、財産販売所得、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。	21	配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。
22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。	22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。
23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、輸送料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。	23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。
24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1.労働報酬による所得、利子所得による個人所得税は、収益金を支払う単位が翌月の15日以内に、所在地の財政機関に控除納付する。共和国の銀行にした貯蓄性預金及び自由経済貿易地帯内にいる非居住者間の取引を対象とする銀行にした預金による利子は、個人所得税を納付しない。 2.財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得による個人所得税は、四半期終了翌月の10日以内に、収益金を支払う単位が当該財政機関に控除納付し、又は収益者が申告納付する。	24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1.労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2.財産販売所得、贈与所得による個人所得税は四半期翌月の10日以内に、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は翌月の15日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。
第四章 財産税		第四章 財産税	
25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。自由経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。	25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。 羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。

旧条	旧条文	新条	新条文
26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。	26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。
27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。	27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。
28	財産税の税率は、本法付録3で定めた通りとする。	28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。
29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。	29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。
30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。	30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。
第五章 相続税		第五章 相続税	
31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。	31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。
32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。	32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。
33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。	33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。
34	相続税の税率は、本法付録4で定めた通りとする。	34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。
35	相続税は、課税対象額に該当する税率を適用して計算する。	35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。
36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。	36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。
第六章 取引税		第六章 取引税	
37	生産物販売及びサービスを行う外国投資企業及び外国人は、取引税を納めなければならない。	37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。
38	取引税の課税対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.生産部門では生産物販売による収入金 2.商業部門では商品販売額 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門ではサービス収入金	38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。
39	取引税の税率は、本法付録5で定めた通りとする。	39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。
40	取引税は、次の各号に掲げる通りに計算する。 1.生産部門の取引税は、品別別生産販売額に該当する税率を適用して計算する。 2.商業部門の取引税は、品別別商品販売額に該当する税率を適用して計算する。 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門の取引税は、サービス収入金に該当する税率を適用して計算する。	40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。 外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。
41	取引税は、次の各号に掲げる通りに納付する。 1.生産部門の取引税は、1カ月毎販売者が翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。 2.商業、交通運輸、金融、観光はじめとする各種のサービス部門の取引税は、1カ月毎サービス機関が翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。	41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光はじめサービス部門については、取引税を50%とする。	42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。
第七章 地方税		第七章 営業税	
		43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。
		44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。
		45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。
		46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。
		47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
		48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。
第七章 地方税		第八章 地方税	
43	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、登録免許税、自動車利用税が属する。	49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。

旧条	旧条文	新条	新条文
44	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。	50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。
45	都市経営税の課税対象額は、外国投資企業である場合には企業所労働賃金総額、居住する外国人である場合は月収入とする。	51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。
46	都市経営税は、次の各号に掲げる通りに計算、納付する。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在 2.居住する外国人が納める都市経営税は、月収入に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付し、又は労働賃金を支払う単位が控除納付する。	52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。地の財政機関に納付する。 2.居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。
47	外国投資企業及び外国人は、企業又は鉱業権、漁業権等を登録する場合及び技術資格免許等の証書を受ける場合には、登録免許税を納めなければならない。		
48	登録免許税は、一件当たり定められた税額を当該登録単位及び免許証発給単位が受け取り、所在地の財政機関に納付する。		
49	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。	53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。
50	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。	54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。
51	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。	56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。
52	登録免許税及び自動車利用税の税額は、本法付録6で定めた通りとする。	55	自動車利用税の税額は20～220ウォンとする。
第八章 制裁及び申訴、請願		第九章 制裁及び申訴	
53	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日内に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日内に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。
54	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。	58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。
55	本法に反した行為が重大な場合には、刑事責任を負う。	59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。
56	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴、請願又は訴訟を提起することができる。申訴、請願は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。	60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。
57	財政機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に、申訴、請願内容を審議処理しなければならない。申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。

5.朝鮮民主主義人民共和国環境保護法

チュチェ75(1986)年4月9日 最高人民会議法令第5号として採択

チュチェ99(1999)年3月4日 最高人民会議常任委員会政令第488号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 環境保護法の基本原則		第一章 環境保護法の基本原則	
1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。	1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。
2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、朝鮮労働党の指導の下に、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。	2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。
3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。	3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。
4	生産に先立って環境保護対策を立てることは、公害を未然に防ぎ、生産を正常化するための重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体に公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。	4	生産及び建設に先立って環境保護対策を徹底的に立てることは、環境保護事業において提起される重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体に公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。

旧条	旧条文	新条	新条文
5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。	5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。
6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。	6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。
7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、それによる環境被害を防ぐことは、世界人民の終始一貫した志向であり、要求である。 朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、国の環境が破壊、汚染される現象に反対してたたかう。	7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、環境被害を防ぐことは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、環境が破壊されることに反対して積極的にたたかう。
8	国家は、わが国に友好的に接するすべての国と環境保護分野において、科学技術交流及び協力を発展させる。	8	国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。
9	本法は、大気、水、土壌及び生物をはじめとする環境を損傷、破壊及び汚染から保護するための原則及び秩序を規制する。 本法において規制しない土地及び山林資源をはじめとする自然環境を築き、保護管理する秩序は、『朝鮮民主主義人民共和国国土法』に従う。	9	本法は、大気、水、土壌及び海の汚染及び騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境破壊現象を防ぎ、よりよい環境を作るための環境保護原則及び秩序を規制する。 環境保護事業と関連して本法で規制しない秩序は、当該法規に従う。
第二章 自然環境の保存及び造成		第二章 自然環境の保存及び造成	
10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 すべての機関、企業所、団体及び個人は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。	10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 機関、企業所、団体及び公民は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。
11	自然環境を国家的に保存するために、自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、政務院が行う。	11	環境保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、内閣が行う。
12	国土管理機関、自然保護科学機関及び地方政権機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動をはじめとする自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。	12	国土環境保護機関及び当該機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動等の自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。
13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。	13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。
14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。	14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。
15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発したり、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。	15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発し、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。
16	環境を造成するために、飼っている鳥類及び爬虫類を捕らえることはできない。またわが国にのみ生息していたり、又は有益な野性動物及び水中生物は、当該環境保護監督機関の許可なく捕らえたり、又は殺したりすることができない。 すべての公民は、野性動物及び水中生物の棲息環境を利用不能にしたり、又は珍しい植物をむやみに掘り取って、生物界の均衡を変化させ、勤労者の文化情緒生活に支障を与える行為を行ってはならない。	16	機関、企業所、団体及び公民は、野生動物及び水中生物の生息環境を破壊し又は珍しい植物をむやみに掘り取って生物界の均衡を変化させる等の行為を行ってはならない。 国家的に保護増殖することになった動植物は、国土環境保護機関の許可なく捕らえ又は採集することができない。
17	都市管理機関及び地方行政及び経済指導機関は、公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植え、緑地面積を増やさなければならない。 都市内及びその周辺には、環境造成に支障を与える木を植えることができない。	17	都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植えなければならない。都市及びその周辺には、環境保護に支障を与える木又は草を植えることができない。
18	機関、企業所、団体及び公民は、郷土を進展させる事業に定期的に参加し、植樹月間、都市美化月間を契機として、この事業を集中的に行なわなければならない。都市及び村で建物及び施設物を建設する等の作業を行うときには、周辺の環境を害してはならない。	18	国家は国土を美しく築き環境を保護する事業を全群衆的に行うため、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定める。 国土環境保護月間を定める事業は、内閣が行う。
第三章 環境汚染防止		第三章 環境汚染防止	
19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。機関、企業所、団体は、環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等を厳格に守らなければならない。 環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を定める事業は、政務院が行う。	19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。すべての機関、企業所、団体及び公民は、国家の環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を厳格に守らなければならない。 環境保護基準を定める事業は、内閣が行う。
20	当該機関、工場、企業所は、大気汚染を防ぐためのガス、埃吸収装置及び建物及び施設物から発生する臭いを除去するための空気濾過装置を備え、炉、タンク及び配管をはじめとする施設を計画的に補修整備しなければならない。 地方行政及び経済指導機関は、当該工場、企業所と住民区域の間に衛生保護区域を定め、そこに園林を造成しなければならない。	20	当該機関、工場、企業所は、建物及び施設物にガス、埃吸収装置及び空気濾過装置を備え、ガス、埃、悪臭等が流出しないようにし、炉、タンク、配管等の施設を計画的に補修整備しなければならない。 技術検査を受けていないボイラーは、運営することができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
21	<p>ガス、煙を基準より多く排出する運輸機材、包装しない物資を運ぶときに換えを出したり、汚れている運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生させる機械設備は稼働することができない。</p> <p>社会安全機関、通運監督機関及び地方行政機関は、主要な街及び必要な地域に現代的な排気ガス測定手段を備え、運輸機材のガス、煙の排出状態を検証し、大気汚染を防ぐための対策を立てなければならない。</p>	21	<p>排出基準を超過して有害ガスを出す運輸機材及び包装していない物資を積載し、埃を発生させる可能性があり、又は整備不良の運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生する機械設備は稼働することができない。</p> <p>人民保安機関は、運輸機材に対する技術検査及び運行取り締まりを厳格に行い、排出基準を超過し、有害ガスを出す運輸機材を運行しないようにしなければならない。</p>
22	<p>当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃、煙が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染し、人又は動物に害を与えるおそれのあるときには、その排出量を減らし、運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊気象現象を当該機関に適宜に通報しなければならない。</p>	22	<p>国土環境保護機関及び当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃等が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染するおそれのある場合、当該設備の稼働及び運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊な気象現象が派生するおそれのある場合、それについて、国土環境保護機関及び当該機関に通報しなければならない。</p>
23	<p>機関、企業所、団体及び公民は、木の葉及び汚物を都市住民区域及び主要道路周辺で燃やせずに、定められた場所に集めて処理しなければならない。</p> <p>都市管理機関及び当該機関は、環境を保護するうえで支障がないように、汚物を適宜撤去しなければならない。</p>	23	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、汚物処理施設を備え、木の葉及び汚物を適時に処理し、都市住民区域及び収容道路周辺においてそれを燃やさないようにしなければならない。</p> <p>汚物処理場に集められた汚物は、適時に撤去しなければならない。</p>
24	<p>機関、企業所、団体は、水汚染を防ぐための沈澱池及び浄化施設を備え、生活污水及びさまざまな廃液を浄化し、それを回収、利用するための対策を立てなければならない。</p>	24	<p>当該機関、企業所、団体は、浄化施設を備え、汚水をきれいに浄化して排出し、浄化しない汚水が海、河川、湖水等の場所に流入しないようにしなければならない。</p>
25	<p>都市管理機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を定期的に補修整備し、飲み水をよく濾過消毒して供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>	25	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を正常に補修整備し、飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>
26	<p>すべての船舶は、共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、閘門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊しているとき、油、汚水及び汚物を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関並びに地方行政及び経済指導機関、当該機関は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>	26	<p>共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、閘門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊している船舶は、油、汚水及び汚物等を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関及び当該機関、企業所、団体は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>
27	<p>船舶運営機関は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備又は汚水、汚物貯蔵容器を備え、海事監督機関の検査を受けなければならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶に環境保護施設を備えた状況を厳格に検査しなければならない。</p>	27	<p>船舶運営機関、企業所、団体は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備を正確に備えなくてはならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶検査を行う場合、汚染防止装置が備えられているかを厳格に検査しなければならない。</p>
28	<p>港、浦口、閘門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、協同団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶の汚水及び汚物を積み出し、海や川に流した油及び汚物を浄化又は除去しなければならない。</p>	28	<p>港、浦口、閘門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶から出る汚水及び汚物を適時に処理しなければならない。</p> <p>海、河川に流出した油及び汚物は浄化し、又は撤去しなければならない。</p>
29	<p>当該機関、企業所、団体は、生活污水及びさまざまな排水の沈澱池、浄化場並びに汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、廃物捨場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、利用した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>	29	<p>当該機関、企業所、団体は、汚水の処理場又は汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、鉱滓置場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、その利用が終了した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>
30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>	30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>
31	<p>農業指導機関及び農薬を使用する機関、企業所、団体及び公民は、農薬を空気に撒いたり、又は河川、湖水、貯水池、海に流れないようにし、また土の中に農薬が蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>殺虫剤をはじめとする農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該環境保護監督の承認を受けなければならない。</p>	31	<p>農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、農薬の保管、利用を定めたとおりに行い、農薬が大気中に流出し、又は海、河川、湖水、貯水池等の場所に流れないようにし、また土の中に蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該国土環境保護機関の承認を受けなければならない。</p>
32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、工場、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物によって環境が汚染されないように、濾過施設及び浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を日常的に取り扱う機関、工場、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染を定期的に調査測定し、汚染被害を未然に防がなければならない。</p>	32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物の濾過、浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を取り扱う機関、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染レベルを定期的に調査測定し、該当する対策を立てなければならない。</p>
33	<p>放射性物質を生産、供給、運搬、管理、使用及び廃棄する機関、工場、企業所は、放射線監督機関又は社会安全機関の放射性物質取扱に対する許可を受けなければならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>	33	<p>当該機関、企業所、団体は、放射性物質を生産、供給、運搬、保管、使用、廃棄しようとする場合、放射線監督機関又は人民保安機関の許可を受けなくてはならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>
34	<p>汚染された魚、果実をはじめとする食品及び家畜の飼料は、輸入することができない。</p> <p>当該機関、企業所、団体及び公民は、食品を生産し、又は取り扱う過程で、それが汚染されないようにしなければならない。</p>	34	<p>環境保護及び人民の健康に悪い影響を与えるおそれのある汚染された食品、医薬品、生活用品、動物飼料等は、わが国に輸入することができない。</p> <p>機関、企業所、団体及び公民は、食品、医薬品、生活用品、動物飼料等輸入する場合、当該機関の検査を受けなければならない。</p>
35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、人の健康及び環境に害を与える設備及び技術は、輸入し、又は生産に導入することができない。</p>	35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、環境を著しく破壊するおそれのある廃棄物、設備及び技術は、わが国に輸入し、又は生産に導入することができない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くし、当該環境保護監督機関の許可を受けなければならない。</p> <p>環境保護監督機関の許可がなかったり、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>	36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くしなければならない。</p> <p>国土環境保護機関の許可がなく、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>
37	<p>地方政権機関、国土管理機関及び当該機関は、住民の健康に害を与える工場、企業所を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れなければならない。汚染被害を受ける住宅は生活環境のよい場所に転移しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>	37	<p>国土環境保護機関、地方政権機関及び当該機関は、公害を発生する工場、企業を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れ、汚染被害を受ける住宅を生活環境のよい場所に転移しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>
第四章 環境保護に対する指導管理		第四章 環境保護に対する指導統制	
38	<p>環境保護に対する指導管理事業を強化することは、国家の環境保護政策を徹底して執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、環境保護事業体系を正しく確立し、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業を改善するための組織指導事業及び監督事業を強化する。</p>	38	<p>環境保護に対する指導統制を強化することは、国家の環境保護政策を正確に執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業に対する指導及び統制を強化するようにする。</p>
39	<p>環境保護事業に対する国家の統一指導は、政務院が行う。</p> <p>環境保護に対する集団的指導を保障し、必要な対策を適宜に立てるために、政務院に非常設環境保護委員会を設ける。</p>	39	<p>環境保護事業に対する指導は、内閣の統一指導の下に、中央国土環境保護指導機関が行う。</p> <p>中央国土環境保護指導機関、環境保護事業に対する指導体系を正しく確立し、指導方法を限りなく改善しなければならない。</p>
40	<p>環境保護に対する監督事業は、国土管理機関及び部門別環境保護監督機関である衛生防疫機関、放射線監督機関及び該当する権限のある機関が行う。</p>	40	46条参照
41	<p>当該機関、企業所、団体は、環境を保護するための監督及び測定事業と関連し、環境保護監督機関及び環境保護測定機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、資材供給機関、財政銀行機関及び労働行政機関は、環境を保護するうえで必要な設備、資材、資金、労働力を適宜に、円満に保障しなければならない。</p>	40	<p>機関、企業所、団体は、環境保護のための監督及び測定事業と関連し、国土環境保護機関及び当該機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は、環境を保護するうえで必要な労働力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。</p>
42	<p>当該中央機関及び国土管理機関、地方政権機関は、環境の損傷及び汚染状態を全般的に調査し、年次別計画を立て、環境をよりよく保護するための対策を立てなければならない。</p>	41	<p>中央国土環境保護指導機関は、全国的な環境監視体系を確立し、国の環境状態を定期的に調査掌握し、環境保護のための年次別計画を立て、その実行を正確に指導しなければならない。</p>
43	<p>国土計画機関及び当該設計審査機関は、環境保護の要求に即して、気象水文条件、地形条件、海洋条件等を検討し、住民地区及び産業地区を定め、保健機関、気象水文機関及び当該専門機関と合意した技術課題及び設計に対してのみ、審査批准しなければならない。</p>	42	<p>機関、企業所、団体は技術的課題及び設計の作成を環境保護の要求に合わせて行い、国土環境保護機関の環境影響評価及び当該機関の合意を得なければならない。</p> <p>環境影響評価及び当該機関の合意を受けない技術的課題及び設計は審査批准することができない。</p>
44	<p>竣工検査機関及び竣工検査に参加する機関は、公害防止施設を備えていない基本建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>	43	<p>竣工検査機関は、公害防止施設を備えていない建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>
45	<p>政務院は、国家的な公害監視体系を確立し、公害監視測定機関の役割を高め、環境変化の状態に対する測定事業を定期的に行い、生活污水、さまざまな排水及び工業廃棄物を処理するための化学技術的対策を立てなければならない。</p>	44	<p>中央国土環境保護指導機関、環境保護科学研究機関及び当該機関は、さまざまな要因に起因する環境の破壊を防止、国土環境を改善するための科学研究事業を限りなく強化し、その成果を環境保護事業に積極的に受け入れなければならない。</p>
46	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>	45	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>
	40条参照	46	<p>環境保護事業に対する監督統制は、国土環境保護機関及び当該監督統制機関が行う。</p> <p>国土環境保護機関及び当該監督統制機関は、国家の環境保護政策執行状況を厳格に監督統制しなければならない。</p>
第五章 環境被害に対する損害補償及び制裁			
47	<p>環境を損傷、破壊、汚染し、人の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に害を及ぼした機関、企業所、団体及び公民は、その損害を補償しなければならない。</p>	47	<p>環境を破壊し、人民の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に該当する害を及ぼした場合には、その損害を補償させる。</p>
48	<p>環境保護秩序違反により損害を被った機関、企業所、団体及び公民は、損害を与えた機関、企業所、団体及び公民に損害補償を請求することができる。</p>		
49	<p>環境保護秩序に反し、国土及び資源に被害を与えたときには、環境保護監督機関が該当する損失を補償させる。</p>		
50	<p>港監督機関及び該当する権限のある機関は、外国の船舶又は外国人がわが国の領土及び経済水域において、大気及び水を汚染したときには、当該船舶又は該当者を抑留して損害を補償させ、又は罰金を科する。</p>	48	<p>外国の船又は公民が、わが国の領域で環境を破壊する行為を行った場合には、当該船、公民を抑留し、又は損害を賠償させ、また罰金を科する。</p>
51	<p>環境保護監督機関は、環境保護秩序に反して行う対象建設、工場の運営及び運輸機材の運行を中止させ、又は当該建物及び運輸機材を撤収させることができ、違反行為を行うことに使用した物資、生産品を回収する。</p> <p>損傷、破壊、汚染された環境は、原状回復させることができる。</p>	49	<p>環境保護秩序に反して対象建設を行い、又は工場を運営し、工場を運営し、又は運輸機材を運転した場合には、それを中止させ、又は当該建物、施設物を撤収させ、違法行為に利用された物資及び金銭を没収し、また破壊された環境を原状回復させる。</p>
52	<p>国の環境をひどく損傷、破壊、汚染させ、重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の職員及び責任のある公民には、その情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>	50	<p>本法に違反して、環境保護事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民にはその情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (4) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last three articles have provided a brief description of investment climate, as well as details of modes of foreign direct investment (FDI), and a comparison between the FDI systems in the DPRK and in the People's Republic of China (hereafter China).

Among the foreign investment related laws in the DPRK, the law of the DPRK on Equity Joint Ventures and various tax related laws were enacted in the mid-1980s. Most of the others began to be put in place just after the establishment of the Rajin-Songbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in 1991.

This article comments on the following laws: the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, the Law of the DPRK on Foreign Investment Banks, the Law of the DPRK on the Leasing of Land, the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax, and the Law of the DPRK on the Protection of the Environment.

Enacted in Jan. 1993 and revised in Feb. 1999, the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, which is a basic law on foreign exchange control, aims to "contribute to constant development of the national economy by increasing the foreign exchange revenue of the country and ensuring the efficient use of foreign exchange by the country, and to expand and develop the external economic relations of the country". This law prohibits circulation of a foreign currency in cash. A foreign-invested business may open an account at a domestic bank, with the approval of the body that controls foreign exchange. Offshore banking is only permitted in Rason Economic and Trade Zone (ETZ). There are no limits on the amount of a foreign currency or precious metal that may be brought into the DPRK. The amount taken out of the country must be equal to or less than the amount brought in, as declared to a bank or customs office at the time of entry. A foreign individual working for a foreign-invested business may remit abroad or take out of the territory of the DPRK up to 60% of his/her salary earnings and any other legitimate foreign currency earnings.

The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks was enacted in Nov. 1993 and revised in Feb. 1999. The objective of this law is to "contribute to expansion and development of cooperation with different countries in the world over in the area of finance". The definition of 'foreign investment bank' includes joint venture banks, wholly foreign-owned banks and branches of foreign banks. Only joint venture banks may be established throughout the DPRK; others may only be established in the Rason ETZ. A foreign-invested bank may engage in some or all of the following transactions: (a) accepting deposits of foreign currencies by foreign-invested enterprises, foreign enterprises and foreigners; (b) granting loans in foreign currencies, providing current account overdrafts and discounting foreign currency bills; (c) dealing in foreign exchange; (d) investing in foreign currencies; (e) providing guarantees against liabilities in foreign currencies and defaults on contractual obligations; (f) remitting foreign currencies; (g)

clearing of importers' and exporters' bills of exchange; (h) offshore banking; (g) undertaking transactions of securities in foreign currencies; (j) trust banking; and (k) carrying out credit surveys and consultations, among other activities.

The Law of the DPRK on Leasing of Land was enacted in Oct. 1993 and revised in Feb. 1999. The purpose of this law is "to contribute to the establishment of a proper system for the leasing of land needed for foreign investors and foreign-invested enterprises and for the use of leased land". This law is valid not only in the Rason ETZ but also in the other regions of the DPRK. The Law of the DPRK on Foreign Investment prescribes that the length of land leases is to be up to 50 years. This law further elaborates upon that regulation. The leasing of land is to be undertaken through consultation, while tenders and auctions of leases are also permitted in the Rason ETZ. The fee payable for the rent and use of land includes charges for renting the leased land and the cost of land development. The latter includes the costs of land-leveling, road construction, and installing infrastructure for water supply and drainage, electricity, telecommunications and heating. When comparing costs with those of setting up in other countries, careful inspection should be made of the costs of developing the land.

The two laws on foreign-invested businesses and foreign individual tax were integrated into the Law of the DPRK on Foreign-invested Business and Foreign Individual Tax in Jan. 1993. Revised in Feb. 1999 and May 2001, this law acts as the basic law on the taxation of foreign-invested businesses and foreigners. This law prescribes enterprise income tax, personal income tax, property tax, inheritance tax, turnover tax, business tax and local taxes.

The DPRK enacted the Law of the DPRK on the Protection of the Environment in Apr. 1986. Revised in Mar. 1999, this law regulates the fundamental principles of environmental protection in Chapter 1, the preservation and improvement of the natural environment in Chapter 2, the prevention of environmental pollution in Chapter 3, and the guidance and management of environmental protection in Chapter 4. Pollution prevention is recognized as the principal means of environmental protection. It is particularly notable that exchange and cooperation with other countries and international organizations in this field is prescribed in this law.

Through the current revisions of foreign investment related laws in the DPRK, it can be observed that a trend has taken root in the DPRK to revise laws on foreign investment according to changes in the investment climate. This is a positive trend. However, implementing regulations for many of the laws that were enacted in the mid-1990s are missing at the moment. The issues that are most important to the investor are often found in such detailed regulations. Therefore, it is strongly recommended that the DPRK make more attempt to publicize information about its investment climate to foreign countries.

会議報告

Conference Reports

新絹之路・北東アジア輸送回廊 東京シンポジウム

ERINA調査研究部研究員 川村和美

2月7日に東京経団連会館にて、北東アジアにおける輸送問題をテーマとするシンポジウムを開催した。これは、北東アジア経済会議組織委員会運輸・物流分科会（以下、分科会）の活動の一環である。

分科会では、昨年9月に中国吉林省長春市で行われた第5回分科会の場で、日本の首都圏での北東アジア及び同地域の輸送問題についての理解を深めることを目指して、東京でシンポジウムを開催することを決定した。また、他の国連機関との協力強化も提案されており、今回のシンポジウムではESCAPの代表者をパネリストとして招き、意見交換を行った。

シンポジウムは中国吉林大学東北アジア研究院院長の王勝今氏の司会により進められた。まず事務局から、シンポジウムのテーマである9本の北東アジア輸送回廊について、その現状と課題、将来の構想（ビジョン）を紹介した。

それに続いて、日本貿易振興会アジア経済研究所所長の山澤逸平氏が「北東アジア経済開発とアジア太平洋協力」、中国鉄道部国際合作司副司長の金万建氏が「21世紀における中国鉄道と国際輸送の展開」といったテーマで基調講演を行った。

山澤氏は、北東アジア地域の経済協力はアジア太平洋地域の中でも遅れているが、最近は、日口交渉、南北会談、日朝共同宣言など、北東アジア地域の経済開発における政治的制約を緩和する動きが出ていることを紹介し、楽観は許さないが今後の進展に期待が持てると述べた。提案されている北東アジア輸送回廊の整備はこの地域の交流・協力関係を強化する上で非常に重要であるが、同時にそれを利用して何を運ぶかが北東アジア開発の行方を見定める鍵となっている。その面で、サハリンやシベリアのエネルギー資源開発にも注目が集まり、議論が高まっていることは期待できる。いずれにしても課題は資金調達と参加国間の利害調整である。北東アジア地域の経済開発を進めていくためには、産官学の三者構成の太平洋経済協力会議（PECC）の中で現状認識を深め、さらに政府間の経済協力組織であるアジア太平洋経済協力会議（APEC）の中で政府の課題として取り上げていく必要がある。北東アジア経済開発を軌道に乗せるには、それら既成の経済協力組織に組み入れることが必須であると強調した。

金氏は、中国は面積が広大で内陸が深い上、資源や工業分布が不均衡なため、鉄道輸送への依存度が特に高く、鉄道は国民経済にとって重要なインフラであるとし、今後も鉄道ネットワークの拡充に積極的に取り組む方針を示した。中国は近隣諸国と連結する10本の鉄道ルートを有しており、それぞれ重要なルートとなっている。それら是对ベトナムを除いて、今回のテーマとなっている北東アジア輸送回廊の一部を形成している。北東アジア輸送回廊は北東アジアの全ての国が関わっており、地域内の効率の良いルートであるだけでなく、最適の輸送ネットワークであると評価した。最後に、中国は全ての先進的な国際輸送管理と運営モデルを検討し、学んでいきたいと述べ、日本については経済大国であり、国際貨物輸送ルートの研究・開発・利用面で重要な役割を果たすべきであると強調した。

基調講演の後、「北東アジア輸送回廊の役割の構想実現に向けて」と題してパネルディスカッションを行った。分科会のメンバー7名に、ESCAPの代表者を加えた8名がパネラーとして出席した。パネルディスカッションは分科会委員長である栢原英郎氏（日本港湾協会理事長・ERINA顧問）をコーディネーターとして進められた。

まず、黒龍江省対外経済貿易合作庁副庁長の康翰卿氏、吉林省政府図們江地区開発弁公室副主任の冷希炎氏、モンゴルインフラ省次官のツェグミド・ツェンゲル氏、韓国交通開発研究院動向分析室長の安秉珉氏がそれぞれ関連する輸送回廊の現状と今後の整備計画などを紹介した。

康氏は、綏芬河輸送回廊に関して、綏芬河の鉄道駅では取り扱い能力の拡大を行い、道路税関でも国際旅客・貨物ターミナルの建設を行うなど、整備が進んでいることを紹介した。今後は黒龍江省内鉄道の複線化の他、綏芬河～ロシア・グロデコボ間を軌間の異なる両国のゲージを引いた「混合鉄道」（2種類のゲージを同一鉄道基礎に敷設。4本レール）から「並列鉄道」（中国軌間とロシア軌間の線路を並列した形でそれぞれ敷設。単線並列）に改築する計画、さらには中国軌道をナホトカ港まで延伸する計画もあることを紹介した。そして、綏芬河輸送回廊は中口間の貿易拡大だけでなく、中日貿易、中韓貿易においても多くの利益を生むものと確信していると述べた。

冷氏は図們江輸送回廊について、図們江地域では琿春からそれぞれの国境税関までの道路整備、税関施設の改修、鉄道積み替え駅の建設などインフラの整備が進み、国境を通過する貨物・旅客も増大し、琿春边境経済合作区内の外

資系企業数も52社に増加しているなど、近年の大きな成果を紹介した。そして、この輸送回廊の課題として、中国～モンゴル間の鉄道が接続していないこと、通関能力が低く、コストが高いため、対ロシア・朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）の人流・物流を制約していることを挙げた。この輸送回廊の確立のための事業として、通関環境の改善、資源の相互補完に基づく国境貿易の拡大、国際貿易の決算メカニズムの早期形成、観光・サービス等第三次産業におけるロシア及び北朝鮮との協力を提案した。

ツェンゲル氏は、モンゴル政府が特に重視しているのは天津・モンゴル輸送回廊であると述べた。これは欧州とアジアを結ぶ最短のルートである。これに関しては基本的なインフラは整っているため、今後は鉄道の改修をはじめとする輸送能力、トランジット能力の強化に取り組む方針である。また、図們江輸送回廊はモンゴルにとって第2の海への出口として位置付けられる。この回廊において、不連続点となっているモンゴルと中国間の接続については既に両国で合意がなされていると報告された。また、モンゴル国内を横断する水平軸ルートの道路をミレニアム道路と名づけ、その整備に高い優先順位が与えられていることを紹介した。

安氏は、韓国と北朝鮮との鉄道連結事業は両国の関係改善と安定的平和の実現に貢献しており、北東アジア諸国の新しい経済協力モデルであると述べた。朝鮮半島縦断鉄道については、韓国側は最大の難題であった軍事境界線の地雷撤去作業が2002年12月に完了し、北朝鮮においても作業が進んでいることを紹介した。北朝鮮ではロシアと共同で朝鮮半島東部の元山から韓国国境までの鉄道施設の調査を実施し、シベリア鉄道との連結に向けた基礎作業も行われている。朝鮮半島縦断鉄道は両国間の貿易規模の拡大はもちろん、中国東北部やロシア極東、日本の西側地域と連結する幹線回廊として活用されることが期待されると述べた。

続いて、ロシア極東海洋設計技術研究所所長のヤロスラフ・セメニヒン氏、UNDP図們江地域開発事務局副代表ゴンボ・ツォグツァイハン氏、ESCAP運輸・観光部経済部門オフィサーの河東佑氏が北東アジア輸送回廊の実現に向けた取り組み、協力の提案を行った。

セメニヒン氏は、アジア太平洋地域の化石燃料の輸入依存度が高まっていく中、ロシア極東は豊富な化石燃料の埋蔵量を有しているものの、現状では港湾ターミナルの能力不足がその輸出を制約しているとし、ロシア極東の主要港湾に積み替えターミナルを整備し輸出に備えることが双方にとって有益であると述べた。一般に輸送体制の開発は、国内貨物の輸送を確保する必要条件として考えられている

が、このような国際経済関係にあるパートナーへの魅力的なサービスの提供といった視点も忘れてはならないと強調した。北東アジアにおけるルートの発展を妨げ、国際輸送回廊として認められない要因としては、北東アジア諸国の経済発展水準のギャップ、輸送関連法律の違い、国際輸送回廊での円滑な輸送を阻害し、経済性を低下させる国境通過に伴う問題などが挙げられる。これらの問題の多くは一時的なものであり、国及び地方レベルの努力により解決が可能であるとし、輸送回廊の実現に向けてはまず各国政府がこれを認めることが必要であると述べた。

ツォグツァイハン氏は、北東アジアは各国間の貿易経済も飛躍的に伸び、5年前、10年前と比較して地政学的条件は改善したと述べた。残る課題は各国間の発展段階の相違、鉄道の連結部分など技術基準の相違、国内産業や企業を保護するために外資に課している規則や規制の違いなどである。これらを解決し、北東アジア輸送回廊ビジョンを実現していくためには、各国政府に説明し合意を得ることが重要である。その際は、6カ国で一つの地域輸送委員会を作り、国際輸送の調整と促進を図ることが望ましい。またUNDP図們江地域開発事務局が取り組んでいる図們江地域開発プロジェクトやESCAPが取り組んでいる北東アジア優先道路ネットワークなど、この地域でそれぞれの機関が行っている類似のプロジェクトとの調整を図り、共同で取り組んでいく必要があると強調した。

河氏は、ESCAPは北東アジアでは鉄道、道路、港湾、そしてそれらの整合性のある接続を図るといった4つのプロジェクトを行っていることを紹介した。その上で、今回報告された北東アジア輸送回廊は道路・鉄道・港湾（海上輸送）を統合した形となっており、ESCAPとしてはこの構想を歓迎すると述べた。こうした構想はそれをいかに正式なものとするか、いかに運用していくか、またいかに実現していくかが重要となる。実現のためには、政府による積極的な参加・支援が必要であり、また地域間の協力が必要であることを強調した。そして、北東アジア輸送回廊の実現に向けて、国際機関としてこの地域の地域組織や研究機関との協力を強化していきたいと述べた。

パネルディスカッションの後、フロアとの意見交換が行われた。そこでは、北東アジア輸送回廊に日本はどうかかわっていくのかという視点が足りないのではないかと、新たなルート、まだ十分に活用されていないルートを育てる仕組みを検討する必要があるなどの意見が出された。

フロアとの意見交換の後、北東アジア経済会議組織委員会を代表して新潟県知事の平山征夫氏が北東アジア輸送回廊の実現に向けた決意を述べた。

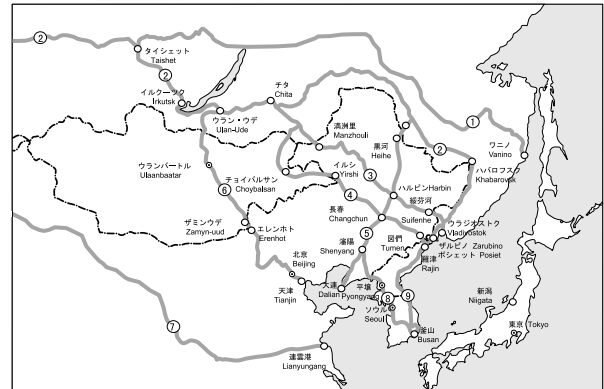
平山氏は、過去13年にわたって新潟で開催してきた北東アジア経済会議において実践へ向けた動きが求められていることを受け、北東アジア経済会議組織委員会といった各国の政府関係者・研究者・経済人などによる協力体制を構築したことを紹介した。将来、この地域に政府間の協力体制が整うまでこの組織委員会の機能を活用していきたいと述べた。この地域には歴史的にも政治的にも難しく、厳しい問題はあるが、現在活発に議論を進めている輸送回廊の問題をきっかけとして、互恵の精神に基づいて各国が協力する方向へ向かうよう努力していきたいと強調した。そして、新潟県は一つの自治体に過ぎないが、この場を新潟県のためというだけでなく、北東アジア地域全体のために、今後も引き続き支援をしていく覚悟であると述べた。

最後にアピール文（別掲）を読み上げ、シンポジウムは閉会した。シンポジウムには首都圏を中心に、全国から約400名の参加があった。大学生・大学院生も50名ほど参加し、関心の高さが窺えた。北東アジア輸送回廊ビジョンは現在はまだ非公式なビジョンに過ぎない。これが北東アジ

ア各国における公式のビジョンとして認められ、各国間での話し合いが進み、実現に向けた取り組みがなされることが期待される。分科会としても各国政府への働きかけをはじめ、ESCAPなどの国際機関との協力関係を強化するなど、積極的に取り組んでいくことをメンバー間で確認した。

北東アジア輸送回廊

Transportation Corridors in Northeast Asia



新たな飛躍に向けて 北東アジア輸送回廊ビジョン アピール

2003年2月7日

北東アジア経済会議組織委員会 運輸・物流分科会

近年、北東アジアは冷戦終結以降の世界的グローバル化の高まりの中で、新しい時代に入りつつある。多くの国・地域が市場経済を選択し、国際貿易の振興を通して国民経済の発展を図ろうとしている。これは北東アジア域内相互交流を深める素地が形成されてきたことを意味する。

この流れに積極的に応えていくための一つの方策として、北東アジアにおける国際輸送路の整備がある。しかし、北東アジアにおいては、国際輸送路の整備が十分に進んでおらず、国際貿易を思うに任せない地域が大半である。

そこで我々は北東アジアにおける多数の国際輸送路の中から互いに利用できる主要な国際輸送路として9本を特定し、その整備計画とあわせ「北東アジア輸送回廊ビジョン」として発表した。

このビジョンは、非公式であるものの、北東アジアの国、

地域の政府関係者や学識者及び国際機関が議論に参加し、北東アジア各国地域の共同意思によって策定されており、北東アジア人によって提案された、北東アジア人が共同で取組める北東アジア開発ビジョンであると考えている。

我々はこの北東アジア輸送回廊ビジョンが関係する国・地域の機関並びに国際機関により理解され、その実現に向けて様々な公式の取り組みが巻き起こること、及びその取り組みを通じて北東アジア各国の相互理解が深まり、相互信頼が促進されることを期待している。

我々としても、今後この方向に向けての取り組みを強化していきたい。

最後に、日本を含む北東アジア各国・地域の人々に、北東アジア輸送回廊の意義の理解とその早急な実現に向けての取り組みへの行動をお願いするものである。

北東アジア動向分析

中国

2002年の経済成長率は8.0%

2002年の中国経済は、予想以上の輸出回復、積極的財政政策に加え、旺盛な不動産投資に牽引される形で投資も好調に推移し、GDPは初めて10兆元を超え、8.0%の高成長率を記録した。輸出や消費が後半に入ってからもさらに伸び、GDPの伸びも徐々に加速していった。

輸出や消費の堅調な伸びに支えられ、鉱工業生産も前年比12.6%増と大きく伸び、4年ぶりに二桁の伸び率を記録した。特に、自動車を中心とする交通運輸設備産業、IT関連機器を中心とする電子通信設備産業が好調であった。自動車生産台数は急増し、世界第5位（2001年は第8位）にランクを上げ、中国のパソコン市場は2001年の世界第3位から2位の規模に拡大した模様である。

WTO加盟に伴う市場開放・関税引き下げにより、世界の目が中国に向けられ、対外貿易・直接投資も好調に推移した。対外貿易では輸出入ともに20%を超える伸びとなり、6,000億ドルを突破した。特に、後半に入ってから伸びが著しい。日本にとっても対中輸入が対米輸入を上回り、中国は日本にとって第1位の貿易相手国となった。

また、直接投資は実行ベースで500億ドルを超え、世界最大の投資受入国となった。主要な投資国・地域は香港、米国、日本である。2002年の直接投資の特徴は、ハイテク産業向けの投資が増加していること、投資による株式買収や合併を通して国有企業の再構築に加わるケースが増えていること、既存の外資系企業の増資が拡大していることなどである。2002年の中国の対外経済はWTO加盟を梃子に好調に推移したと言える。

2002年の中国経済における懸念材料を挙げるとすれば、

固定資産投資の減速傾向と物価水準の低迷であろう。固定資産投資の伸びは、1-3月期の26.1%から徐々に低下し、年間の伸び率は16.1%となった。高い伸び率ではあるが減速傾向は否めない。2002年の固定資産投資の伸びを牽引した不動産開発投資であったが、投資の急増により不動産市場は過熱気味で、一部の地域で住宅の供給過剰が起こっている。これにより不動産開発向け投資が抑えられたことが減速の理由の一つである。

物価は主に水産品（3.5%）、野菜類（2.8%）、食糧（1.7%）といった食料品において下落している。デフレ対策は中国経済の構造的問題の解決に向けて、政府に課せられた一つの大きな課題と言える。

中国大陸に台湾機が乗り入れ

1月26日に台湾の中華航空の特別チャーター機が上海の浦東空港に降り立った。中国大陸内に台湾機が乗り入れるのは、53年ぶりで、中華人民共和国成立後初めてのことである。

これは、中国大陸で働く台湾のビジネスマンの春節（旧正月）の帰省時にあわせたものである。1月26日から2月9日まで、台湾の航空会社6社が16便のチャーター便を運航した。申請は11月で、許可が下りたのは年が明けた1月8日であった。その後、わずか2週間で8割の乗客率を達成し、関係者を驚かせた。

今回のチャーター機乗り入れは、香港がマカオを必ず経由する、ストップオーバーは40分以上、乗客は台湾帰省客に限るなど詳細な条件が付いており、完全な直行便からはほど遠いが、直行便往来のきっかけとなり得る措置と言える。

（ERINA調査研究部研究員 川村和美）

		1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年			
							1-3月	1-6月	1-9月	1-12月
GDP成長率	%	8.8	7.8	7.1	8.0	7.3	7.6	7.8	7.9	8.0
鉱工業生産伸び率	%	13.1	10.8	8.9	9.9	8.9	(10.9)	(11.7)	(12.2)	(12.6)
固定資産投資伸び率	%	8.8	13.9	6.3	9.3	12.1	(26.1)	(24.4)	(24.3)	(16.1)
社会消費品小売総額伸び率	%	10.2	6.8	6.8	9.7	10.1	8.4	8.6	8.7	8.8
消費価格上昇率	%	2.8	0.8	1.4	0.4	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8
輸出入収支	億ドル	403	436	291	241	226	73	134	200	304
輸出伸び率	%	20.9	0.6	6.1	27.8	6.8	9.9	14.1	19.7	22.3
輸入伸び率	%	2.5	1.5	18.2	35.8	8.2	5.2	10.4	17.2	21.2
直接投資額伸び率（契約ベース）	%	19.7	30.4	18.9	50.8	10.4	11.4	31.5	38.4	19.6
（実行ベース）	%	8.5	0.5	9.7	0.9	14.9	27.5	18.7	22.6	12.5
外貨準備高	億ドル	1,399	1,450	1,547	1,656	2,122	2,276	2,428	2,586	2,864

（注）前年同期比

（ ）内の鉱工業生産伸び率は国有企業及び年間販売収入500万元以上の非国有企業の合計のみ。

（ ）内の固定資産投資伸び率は集団所有制企業・個人企業を含まない。

（出所）中国国家统计局、海関統計、各種新聞報道より作成

ロシア

消費主導型の経済へ

2002年もロシア経済は4.3%のGDP成長を達成し、ロシア金融危機（1998年）以降、4年連続のプラス成長となった。しかし、その成長要因は少しずつ変化してきた。金融危機直後は、ルーブル下落による輸入代替と国際資源市場（特に石油市場）の好況が大きな要因であったが、2000年から2001年ころまでに輸入代替の効果は一巡して薄れた。入れ替わるように、エネルギー関連の大規模輸出企業を中心に、獲得外貨を原資とした投資が活発化した。その後は、消費が経済をリードするような形となっている。2002年の実質可処分所得の伸びは8.8%と高率であり、これを受けて小売売上高も9.1%増であった。いずれもGDP成長率の2倍を上回る伸びである。これに対して、生産面の伸びは低めで、鉱工業生産が3.7%、農業生産は1.7%に過ぎなかった。固定資本投資の伸び率も2.6%と過去3年の伸び率と比べると急落した。

消費主導型経済成長への転換は、経済の自立性を高めることに繋がるが、他方ロシアの場合は最終消費需要の国外流出という問題もある。消費財市場におけるロシア製品の競争力不足は、旧ソ連時代からの構造的な問題であり、98年のルーブル急落による輸入の激減期を除けば、消費の拡大は輸入の拡大を伴うものであった。2002年の輸入も、対前年比13%増となった。しかし、2002年には実質ルーブル高の傾向も弱まり、輸入増も落ち着く傾向にある。

ただし、消費増を国内産業の生産刺激に結びつけるために本質的に重要なのは、為替レートではなく、競争力の高い製品を生産する体制を整えることである。そのためには商品開発やマーケティングなどの取組も必要であるが、生産設備更新のための投資が不可欠となる。その意味で、固定資本投資の伸びが鈍化したことは懸念材料である。また、投資の約半分を燃料・エネルギー部門及び運輸部門（パイ

ラインを含む）が占めていることも問題である。製品競争力強化のための投資が拡大する時、初めて消費主導の拡大再生産サイクルが実現することになる。

徐々に改善するビジネス環境

過去の動向分析でも取り上げたが、中小企業のためのビジネス環境整備はロシア経済の足腰を強化するためには不可欠である。ロシア政府も、中小企業支援の観点から、行政的な障害の除去（脱官僚主義）に取り組んでおり、2001年8月には検査・査察に関する法制度改正（頻度や期間の上限設定等）、2002年2月にはライセンス供与に関する法制度改正（ライセンス供与期間の延長、料金の引き下げ等）を行って、ビジネス環境整備を図っている。

独立シンクタンクの経済金融研究センターは、2002年前半と後半の2回、全国の2,000社を対象にアンケートを実施し、小規模企業活動の発展に関する行政的障壁に関する調査を行った。それによれば、法改正が行われた上記2つの分野では改善された面もあるものの、その他の登記・登録や証明書発行の分野ではあまり改善は見られなかったとしている。

小企業は付加価値税、利益税、資産税及び売上税の代わりに単一の税を支払うという簡易納税制度を利用できるようになっている。調査の結果では、簡易納税制度により実際に税務の事務処理負担が軽減されるとの結果が示されている。ただし、適用対象企業のうち27%しか制度を利用していないということなので、制度の周知不足あるいは隠されたデメリットがあることも想像される。

調査結果で注目すべき点は、小企業の経営者にとって、行政的障害は改善の方向にあり、代わって競争激化がビジネス上の課題として重要になってきているとの指摘である。

（ERINA調査研究部研究主任 新井洋史）

	1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	02年4Q	02年10月	02年11月	02年12月	03年1月
実質GDP (%)	4.1	4.9	5.4	9.0	5.0	4.3					
鉱工業生産 (%)	3.3	5.2	11.0	11.9	4.9	3.7	2.6	3.9	0.8	3.2	4.9
農業生産 (%)	7.6	12.3	2.4	7.0	6.8	1.7	8.0	10.3	10.8	0.0	1.4
固定資本投資 (%)	10.1	6.7	5.3	17.4	8.7	2.6		2.7	2.2	3.2	7.9
小売売上高 (%)	7.1	3.3	7.7	8.7	10.8	9.1	9.5	9.9	9.5	9.1	8.2
消費者物価 (%)	131.3	84.4	36.5	20.2	18.6	15.1	15.1	11.5	13.3	15.1	2.4
実質可処分所得 (%)	15.1	18.1	14.8	9.3	5.8	8.9	7.9	8.2	7.5	7.9	6.4
失業率 (%)	9.5	13.2	12.6	10.5	9.0	9.0	7.5	7.7	7.7	7.5	7.6
貿易収支 (十億USドル)	20.31	16.87	36.13	60.70	47.84	46.42	12.58	4.32	3.83	4.44	
経常収支 (十億USドル)	7.46	0.66	24.73	47.29	34.62	31.70	7.72				
連邦財政収支 (%)	4.5	4.7	1.4	1.2	5.7	2.3		1.6	0.8	0.5	

（注）前年（同期）比。ただし、消費者物価上昇率は対前年12月比。失業率は調査時点時。貿易・経常収支は当期値。連邦財政収支は当期対GDP（推計値）比。イタリックは推計値または暫定値。

（出所）ロシア連邦国家統計委員会（<http://www.gks.ru/>）、ロシア連邦中央銀行（<http://www.cbr.ru/>）、ロシア連邦財務省（<http://www.minfin.ru/>）

モンゴル

安定するマクロ経済

貿易・財政の二つの赤字は悪化する傾向にあるものの、経済全体は上昇傾向を維持している。2002年の鉱工業生産額は対前年比3.8%増であった。2002年の消費者物価上昇率は1.6%、為替下落率は2.1%と非常に安定していた。失業者数は23.5%も減少した。今冬は、前年、前々年に比べると穏やかであり、2003年1月もマクロ安定と生産増の傾向は維持されている。

これに対し、2002年の国家財政赤字は、対前年比53.8%増の700億トグリクとなった。これはGDPの約6%に相当する規模である。

赤字が続く貿易

2002年の貿易赤字は、対前年比36.1%増の約1.6億ドルに達した。輸出が3.9%減少し、輸入が3.3%増加したためである。輸出の減少は、主要輸出品目の価格低下による。銅精鉱の国際市場における2002年の平均価格は対前年比6.3%下落した。同様に、整毛カシミア¹の価格は12%低下した。2003年1月は240万ドルの黒字を記録したが、前年同月に比べると黒字幅は67.6%縮小した。

北東アジア諸国は引き続きモンゴルの主要貿易相手国であり、2002年においても貿易総額の68.1%を占めた。ただし、北朝鮮との貿易額は5万ドル程度であり、他の北東アジア諸国を大きく下回る。対ロシア貿易は、元来赤字基調であるが、2002年は太宗品目の石油製品の輸入減少にも関わらず、依然として1.8億ドルという大幅な赤字を記録した。対中国貿易は、0.5億ドルの黒字であった。

産業別の動向

2002年の鉱工業生産の増加は、主として製造業が24.3%増加したことによるものであるが、このほかエネルギー・水力供給部門も4.7%の増加であった。これに対し、鉱工業生産の約半分を占める鉱業・採石業は7.4%が減少した。食品・飲料（特に製粉）、金属、家具、出版・印刷・メディア、繊維、タバコ、紙製品生産及び金属工業などが、製造業生産増を支えた。電力生産は前年比4.1%増の24.6億kWhを記録し、熱供給も7.1%増の710万ギガcalを供給した。ロシアからの電力輸入は、1.5億kWhであったが、これは前年に比べて約20%少ない。

2002年の鉄道貨物輸送量は、対前年比22.2%増の64.6億トン・kmであった。通過貨物が2.4億トン・kmから3.4億トン・kmへ急増したことが大きい。

2002年の死亡家畜数は290万頭に達し、同年末の家畜総数は2,370万頭にまで減少した。多くの家畜が死亡したことのほか、母畜の減少及び出産率の低下も家畜総数減少の理由である。母畜は2001年に比べて160万頭減少し、同様に出産率は2.2ポイント低下して67.9%であった。獣医あるいは助産体制の改善が望まれる。なお今冬も、前年、前々年ほど深刻ではないものの、かなり広い範囲で厳しい冬となっている。昨夏の旱魃との複合災害により、ある程度の被害が出るものと予想される。

耕種農業では、耕地面積が対前年比31.3%増加したにも関わらず、収穫量は11.5%減少した。夏の旱魃により、壊滅的な打撃を受けた地方があり、単位収量が低下したためである。

(ERINA調査研究部客員研究員 エンクバヤル・シャグダル)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	03年1月
鉱工業生産額(前年同期比:%)	4.4	3.2	1.3	2.4	11.8	3.8	1.9
消費者物価上昇率(対前年末比:%)	20.5	6.0	10.0	8.1	11.2	1.6	1.2
国内鉄道貨物輸送(百万トンキロ)	2,554.2	2,815.3	3,491.7	4,282.5	5,287.9	6,461.3	548.5
失業者(千人)	63.7	49.8	39.8	38.6	40.3	30.9	32.0
対ドル為替レート(トグリク、期末)	813.2	902.0	1,072.4	1,097.0	1,102.0	1,125.0	1,132.0
貿易収支(百万USドル)	16.8	158.1	154.5	78.7	116.2	158.1	2.4
輸出(百万USドル)	451.5	345.2	454.2	535.8	521.5	500.9	51.2
輸入(百万USドル)	468.3	503.3	512.8	614.5	637.7	659.0	48.8
国家財政収支(十億トグリク)	65.1	102.1	98.2	69.7	45.5	70.0	4.1
成畜死亡数(100万頭)	0.6	0.7	0.8	3.5	4.7	2.9	0.114

(注) 失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2003年は期末値。貨物輸送、財政収支は年初からの累積値。

1999年以降の貿易額は、非通貨用金取引額を含む。

(出所) モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑2001」,「モンゴル統計月報」各月号

¹ カシミア山羊から梳き取った原毛から、不純物や油脂、剛毛などを取り除く作業をした後の状態。この後、紡績工程に回される。

韓国

マクロ経済動向と展望

韓国経済の景気鈍化の傾向は明らかになりつつある。製造業生産指数¹を見ると、前年同月比伸び率で12月の9.7%から1月の3.0%に急低下している。失業率も季節調整値で12月の3.0%から1月の3.1%にわずかではあるが上昇した。

生産者物価は主に国際原油価格の影響で上昇傾向にあり、前年同月比上昇率は11月の4.0%から、12月の4.6%、1月の5.1%と高まっている。消費者物価もその影響で上昇傾向にある。

貿易収支は1月に通関ベースで赤字を記録した。速報値によれば2月も赤字が続いている。韓国は通貨危機からの回復過程で、国際収支の黒字基調を維持してきた。サービス収支等を含む経常収支では赤字となることはあったが、物財の貿易収支で赤字となったのは3年ぶりのことである。輸出額は増加しており、赤字は専ら前述の原油価格の上昇に起因するものと見られる。しかし今後、イラク情勢等によっては対米輸出の減少も予想される。外需は韓国経済にとって大きな不確定要素となってきた。

こうした状況を受け主要シンクタンクの中には、国際情勢の動向によって今年の成長率が4%台に低下するとの見方を示すところも出てきている。

スキャンダルに揺れる財界

韓国の財界は現在、二つの財閥グループを巡るスキャンダルに揺れている。

一つは現代グループによる対北不正送金問題である。これは2000年に現代商船が政府系金融機関である産業銀行から融資を受けた資金を朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

に不正送金した事件で、昨年秋から疑惑が提起されていた。大統領選後、監査院の調査でこの資金の流れが明らかとなった。またこのルートの他に、現在はグループを離れている現代建設、現代電子（現ハイニックス半導体）などの資金も流用されていた模様である。

金大中前大統領は2月14日に、事実関係を認めた上で、この資金は現代グループが開城工業団地など北朝鮮における事業の権利を得るために支払ったものであり、南北関係のために非合法的送金を認めたと言明した。その上で同資金が南北首脳会談開催の代償として提供されたという見方を否定し、全ての政治的責任は自分が負うとし、刑事事件として捜査することは北朝鮮との関係を維持するために望ましくないと主張した。しかし野党ハンナラ党はこれに納得せず、盧武鉉政権発足後の2月26日、国会でこの事件を捜査するための特別検事任命の法案を成立させた。現時点では盧大統領が、同法に対して拒否権を行使するか否かが焦点となっている。

一方、第4位の財閥であるSKグループのオーナー家の2代目で、グループのナンバー2である崔泰源SK（株）会長が、自己の保有する非上場のホテル会社の株式を不当に高く評価し持ち株会社の株式と交換したとして、背任の容疑で2月22日に逮捕された。これに関連しSKグループ会長で、全国経済人連合会（全経連）会長に就任した孫吉丞氏も検察の取調べを受け、財界全体を揺るがす事態となっている。

この事件自体は検察が独自に立件したものであり、盧政権の対財閥政策とは直接の関係はないと見られるが、三星グループなど他の財閥でも不透明な内部取引について疑惑が指摘されており、財界の動揺は今後も続くものと思われる。

（ERINA調査研究部研究主任 中島朋義）

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	02年1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	2002年11月	12月	2003年1月
国内総生産（%）	6.7	10.9	9.3	3.0	-	1.9	1.4	1.3	-	-	-	-
最終消費支出（%）	9.8	9.4	6.7	3.7	-	2.6	1.7	0.5	-	-	-	-
固定資本形成（%）	21.2	3.7	11.4	1.7	-	4.4	1.6	5.1	-	-	-	-
製造業生産指数（%）	6.6	25.0	17.1	0.9	7.3	6.9	7.5	5.7	10.3	6.9	9.7	3.0
失業率（%）	6.8	6.3	4.1	3.7	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1
貿易収支(百万USドル)	41,627	28,371	16,872	13,492	14,180	3,265	4,396	2,988	3,865	1,363	387	-
輸出(百万USドル)	132,313	143,686	172,268	150,439	162,822	35,670	40,258	41,412	45,482	15,226	15,173	14,486
輸入(百万USドル)	93,282	119,752	160,481	141,098	152,020	33,732	37,173	38,806	42,308	14,027	14,469	14,438
為替レート(ウォン/USドル)	1,399	1,190	1,131	1,291	1,251	1,320	1,270	1,197	1,221	1,212	1,209	1,179
生産者物価（%）	12.2	2.1	2.0	1.9	1.6	0.2	1.2	1.6	3.9	4.0	4.6	5.1
消費者物価（%）	7.5	0.8	2.3	4.1	2.7	2.5	2.7	2.5	3.3	3.5	3.7	3.8
株価指数(1980.1.4=100)	406	807	734	573	757	793	840	723	674	703	642	680

（注）失業率は水準、製造業生産指数、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、その他のパーセンテージ表示系列は前期比伸び率

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、失業率は季節調整値

生産者物価は1995年基準、消費者物価は2000年基準

貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース

（出所）韓国銀行、国家統計庁他

¹ 本号から同指数を2000年基準の系列に変更したため、前号以前に掲載のデータとは連続していない。

² 日本の日本経団連に相当する財界団体。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

2002年の日朝貿易の現状

財務省発表によると、2002年の日朝貿易額は合計452.7億円となり、前年の支援米を除いた実質取引額は437.8億円に比べ3.4%の増加となった。日本の輸出は165.5億円、北朝鮮からの輸入は287.1億円で日本が121.6億円の赤字であった。日本の対北朝鮮貿易赤字は87年以降続いている。日朝貿易の具体的な内容は以下のようになっている。

（1）北朝鮮からの輸入

輸入総額は2001年に比べ7.9%増加した。品目別にみると、主力の魚介類がほとんどを占める動物性生産品（輸入総額の49%）が過去最大である141.5億円（前年比13.1%増）を記録した。植物性生産品の輸入は前年の5.6億円から13.5億円に144.0%増加した。これは松茸と穀物ワラの輸入が無くなった代わりに、新たにサルトリイバラの葉の輸入が始まり、120億円程度輸入されたためである。鉱物（天然の砂、マグネシア・クリンカー、無煙炭など）の輸入は前年比80%減少して24.7億円であった。一次産品の輸入額は179.8億円で輸入総額の62.6%を占めており前年比14.1%増加した。

また、委託加工で輸入している繊維製品は68.3億円を輸入、前年比5.1%減少となり、最近4年間は停滞・減少している。輸入額は過去のピークであった96年の半分程度に止まっている。また輸入総額に対するシェアも23.8%に減少した。主な委託加工品目は男子用既成服（スーツ、コート、ジャンパー類など）であり、繊維製品全体の80.2%を占めた。トランス、コンバーター類などの電気機器の委託加工は前年比12.6%減少し、2000年までの持続的な成長が2001年以降減少傾向に変わった。鉄鋼製品（銑鉄、鉄鋼のスクラップなど）非鉄金属（アルミニウム、亜鉛）などの金属製品は、2001年の輸入減少（過去20年間で最低水準の輸入額）から反転し前年比38.3%増加した14.5億円となり、輸入総額の5.1%を占めた。

（2）北朝鮮への輸出

輸出総額は2001年の実質輸出額（支援米を除く）である171.7億円から3.6%減少した165.5億円に止まった。主な品目は委託

加工用の繊維類、重工業製品などである。輸出の最大品目は46.9億円を輸出して前年比31.6%増加した輸送機械である。輸送機械の輸出が第1位となったのは初めてであり、大型トラックと乗用車の輸出が増えた。1990年代以降第1位の輸出品目であった繊維類は前年比14.5%減少した41.4億円が輸出され第2位（輸出総額の25.3%）となった。2000年と2001年に横ばいであった繊維類の輸出が再び減少となったのである。

電気機器は21.4億円で前年比8.6%減少し、2年連続減少した。電気機器は委託加工用のトランス、コンバーター部品、発電機、電動機、磁石、通信・電力用ケーブルなどである。機械類も16.9億円で前年比19.9%減少した。ほぼ全ての機械品目が輸出されているが、その中でも鉱山・建設用機械（18.6%）各種荷役機械（8.3%）小型コンピュータ及びその附属装置（7.2%）が高い割合を占めている。輸送機器、電気機器、機械類を合わせた重工業製品が輸出総額で占める割合は51.5%で半分以上になった。

（3）評価と今後の展望

以上から見て、2002年の日朝貿易の特徴は、北朝鮮からの輸入の面で委託加工輸入が減少し一次産品と金属製品の輸入増加が目立っており、北朝鮮への輸出の面で委託加工品の輸出が減少し輸送機械の輸出増加が目立っている。

北朝鮮の1999～2001年の連続プラス経済成長（韓国銀行の推定：それぞれ6.2%、1.3%、3.7%増）は、日本からの部品・資本財の輸出増加と北朝鮮からの繊維製品・金属製品の輸入増加に繋がるのではないかと期待された。しかし2002年の日朝貿易の結果は、輸送機械以外ほとんどの品目の輸出が減少となり、対北朝鮮輸出総額の減少となった。2002年には9月17日に日朝共同宣言が出されたが、拉致問題や核開発問題によって経済交流の雰囲気は造成されなかったといえる。北朝鮮から水産物と金属製品など単純な生産品の輸入が増えたが委託加工貿易の現状が懸念の材料となる。一方、北朝鮮と韓国との貿易は6億ドルを超えた（そのうち商業性貿易は3.4億ドルと前年比45.1%増加）、今後の日朝貿易の展望が不透明といえる。

（ERINA調査研究部客員研究員 李燦雨）

日朝貿易の推移（日本基準）

（単位：百万円）

	1986	1987	1988	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
輸入	29,273	34,886	41,588	32,719	32,108	31,703	36,535	28,704	22,845	27,695	26,612	28,715
繊維製品	1,289	987	2,036	9,414	12,180	13,498	11,535	8,451	6,798	7,400	7,191	6,828
植物性生産品	3,159	3,767	2,872	10,560	6,559	4,427	8,937	6,675	1,914	2,826	555	1,354
動物性生産品	6,216	7,598	7,622	4,459	5,962	6,118	6,185	6,790	8,161	9,644	12,513	14,148
鉱産物	4,683	3,343	4,261	2,631	2,312	3,354	3,213	2,775	2,003	2,306	2,690	2,474
金属製品	11,166	11,496	12,977	3,518	3,098	2,569	3,716	1,690	1,124	1,964	1,049	1,451
電気機器	0	0	0	834	761	940	1,772	1,688	2,176	2,494	1,905	1,666
その他	2,760	7,695	11,820	1,303	1,237	798	1,178	636	669	1,062	708	794
輸出	31,039	30,842	30,593	17,400	23,732	24,695	21,630	22,783	16,651	22,279	17,169	16,554
（日本産米支援含む）											129,417	
繊維類	946	812	567	6,721	7,771	8,196	7,501	5,375	4,814	4,814	4,847	4,143
植物性生産品	578	436	350	0	424	2,908	1,596	1,798	543	1,030	67	69
輸送機器	3,873	2,254	2,486	1,535	1,727	2,845	3,932	4,381	3,351	4,305	3,566	4,692
電気機器	3,323	3,623	3,298	1,607	1,829	1,889	2,834	2,748	2,425	3,212	2,341	2,140
機械類	6,302	7,337	6,767	2,386	2,152	1,785	1,172	1,458	1,437	1,854	2,107	1,688
プラスチック	2,179	2,610	1,937	968	944	1,067	855	521	598	664	923	847
金属製品	4,421	5,330	2,902	952	860	1,003	671	459	552	559	594	473
再輸出（コメなど）	0	0	0	0	4,795	2,209	812	3,548	1,236	3,914	1,060	941
植物性生産品（玄米）											112,413	
その他	9,417	8,440	12,286	3,231	3,231	2,793	2,258	2,497	1,694	1,928	1,498	1,561
貿易計	60,312	65,728	72,181	50,119	55,840	56,397	58,166	51,486	39,496	49,975	43,781	45,269
（日本産米支援含む）											156,028	
貿易収支	1,766	4,044	10,995	15,319	8,376	7,008	14,905	5,921	6,194	5,416	9,443	12,161

（出所）財務省貿易通関統計

BOOK REVIEW

「中口国境4000キロ」

著者：岩下明裕（北海道大学スラブ研究センター助教授）
発行：角川書店（角川選書351）



本書は中国とロシアの関係を、4千キロ超の国境を舞台に繰り広げられた歴史的局面とミクロ的交流の両面から捉えている。中口国境画定問題に対する学術分析の書であると同時に、著者による過去10年間の現地調査の記録が盛り込まれた力作である。

中国とロシアは現在、図們江下流からモンゴル東部国境まで4千キロを超える国境で対峙している。しかし、現在の国境が画定されるに至った歴史を紐解くと、19世紀半ばに締結された愛琿・北京両条約により中国がアムール河北岸とウスリー河東岸をロシアに譲り渡したことが21世紀まで後を引いていることがわかる。その結果、中国は日本海への直接の出口を失い、一方、沿海地方のロシア人は押し寄せてくる中国人の幻影に悩まされることになる。

著者はこの国境問題こそが中口関係の重要な部分を規定しており、問題は領土（国境画定）と移民というかたちで顕在化してきたとみている。そのうち移民に関しては実証的研究が多くなされており、本書の中でも実態と誇張情報が簡単に紹介されている。一方、領土問題については包括的研究が行われていないことに注目し、国境画定にあたってどのような議論が闘われ、どのようなプロセスで合意・解決を見たのかを両国の史料とインタビューに基づき調べ上げたのが本書の前半部分である。

4千キロの中口国境の大部分はウスリー河、アムール河、アルグン河といった河川国境である。これらの河川には大小様々な島嶼が多数（2,444）存在し、それらの帰属問題が係争の対象となってきた。個々の島嶼の帰属に関する係争に係わる史実の検証に著者は並々ならぬ情熱を注いでいる。記憶に新しいところでは、1969年、ウスリー河のダマンスキー（珍宝）島において対立が武力衝突に発展した。日本人に馴染みの深いところでは、ハバロフスクのアムール河対岸に見えるポリショイ・ウスリースキー島が係争地である。また、陸上国境では図們江河口付近の左岸に係争地があり、中国船の図們江航行権の問題を含め、国境画定に至る過程で様々な議論があったことが調べられている。

中口間の不信と対立の歴史が国境問題に凝縮されていると見る著者は、図們江地域開発の失敗の原因として、ロシアの反中国感情を第一に挙げている。ロシア側の消極的姿勢をウラジオストクやナホトカが図們江地域開発と切り離

されることへの反発があったとの説を著者は採っているが、UNDPはウラジオストクやナホトカを図們江開発に含めたが、距離が離れすぎていて経済的に一体化しなかったというのが事実であろう。

第四章からの後半は著者が足繁く国境の町を訪ね歩いた旅行記風な内容まで、90年代半ば以降の両国の変化が投影されていて興味深い。中国の豊かさが辺境まで及んでいるのに対し、ロシアのシベリアや極東が発展から取り残されている実態を垣間見ることが出来る。

黒龍江省の国境の町、綏芬河と黒河を比べ、対照的な評価を下しているのは面白い。綏芬河は街そのものを通商貿易区にし、ロシア人の担ぎ屋で賑わっていて開放的雰囲気がある。一方黒河では貿易量は頭打ちで「金持ち」中国人が貧しいロシア人の小都市に遊びに行く構図が見られ、住民感情は穏やかでない。同じ黒龍江省内の口岸都市でなぜそれほど空気が違っているのかについては著者も理解に苦しむところのようで、是非現地の人々に聞いてみたい。

北東アジアは国境が高いといわれる。実際、中口、中朝、朝口、いずれの陸上国境も検問が厳しく通過に長時間を要する。日本人などの第三人の通過を認めていない国境も多い。単純にEUの成功例を挙げて、高い国境は経済交流にマイナスだと第三人は叫ぶ。しかし、国境を巡る歴史的対立や、押し寄せてくるかもしれない不法移民の問題を抱える現地では、簡単に国境を低くすることは心理的に抵抗があるのかもしれない。陸の国境を持たない日本人には分かりにくいことだが、国境とは一筋縄ではいかないもののである。

著者は本書の中で日本人に日口間の領土問題を考える際のヒントを与えようとしている。中口間の島嶼帰属の問題を処理する上で、実施的所有と帰属の分離や共同開発を認めた例があることを指しているものと思われるが、著者自身の意見は述べられていない。読者に解決法の提起を促しているが次は是非著者の議論を聞きたいものである。

中国、ロシア、北東アジアの国際関係に関心のある人には一読を薦めたい力作である。

（ERINA調査研究部 主任研究員 辻久子）

研究所だより

役員等の異動

< 死亡 >

評議員 古厩忠夫（新潟大学環日本海研究会会長）

平成15年2月28日

職員の異動

< 転入 >

調査研究部 客員研究員 王 曉峰

（吉林大学東北アジア研究院）

平成15年1月20日付け

調査研究部 客員研究員 柳 承鎬

（韓国輸出入銀行）

平成15年2月10日付け

セミナーの開催

地域セミナー

平成14年12月16日(月) ホテルディアモント新潟

「佐渡と沿海州の水産交流について」意見交換会

平成15年1月28日(火) 佐渡：両津市

北東アジアの今と未来

「新絹之路」・

北東アジア輸送回廊 東京シンポジウム

平成15年2月7日(金) 経団連会館14F 経団連ホール

東京都千代田区大手町 1 - 9 - 4

主催：ERINA、北東アジア経済会議組織委員会

講師：

中国吉林大学東北アジア研究院院長 王勝今氏

日本貿易振興会アジア経済研究所所長 山澤逸平氏

中国鉄道部国際合作司副司長 金萬建氏

社団法人日本港湾協会理事長・ERINA顧問 栢原英郎氏

UNDP図們江地域開発事務局副代表

ゴンボ・ツォグツァイハン氏

ロシア極東海洋・設計・技術研究所所長

ヤロスラフ・セメニヒン氏

韓国交通開発研究院北東アジア調査室室長 安秉珉氏

中国吉林省門図們江開発弁公室主任 方敏氏

中国黒龍江省対外貿易経済合作庁副庁長 康翰卿氏

モンゴルインフラ省次官 ツェグミド・ツェンゲル氏

ESCAP運輸・通信・観光・社会資本開発部 河東佑氏

平成14年度第8回賛助会セミナー

平成15年3月4日(火) 新潟グランドホテル

テーマ：「朝鮮半島におけるエネルギー協力」

講師：韓国エネルギー経済研究院院長

李相驥（イ・サン・ゴン）氏

編集後記

インタビューにご登場願った夏徳仁大連市長は40代の若さで、就任早々日本との関係強化に奔走されています。一方、ロシア駐日通商代表部のメショルキン氏は、ソ連時代から日本との経済交流に携わってきたベテランです。日本との取り組みの姿勢に両国の“お国柄”が感じられます。

ERINAは10周年を迎え、事務所を移転しました。新しい事務所は新築の万代島ビルの中にあり、日本海が一望できます。繁華街の真中にあった従来の事務所に比べると通勤などのアクセスは不便ですが、国際会議場（朱鷺メッセ）やホテルと同居となるため、会議の開催には便利です。尚今年の北東アジア経済会議は6月2-3日に朱鷺メッセで開催されます。新潟が一番美しい季節でもあり、多数の皆様参加を楽しみにしております。

(H)

発行人 金森久雄
 編集長 辻久子
 編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村俊彦
 ドミトリー・セルガチョフ
 発行 財団法人 環日本海経済研究所 c
 The Economic Research Institute for
 Northeast Asia (ERINA)
 〒950-0078 新潟市万代島5番1号
 万代島ビル12階
 Bandaijima Bldg. 12F
 5-1 Bandaijima, Niigata City
 951-0078, JAPAN
 tel 025-290-5545 (代表)
 fax 025-249-7550
 E-mail webmaster@erina.or.jp
 ホームページ (URL)
<http://www.erina.or.jp/>

発行日 2003年4月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載